

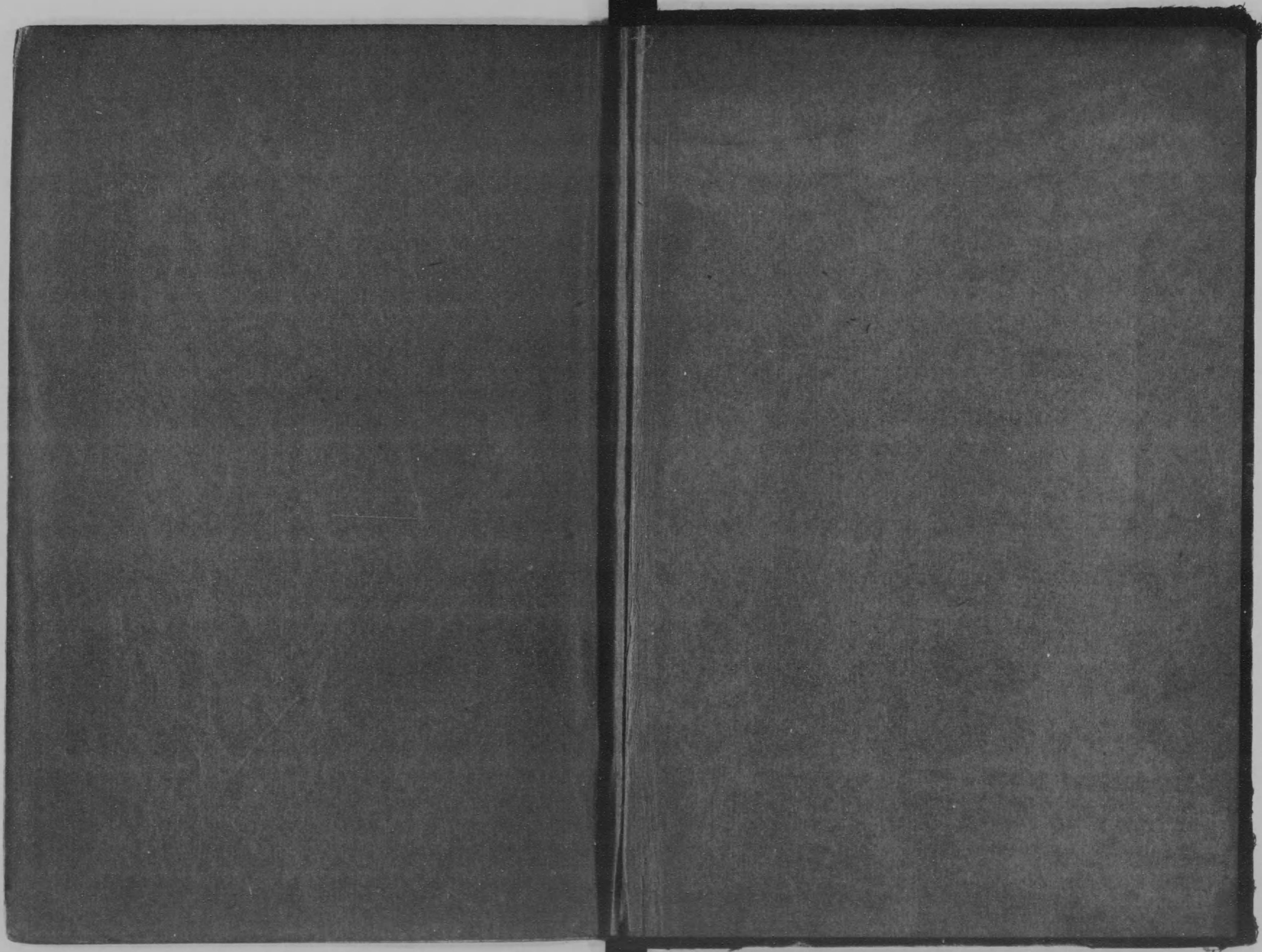
356
314

X
複写



始





356-2/4



民道德要領

並實踐道德大意

大正
6. 7. 12
內交

序

文檢受験者に『國民道德要領』の試験を課せらるゝや、受験者中に適當なる参考書のなきを嘆ずるもの甚だ多し。國民道德に關する著書もとより尠からずといへども、學者の著述は多く一家の私見を述ぶるに止まり、受験を目的として出でたるものは餘りに粗雜にして杜撰なり。系統的に國民道德の太要を把握するに足るものは一も無し。今日國民道德振興の聲が喧しく起れるにも拘はらず、國民道德の意義さへも漠然たるは、偏に良書をなきによるものと云ふべけん。されば文檢受験者にとりて『國民道德要領』の試験を課せらるゝは、尠からぬ苦痛と云ふべし。文檢受験者に深き同情を有する本社は昨年文檢規則改正當時より、『國民道德要領』に關する適當なる参考書を編集せ

んとせしも、輕卒に出して受験者をあやまらんことをおそれ、昨年の試験の状況に照し、試験委員の談話を参考とし、文檢合格者の校本を基として、熟考に熟考を重ねて漸く本書を編述することゝせり。然も原稿成るに及んで更に幾度か改削し補正し、數箇月の推敲を経て、頃日之を公刊し、文檢受験者の机上に呈することゝなれり。

本書の最も誇るに足るべき特色は、從來の『國民道德要領』に關する著書になき一つの體系をつくりたることなり。從來の著書は多く國民道德に關係ある事項をたゞ順序もなく散漫に叙述したるものなれば、これを一讀するともまとまりたる國民道德の概念を得ること頗る困難にして、かゝる参考書によりて準備する文檢受験者の勞苦思ひやらるゝものあり。これ本書が叙述の上に新らしき順序を定めたる所以なり。されど思想

は盡く試験委員の説をとり、一も獨斷的見解を加ふることなし。且つ文章には頗る苦心し、なるべく平易にして讀みやすく、なるべく流暢にして、記憶に便ならんことをつとめたり。故に本書が文檢受験者の参考書として、最も適當なる良書なることは本社の深く信じて疑はざる所なり。從來出でたる類書につき不満足を感じらるゝ諸君は、是非とも本書を熟讀批判せらるべし。國民道德の振否は國家の盛衰に深き關係を有するものなり。されば國民道德の研究は、啻に文檢受験者のみに必要なるものにあらず。國家の前途を憂ふるものゝ一日も等閑に附すべからざるものなり。本書が遍く日本國民の間に普及し愛讀せらるゝは、本社の切に希望する所なり。

大正六年六月

内外教育評論社編輯部

凡例

- 一本書は中學校、師範學校、高等女學校教員檢定試験の「國民道德要領」受験者の爲めに編纂したるものなり。
- 一本書は國民道德を體系的に叙述せんことに最も苦心したり。蓋し從來の國民道德に關する書の中にはたゞ國民道德に關する事項を順序もなく記述するのみにて、全卷を通讀しても、如何なるものが國民道德なるか一向要領を得ざるもの多く、受験者の不便尠からざりしを知らばなり。
- 一本書は國民道德の概念を明瞭に把握せしめんが爲めに全篇に脈絡を保ちたれば、第一章より最後の章に至るまで、これを一篇の論文と見ることが得るものなり。
- 一本書は受験者の爲めに編述したるものなれば、一に著者の獨斷的私見を加へず、盡く試験委員或は信用するに足る學者の説のみをとりたり。しかも多くの著書につき、一々其の説を精査したる後、最も穩健妥當なりと思ふものを取りたり。一本書を編述するについて参照したる参考書は非常に多く殆んど國民道德に關

一 する著書は盡く見ざるものなかりしが其の中にも特に井上哲次郎氏著「國民道德概論」吉田熊次氏著「國民道德の教養」吉田靜致氏著「國民道德の新修養」直理章三郎氏著「國民道德序論」深作安文氏著「國民道德要義」吉田靜致藤本慶祐兩氏合著「國民道德要領」等によれること多し。中にはこれ等の諸家の説を其の儘とり入れたる點もなきにあらず。しかも特別なる場合を除く外に一々其の出所を明にせざりしは、もと本書が國民道德の一般を知るものを目的として編述したるものにして、國民道德を専門に研究するものゝ爲めに出したるにあらざればなり。

一 文章は最も平易にして簡單なる文語體をとりたり。蓋し此の種類の説明が讀者をして最も疲労すること尠く、容易に其の大要を把握せしむるが故なり。文章の洗練推敲に於ても、本書はたしかに一特色を有するものと信ず。

一 本書は國民道德をまとまりよく種々の方面より論究せんとつとめられたれば、全卷を通じて見れば、同様の説明が所々に出で、多少重複する所あり。稍々どきかの如き感を催さしむる點なきにあらず。一例を擧ぐれば第四章「國民道德の發展」中に於ても、先づ國民道德の要素たる外來思想のことを論じ、次に我が國

民道德の發展を沿革的に述べたれば、前後の間に説明の煩しく思はるゝ所あれど、それは國民道德を種々の方面より闡明して、受験者に便利ならしめんが爲めに、承知の上にて行ひたることなり。個人主義の説明、忠孝一本のこと等は二三回も出づれども、これ又上述の意味にて殊更に反覆したるものなり。

一 卷末に添へたる「實踐道德大意」は「國民道德要領」の中に加ふべきものなれども、便宜上これを別ちたり。其の事は本文中にもことばりおけり。こゝに實踐道德として掲げたるものが、「國民道德」と全く異なるものゝやうに誤解すべからず。

本書の内容

(本文を読む前に必ず一讀せらるべし)

國民道德とは國民の守るべき道德なり。我が國民の守るべき道德は、明治二十三年に下し賜ひし「教育に關する勅語」の中に明示せらる。故に「教育に關する勅語」は我が國民道德の大本なり。國民道德は國民の守るべき道德にして、國民は人なれば一般の人の守るべき實踐道德と少しも本質を異にするものにあらず。たゞ實踐道德を國民生活の上より見たるに過ぎず。しかれども國情の異なるに従ひ、實踐すべき道德の上に特色を生ず。我が國民道德の特色は甚だ多しと雖も、忠孝一本忠君愛國の一致、祖先崇敬の念厚きと等は、世界各國に比類なき特殊の道德なり。而して我が國が今日の如き進歩發展をなしたるは、此の特色ある國民道德によるものと云ふも可なり。我が國にかゝる特色ある國民道德を生じ來りしは、第一に我が國民の境遇が島國にして山水の明媚なると、第二に我が國民性の優良なると、第三に我が國體が君主國にして萬世一系の皇統を仰ぐによること、第四に我が國の社會組織が家族制度の體形を存すると等を原因となす。將來我が國運をして益々進歩發展せしめんとすれば、これ等の特色ある國民道德の生ずる原因

を研究し、又我が國民道德の短所をも明らかにし、將來の國民道德について考へざるべからず。これ本書全卷の内容を概括したるものなり。本書について國民道德の大要を知らんとする者は、以上述べたる大體の脈絡を心得、然る後に本文を精讀せらるべし。

國民道德を研究する者は、最初に國民道德の意義を知らざるべからず。これ本書が第一章に於て「國民道德の意義」を述ぶる所以なり。國民道德の意義定まれば、其の本質を定め、一般道德との關係を明らかにせざるべからず。故に本書に於ては第二章に於て「國民道德の本質」を論じ、これを人道及び實踐道德と比較したり。國民道德は實踐道德と本質を同じうするものにて、たゞ實踐道德を國民生活の上より見て、國民道德と云ふに過ぎざれば、國民道德は先づ國民生活を前提とするものなりと云はざるべからず。國民道德を論ずる前に國民生活の意義をたしかむるは自然の順序なり。依つて本書には第三章にこれを述べたり。「教育に關する勅語」は我が國民道德の大本を示したるものなれば、勅語の解釋は國民道德論の真髓たらざるべからず。これ本書が第六章に於て「教育に關する勅語」につきて細察する理由なり。云ふ迄もなく本章は全卷の主眼とも稱すべきものなり。

「教育に關する勅語」が我が國民道德の大本たる所以を明らかにせんとするには、「教育に關する勅語」の下賜せられたる事情を知らざるべからず。こゝに於て先づ我が國民道德の發展を沿革的に叙する必要生じ來る。本書第四章に於て「國民道德の發展」を説き、外來思想と國民道德との關係を述べ、「教育に關する勅語」下賜の事情に筆を止めたるは以上の理由に本づくものなり。國民道德の發展を沿革的に觀察すれば、我が國民道德が特殊の二形式をなしてあらはれたることを知る。特殊の二形式とは神道、武士道即ち是なり。本書が第五章第六章に於て特に神道、武士道を詳述したるは、國民道德を研究するに、我が國民道德がかゝる形式にてあらはれたる由來を明らかにするとの極めて必要なるを認められたればなり。「教育に關する勅語」を國民道德の大本とすれば、勅語の中に包まれたる徳目を一々説明せざるべからず。故に本書は「實踐道德大意」を附録として添へたり。これを附録として別に出したるは、たゞ徳目を記憶するに都合よろしきが故にして、他に意味の存するものにあらず。國民の守るべき道德の大綱を掲げたる後には、「國民道德の特色」を論ずるを順序とすべし。これ第七章に於て忠孝一本、忠君愛國の一致、祖先崇敬等を述べたる所以なり。國民道德の特色を擧ぐれば次には其の

特色を生ずる國情について論ずる所なかるべからず。依つて本書に於ては、第八章以下第十二章に至り、國民の境遇、國民性、國體、家族制度等の國情と國民道德との關係を詳述したり。國民道德の振興は國運の消長に關するものなれば、我が國の前途に處する國民道德を研究すると必要なり。これ最後の章に於て「國民道德の將來」を述べたる所以なり。

本書は以上の如く脈絡を逐うて國民道德に關するすべての問題を順序正しく論じたるものなれば、本書を讀まるゝ人は、全巻を通じて精讀し、系統的に大要を把握せらるべし。「國民道德要領」と云ふ名目の下に、國民道德の歴史のみを述べ、或は武士道、家族制度、忠孝一本等の如き題目を散漫に羅列して、前後の間に少しの系統もなき書と同一に見るべからず。

國民道德
概念

文檢
參考
國民道德要領目次

第一章	緒論	一
第一節	國民道德の意義	一
第二節	國民道德研究の必要	五
第二章	國民道德の性質	一一
第一節	道德の本質	一一
第二節	國民道德と人道	一五
第三節	國民道德と倫理學說	二一
第四節	國民道德と實踐道德	二六
第五節	國民道德の基礎	二七
第三章	國民道德の前提	三一

國民道德の變遷 **第四章**

國民道德要領

第一節 國民生活……………三二

第二節 國民生活の規範……………四〇

國民道德の發展……………四五

第一節 一國の文明と世界の文明……………四五

第二節 國民道德の起原……………四七

第三節 國民道德の要素……………五〇

第一項 我が國民道德の四要素……………五〇

第二項 國民道德の要素としての支那思想……………五二

第三項 國民道德の要素としての印度思想……………五五

第四項 國民道德の要素としての西洋思想……………五八

第四節 我が國民道德の變遷……………六〇

第一項 古代の國民道德……………六〇

第二項 中世の國民道德……………六三

第三項 近世の國民道德……………六五

第四項 最近の國民道德……………七一

特別 **第五章** 神道……………七五

第一節 神道の性質……………七五

第二節 神道と國體……………七八

第三節 神道と道德……………八三

第四節 神道の變遷及流派……………八六

第六章 武士道……………八八

第一節 武士道の本領……………八八

第二節 武士道の發達……………九〇

第一項 第一期……………九一

第二項 第二期……………九五

第三項 第三期……………一〇〇

第四項 第四期……………一〇四

第三節 武士道の特色……………一〇七

第四節 武士道と國民道德……………一一〇

第五節 武士道と神道……………一一四

第六節 武士道と儒教……………一二六

目次

第七節 武士道と佛教……………一七八

第八節 時代の趨勢と武士道……………一二〇

第九節 武士道の將來……………一二四

第七章 國民道德の大本……………一二九

第一節 『教育に關する勅語』の下賜……………一三〇

第二節 『教育に關する勅語』の御精神……………一三八

第三節 我が國民道德の内容……………一四〇

第八章 國民道德の特色……………一四三

第一節 忠孝一本……………一四四

第二節 忠君愛國の一致……………一四八

第三節 祖先崇敬……………一五〇

第四節 國民道德の特色の生ずる理由……………一五六

第九章 國民の境遇と國民道德……………一五九

國民道德の特色の總論

各論

第一節 國民の境遇と人文との關係……………一五九

第二節 我が國の地理的觀察……………一六二

第三節 境遇の國民道德に及ぼせる影響……………一六四

第十章 國民性と國民道德……………一六七

第一節 國民性の意義……………一六七

第二節 國民性の起原と變遷……………一七〇

第三節 我が國民性の長短……………一七三

 第一項 我が國民性の長所……………一七四

 第二項 我が國民性の短所……………一八三

第四節 國民性と國民道德……………一八八

第十一章 國體と國民道德……………一九〇

第一節 國體の意義……………一九〇

第二節 國家の性質……………一九二

第三節 我が國體の特色……………一九五

第四節 國體と國民道德

二〇二

第十三章 家族制度と國民道德

二〇八

第一節 家族制度の意義

二〇八

第二節 西洋に於ける家族制度の滅亡

二一〇

第三節 我國の家族制度の變遷

二一三

第四節 我が國の家族制度の特色

二一七

第五節 家族制度と國民道德

二一九

第一項 家族制度と祖先崇敬

二一九

第二項 家族制度と忠孝一本

二二一

第三項 家族制度と其他の道德

二二三

第六節 我が家族制度の現状

二二四

第一項 家族制度破壊の傾向と其の原因

二二四

第二項 家族制度と個人主義

二二九

第三項 家族制度と社會主義

二三一

第七節 我が家族制度の將來

二三三

國民道德要領第十三章

國民道德の將來

二三九

第一節 時勢と國民道德

二三九

第二節 國民道德の將來

二四一

實踐道德大意

二四七

第一章 緒論

二四七

第二章 自己に對する道德

二四九

第一節 總論

二四九

第二節 清潔

二五〇

第三節 節制

二五一

第四節 規律

二五二

第五節 立志

二五三

目次

七

第六節 忍耐……………二五四

第七節 正直……………二五五

第八節 廉恥……………二五七

第九節 自主獨立……………二五八

第十節 勤勉……………二六〇

第十一節 謙讓……………二六二

第十二節 儉約……………二六三

第三章 家族に對する道德

第一節 總論……………二五六

第二節 孝行……………二五六

第三節 慈愛……………二六八

第四節 友愛……………二七〇

第五節 夫婦の和……………二七二

第四章 社會に對する道德

……………二七四

第五章 國家に對する道德

第一節 總論……………二七四

第二節 信義……………二七四

第三節 禮儀作法……………二七七

第四節 公德……………二七八

第五節 公益……………二八〇

第六節 博愛……………二八一

第一節 總論……………二八三

第二節 遵法……………二八四

第三節 服務……………二八五

第四節 義勇奉公……………二八六

第五節 忠君愛國……………二八八

附 録

第一 國民道德要領問題解答……………二九〇

- (一) 國民道德の意義を問ふ……………二九〇
- (二) 教育に關する勅語中の「國體ノ精華」の義を説明し、且つこれに付き感ずる所を述べよ……………二九一
- (三) 恭儉の重んずべき理由を述べよ……………二九三
- (四) 國家と個人との關係を論ぜよ……………二九四

第二 教員檢定に關する諸規則……………二九七

- (一) 教員免許令……………二九七
- (二) 教員檢定に關する規定……………二九九

目次了

文檢 國民道德要領 參考

第一章 緒 論

第一節 國民道德の意義

國民道德を研究するには、先づ第一に國民道德とは如何なるものなるかと云ふことを明らかにせざるべからず。

近時國民道德と云ふ言葉の用ひらるゝこと多し。併し乍ら、此の國民道德の意義を考へ見れば、甚だ多種多様にして、學者によりて其の解釋を異にするが故に、果して如何なるものを國民道德と稱すべきか、明確なる定義を與ふことは甚だ困難なり。

今國民道德に對する二三の學者の定義を掲ぐれば、文學博士井上哲次郎氏は、其の著「國民道德概論」中に於て、

第一章 緒論 第一節 國民道德の意義

國民道德とは何ぞや

國民道德の定義に關する諸家の説

「國民道德は國民に特有なる道德のことなり。」

と定義せられ、文學博士吉田熊次氏は、「國民道德の教養」中に於て國民道德には三様の意味あることを述べらる。即ち其の第一は、個人道德に對する名稱にして國民として守るべき道德の全部を意味するものとし、第二は、國際道德に對する名稱にして所謂國家道德を以て國民道德となすものとなし、第三は人類道德に對する名稱なりとなせり。然して吉田博士は其の第一を採りて

「國民道德とは、國民として守るべき道德の全部を意味す。」

と斷言せらる。又亘理章三郎氏は「國民道德序論」中に於て、國民道德に廣狹二意義ありとし、廣義の國民道德とは、國民の守り行ふべき道德を云ふものにして、これには、凡そ左の三通りありとなせり。

第一其の國民の特有の道德とせられるものと、他の國民にも存する所の共通の道德とせられるものを併せて云ふ。教育に關する勅語は我が國民道德の綱領なりと云ふ場合の如し。即ち忠又は孝は我が特殊の國體に基づく所の特有の道德とし、博愛又は恭儉等を人類一般に通ずる道德とし、兩者共に我が國民の守り行ふべきものなれば、これを我が國民道德となす。

第二國民に特有の道德の存すると云ふことを考へず、一般の道德を國民の守るべきものとして云ふ。外國に發展したる我が教義思想等を奉ずる者には、國々に差別を置かずして、同じ經典同じ教訓を同様に説いて之を國民道德と云ふ。

第三國民としてよりも寧ろ人としての道德を云ふ。此の種の人は國と云ふ社會の中に生活する日本國民と云ふことを眼中に置かず、日本人の守るべき道德と云ふ意味にて稱す。

狹義の國民道德にも亦次の三通りありとなせり。

第一實踐道德の一分類とするもの、即ち實踐道德を講ずるものは、個人道德、家族道德、國民道德及び人類道德等の如く分類し、國民生活を爲す上に必要なる道德を國民道德と云ふ。

第二單に國民生活を對照するものなれど其の國特有の道德と云ふことを考へず、各國民に共通なる道德の意に用ふ。國民道德を科學的に説かんとする者に多し。

第三其の國特有の道德と解するもの、忠孝一本、忠君愛國の一致等を以て國民道

徳となすもの即ちこれなり。

義 國民道德の定

詳しく云へば國民道德には以上の如く種々様々の意義を有すれども、大體より云へば國民道德の中に、大凡二種の意義の含まるゝことを知るべし。其の一は國民の守るべき道德と云ふことなり。國民道德をかくの如く解釋すれば、其の意味は非常に廣くなり、實踐道德は盡く國民道德の中に入ることゝなるべし。例へば忠孝・仁義・友愛等より恭敬・謙讓・博愛・公益等に至るまで、すべて國民道德と稱せざるを得ず。其の第二は國民に特有なる道德と云ふことなり。國民に特有なる道德を稱して國民道德とすれば、其の意味は前よりも非常に狭くなり、國民として踐み行はざるべからざる道德にても、其の國に特有ならざるものは、國民道德とは云はれぬことゝなる。例へば日本の國民道德と云へば忠孝一本とか、祖先崇拜とか、たゞ日本にのみ特別に存在するものを稱し、博愛・恭敬・公益の如き、何れの國にも存在し、日本特有のものにあらざるものは、國民道德の中より除外せらるゝに至る。之を要するに、國民の守るべき道德は、國民に特有なる道德よりも其の範圍甚だ廣し。従つて國民の守るべき道德にして、國民に特有ならざる道德あれども、國民に特有なる道德は、其の國家の發展を害するものにあらざる限り、常に國民の踐み

行はざるべからざるものなり。

かくの如く國民道德に二様の意義ありとすれば、何れをとりて其の定義を定むべきか。今日國民道德の意味は實際に於ては兩様に用ひらるゝが故に、何れを非とし、何れを是とすること能はず。然れども茲には、これを廣義に解し、國民道德とは、國民の守るべき道德なりとして論ずべし。而して我が國特有の道德は、國民の守るべき道德中、特に重要なものあれば、これを國民道德の特色として、特に詳しく述べんと欲するものなり。

第二節 國民道德研究の必要

國民道德は國家の盛衰と最も深き關係を有するものなり。歴史を繙きて、吾人は常に國家の榮枯盛衰の極めて著しきに驚くものなり。東西六千年の間に、此の地球上に國を建てたるものは、幾十百の多きにも上るべし。然も一度強大なる國家と謳はれしものにして、長く其の勢力を維持したるものは甚だ尠し。朝に興りて夕に滅び行く陽炎の如き運命に終りしものさへもあり。秦の始皇帝は嘗て六國を統一して、中外に覇を稱へし時、自ら始皇帝と號し、世嗣を二世皇帝と名け、以下

三世四世とつき／＼に傳へて千萬世に至らしむべしと命じたりしが、皇帝の崩御と共に、忽ち國の内外は麻の如く亂れ、一時旭日昇天の勢を以て榮えし秦の世は、二世皇帝の時に滅び終りぬ。宛然我國の源平時代に於ける平家の運命にも似たり。權花一朝の榮華とはこれを云ふべきものならむ。其の昔文化の光り燦爛として輝きし國にして、今日殆んど見るかげもなく滅び果てしもの勢からず。例へば印度の如きは、今より數千年の昔に於て、インドス河の上流に優勢なる國を建て、文化の最高潮に達したる事あり。「ラマ、ハヤナ」の如きは、今日世界に残れる最長詩篇なりと云はる。又支那に入り朝群に移り日本に傳はり、數千年間東洋の民心を支配したる佛敎の教義は、印度に生れたる釋迦の創めて唱へたるものなり。其の東洋文明の發生地たる印度は、今日如何なる状態にありや。嘗て榮えし強大なる版圖は、次第々々に白哲人に蠶食せられ、遂には全く其の獨立を失ふに至り、既に久しき間他國の支配を脱する能はざるにはあらざるか。埃及の如きも亦、紀元前數世紀の昔、ナイル河の流域に於て、ハム民族の文化近隣を風靡したることありしが、今日にては全く亡國となりて昔の面影なし。國內所々に遺れる巨大なるピラミットやスインクスが僅に古の壯麗なりし時代を語れるのみ。希臘は歐洲に於て最

も疾く文明の發達したる地なり。今より約三千年前、ソクラテス、プラトーン、アリストテレス等の如き大哲學者出て、歐洲文明の起原をひらきたれども、今日にては僅に獨立國の體面を存するのみにて、宛然枯木の辛ふじて餘喘を保つに似たり。支那の如きも古は自ら中華と稱し、我が國の神武天皇御即位前に、既に幾多の聖人君子輩出したれども、今日にては其の勢力遠く我が國に及ばざるのみならず、數回の革命にて、内治外交混沌たる有様にして、僅に東洋の老大國たる形骸を存するに過ぎず。之に反して現今世界の強國と稱せられつゝある獨逸、英吉利、佛蘭西、露西亞等を見るに、其の建國の年代は比較的に新らしく、何れも僅々數十年の間に國力を養ひて、今日の如く世界に雄飛するに至れるものなり。今回の歐洲戰亂に於て世界の強國を敵とし、既に三年有餘の間、猛烈なる戰爭を繼續しつゝ、尙容易に屈する色も見えざる獨逸の如き、今より百餘年前までは、ゲルマニの森林を彷徨しつゝ、ありし蠻族に過ぎざりき。又今日地球上に於ける何れの國の港灣にも、ユニオンジャックの旗影を見ざる所なしと云はるゝ英國の如きも、其の海上に活動を始めたる年代は、和蘭、西班牙、葡萄牙に比すれば、遙に新らしきことなり。

斯くの如く有爲轉變限りなき國家の存亡興廢は、其依つて起る原因多しと雖も

就中最も主要なるものを國民道德の振否となす。即ち健全なる國民道德を有する國家は常に榮え、不健全なる國民道德を有する國家は必ず衰ふ。これ古今を通じて渝らざる萬世不易の大法なり。羅馬帝國は古代より中世にかけて、地中海の沿岸に勃興したる一大強國にして、其の最も盛んなる時に於ては、版圖は歐亞弗の三大陸に跨り、殆んど飛ぶ鳥も落すの勢ありしが、かくの如き盛大なる國家の基礎を築き上げしは、チベル河岸に瘦畑を耕作しつゝありし農民にてありしなり。羅馬の民はもと質素にして勤勞を好むの風あり。堅實にして剛健の氣風に富めり。即ち所謂羅馬魂と云ふ美しき國民精神を有し、次第に荒蕪の土地を開拓し、四方の國々を征服して、其の版圖をひろめしが、やがて富強天下に並びなきに至るや、漸く奢りの心を生じ、日夜宴舞の中に耽樂し、遂に昔の剛健なる國民精神即ち羅馬魂を失ひ、折角築き上げたる大帝國の基礎を忽ちにして土崩瓦解に歸せしめたり。羅馬の興りたるは、其の國民道德の健全なりしにより、羅馬の滅びたるは健全なる國民道德を失ひたるによるものなり。國民道德が國家の盛衰に深き關係を有すること、羅馬帝國の興亡の如きは、最もよき例なりといふべし。

國家の存續發展を期するは國民の任務なり。存續發展は國家の生命なり。一

度富みて榮えたる國と雖も、長き年月の間に亡び行くものは、これを歴史上より觀て、世界の文明に貢獻する所尠からずとするも、國家として優秀なる者とは云ひ難し。印度の如き、埃及の如き、或は又希臘の如き、世界の文明を進歩せしめたる點より云へば、其の效績は永遠に没すべからざるものなれども、今日の如き亡國となりはて、恨々たる山河徒らに往事を痛ましむるに過ぎざる有様となりては、永遠の存續發展を生命とする國家として一種の落伍者たるを免れず。國民は國家の要素にして、國家の盛衰は國民の覺悟によりて岐るゝものなれば、國民は常に國家を擁護して、其の存續發展を期すべく、國民としてこれより大なる任務なし。而して國家盛衰の主原因が國民道德の健全なると否とに依ること、前に述べたる如くなれば、國民が國家を存續發展せしむる爲めには、國民道德を研究して健全なるものは益々これを助長し、不健全なるものは一刻も速にこれを除去せざるべからず。

國民道德は常に國民教育の中心となるものなり。國民教育とは國家が國民に必要な教育を行ふことにして、國家自衛の精神に出づるものなり。即ち今日の如き國家と國家との間には、げしき生存競争の行はるゝ時にありては、國民の知徳を高めて、一國の文明を進歩せしめざれば、優者の地位を保つこと困難なるべし。

此の意味に於て、國家は自國の地位を保つ爲めに、國民に必要な教育を施さんとす。これ即ち國民教育なり。國民教育は國家の自衛を目的とするものなれば、國家の存續發展に最も大切なる國民道德は、國民教育の骨髓をなすものにして、國民道德と相容れざるが如き國民教育は、實際に於て存在すべからざるものなり。

我國の地位と
國民道德

我國は世界に比ひなき國がらなり。開闢以來二千五百有餘年、皇統連綿として渝らず、國運は日々に隆盛に赴きつゝあり。我が國がかくの如く著しき進歩發展をなしたるは、我が國民道德が、他の國々に優れる特色を有するによる。何となれば、國家の盛衰は國民道德の健全なると否とによりて岐るゝものなればなり。我が國民道德の長所をして、益々これを發揮せしむるは、我が國運をして益々進歩發展せしむることゝなる。我等國民の一日も忘るべからざる所なり。然れども我が國民道德にも缺點なきにあらず。長所の發揮と共に短所を矯正するの必要なるは云ふ迄もなし。殊に輓近に至りて、歐米諸國の思潮の浸入するにつれ、新舊思想の間にはげしき衝突を來し、其の結果我が國固有の國民道德の長所までも、次第に滅びゆかんとするの傾あり。今日の我が國は文明の過渡時代にあるものにして、國民道德の上より見れば、最も危険なる時期と云ふべし。而して世界の現狀を觀

るに、國際間の生存競争は日を趁うて益々激しくなりゆくの形勢あり。殊に戦後に於ける歐米の諸強國は競うて其の手足を東洋に伸ばし、何等かの利權を得んとするに相違なく、東洋の天地が國際競争の修羅場となることは豫想するに難からず。將來東洋の盟主となりて、永く其の平和を保持し、延いては東西兩洋の文明を合一して、特有の文明を創造し、全世界の人類の幸福を増進せしむるは、日本國民の一大使命なり。今東洋に於ける國際間の競争に際して、一敗地に塗れんか、すべての望みは空しく水泡に歸し、光輝ある歴史は汚され、國民はみじめなる他國の支配の下に從はざるを得ざるべし。誠に今日は我が國民にとりて危急存亡の秋なりと云ふべし。此の時に當りて我が國民道德を研究し、其の長所をして益々發展せしむると共に、速に其の短所を矯正するは、國運の將來より考へても極めて必要なる事なり。

第二章 國民道德の性質

前章に於て國民道德の意義を定め、國民の守るべき道德となせり。然らば此の國民道德は如何なる性質を有するものなるか。國民道德の性質を明らかにせざ

れば未だ國民道德を確實に理解すること能はざるべし。依つて本章に於ては國民道德の性質について論ずる所あらんとす。

國民道德の性質を論ずる前に、道德の本質について一言せざるべからず。道德の本質を究めずして、國民道德を述ぶるは順序にあらざればなり。

第一節 道德の本質

道德とは何ぞや

道德とは何ぞやと云ふ問に對する答は甚だ區々にして一定せず。従つて道德と云ふ語は今日種々の意味に使用せられつゝあり。

倫理學上に於て用ふる道德は英語の *moral* を譯したるものなれども、もと道德と云ふ語は、古くより東洋に存在せしものなり。而して古くより存在したる道德の語義と今日用ふる倫理學上の道德即ち *moral* とは、其の意味を異にするものなり。

東洋の「道德」

東洋に於ては古來道と徳とを分ちて考へたり。曰く道は萬人共に行く所の路に取りて名づく。即ち中庸の五達道の如き、又五倫五常の如きこれなり。又徳は得なり行うて之を心に得たるものを云ふ。即ち三達徳の如きこれなりと。要するに道は客觀的のもの、徳は主觀的のものと解釋したるなり。されど實際上に於

ては區別し難きことも尠からざりき。例へば論語には中庸の徳とありて、「中庸」の書には、中庸の道とあるが如き、又孝を以て或る時には道とし、或る時には徳としたりが如きこれなり。竟畢道も徳も同一のものにして、これを主觀的に見れば徳、客觀的に見れば道となる。兩者を本質上より區別することは到底不可能なりと云ふべし。

倫理學上の「道德」

今日の倫理學上に於て用ひらるゝ道德は、通常人と人との間の情意的關係を稱するものなり。人は孤立して生活すること能はざるものにして、人と人とが集れば、必ず其の間には何等かの關係を生ずるものなり。人と人との間に生ずる關係には種々の様式あり。或は血族上の關係もあれば、認識上の關係もあり。されどこれ等の關係はこれを道德とは云へず。甲と乙とが血縁を以て繋がれ居れば、これを目して道德なりとは見做し難し。又甲が乙の居る場所を認識すれば、未だ道德的關係を生じたりとは云ふべからず。甲が乙に對して好意を有するとか、或は乙が甲に對して不愉快なる感じを抱くとか、其の間に情意的の關係の起るに至つてはじめて之を道德と稱し、此の關係を意識するものを道德意識と云ふなり。

之を要するに道德とは人の必ず行ふべき道、又行ふべからざる道を稱す。道德は人と人との間に成立するものなれば、道德の存在には必ず社會の存在と云ふことを條件とするものなり。蓋し社會とは人の集りて成れる團體なればなり。此の社會と云ふものが存在せずして、人が孤立をなす所には、道德と云ふものは生ずることなし。然れども人類の歴史には、未だ曾て社會の存在せざりし時代はなし。従つて如何なる原始時代にても、人の棲息したる所に、道德の存在せざりしことなし。人集りて社會をなせば、其の社會の分子たる人と人との間には、必ず行ふべき道行ふべからざる道を生じ、行ふべき道を行はず、行ふべからざる道を行へば、社會の中より排斥せられて、個人の生存を保つことを得ざるに至る。これ即ち道德の權威ある所以なり。道德は社會に存在するもの、盡く守らざるべからざるものなり。此の意味に於て、道德は普遍の性質を有するものと云ふべし。勿論其の實踐の方法は境遇によりて多少異なる所なしとせず。或は男女の別により、或は職業の種類により、或は貴賤貧富によりて、甲の行ふ通りに、乙も必ず行はざるべからずとは云ふ能はざれども、境遇によりて、道德の實踐を免るゝと能はず。家貧しければとて、父母に孝ならずともよし、身分賤しければとて、慈善の行ひをなすに及ばずと云ふが如きことは、斷じてこれを許さざるなり。

第二節 國民道德と人道

國民道德は道德の一方面なり。國民の守るべき道德を云ふ。今國民道德の性質を考へ見るに、國民道德の道德と異なる點は、道德が人の守るべき道なるに反し、國民道德は國民の守るべき道なるのみ。而して國民は人にして、人がたゞ國家と云ふ社會組織の下に生活する時に、これを國民と名くるに過ぎざれば、要するに、道德も國民道德も其の性質上に於ては、少しも異なる點なし。

國民道德に對して人道と稱する言葉の用ひらるゝことあり。此の人道とは果して如何なるものなるか、人道と國民道德とは如何なるものなるか、人道と國民道德とは如何なる關係を有するか、此の兩者の關係に就ては、動もすれば誤解を生ずるの虞れあれば、特に闡明する必要があるべし。

人道とは人類の當然行はざるべからざる道を云ふ。即ち人道も亦これ道德の一方面に外ならず。畢竟道德を國民と稱する立場より見る時には、國民道德となり、人類と云ふ立場より見る時は、人道となるものにして、其の本質は同一なれども

觀察の方面の異なるに従ひて特殊の名稱を生ずるものなり。

人道も國民道德も共に道德の一方面に名くるものにして、其の本質を等しくすれども、此の兩者を比較すれば、人道が汎く一般人類を對象とするに反し、國民道德はたゞ特殊なる國民を對象とするものなり。されば、人道は國民道德よりも其の範圍遙かに廣きものなりと云はざるべからず。國民道德は國民として守るべき道なれば、國家と稱する範圍の内に限らるゝ道德なれど、人道は人類當行の道なれば、國家的限界を脱して、世界の人類を主眼となすものなり。詳しく云へば、人種、宗教、政治等の如何を論ぜず、踐み行はざるべからざる所の道德を云ふ。

未開なる人類の間にありては、未だ人道の觀念發達せず、敵と云へばこれに向つてあらゆる残忍なる行爲を取てし、特に戦争の際には、濫りにこれを殺害し、捕虜はこれを奴隸とし、土地を奪ひ、財物を掠め、婦女を辱かして少しも憚る所なかりしが、文明の進歩するに従ひ次第に人道の觀念を生じ來り、残忍非道なる所業は漸次減ずるに至れり。今日に於ては假令人種宗教等は異るとも、世界の人類はこれを人として待遇すべしと云ふ道德思想高まり、或は劣等人種に對して残忍なる振舞をなし、或は異宗教を信ずる人民を迫害するが如きことあらば、世界の各國は舉り

人道觀念の發達

てこれを人道に反するものとして非難するに至れり。加之、敵と雖も妄りに慘殺することを許さず、此の掟に背けば人道問題を惹起するに至れり。彼の赤十字社の如きは、此敵に對しても餘り残忍なる行爲をなさしめざる人道觀念の形にあらはれたるものなり。

人道は人類の行ふべき道德にして、其の間に國家の限界を認めざるが故に、世界の人類を同一に取扱ふこととなる。従つて世界主義の上に立つものなり。國民道德は國民の守るべき道德にして、其の範圍は國家の中に限られ、他國の人類に對しては、其の實行を強ひざることとなる。従つて國家主義の上に立つものなり。かく考へ來る時は、こゝに人道と國民道德との關係について、一種の疑ひ起らざるを得ず。即ち國民道德は人道と矛盾するものにはあらざるか、若し又矛盾するものとすれば、人道に従ふべきか、國民道德に従ふべきかと云ふことなり。此のことは國民道德を研究する上に頗る重要な問題なり。

此の問題に解決を與へるには、國家主義と世界主義とは調和すること能はざるや否やと云ふことを考へざるべからず。實際に於ては、往々國家主義と世界主義とが衝突するが如く見ゆる場合尠からず。例へば自國の發展を期するが爲めに、

人道と國民道德との關係

他國の利益を侵害し、世界の平和を攪亂するが如し。今回の歐洲戰亂に於ける獨逸の行動の如き、獨逸の國家より見れば、國力發展上已むを得ざることも思はるれど、世界の平和と云ふ點より見れば、許すべからざることなり。かくの如きは國家主義と世界主義との矛盾衝突を例證するに似たれども、尙一步進んで此の兩主義の本義を究むれば、兩者が決して調和し得ざるものにあらざることを知るべし。今日世界の人民は何れも國民たらざるはなし。換言すれば國家は社會組織の最も整ひたる形式にして、國家の支配を受けざる單純の人類と云ふものはなし。故に世界人類の幸福を増進すると云ふも、要するに國民たる世界人類の幸福を増進するに過ぎざるものなれば、世界主義をとるといふことは、結局實行上に於ては國家主義をとることとなる。又國家の存續發展をはかると云ふも、今日の國家は世界各國の間にありて、複雑なる國際上の關係を有するものにして、單純に一の國家が離れて存在するといふことは、絶對になし。例へば物質上に於ても、國民の衣食住に供する材料が、盡く一國內に産出するものとは限らず。若し自國內に産出せざれば、他國より供給を得て、有無相通ぜざるべからず。又精神上に於ても、教育學術文藝等の如きは、相互に其の長所を採りて、短所を補ひ、文明の進歩をはからざる

べからず。今日の世界には多くの國家が相互に相寄り相助けつゝ存在するものなることを忘れ、利己的の慾望を満足せしめんとして、他國の利益を顧みざるが如きことあらんか、其の物質的方面に、或は精神的方面に、失ふ所極めて尠からざるのみならず、他の諸外國の感情を害し、煩はしき國際問題を惹き起し、結局は國家の滅亡を來すべし。故にかくの如く世界人類の幸福を眼中に置かざる利己的國家主義は、國家の存續發展を目的とする國家主義本來の旨趣に違ふものなれば、國家主義をして十分に徹底せしめんには、世界主義と調和を保つことを必要とするものなり。

國家主義と世界主義との關係より、國民道德と人道とは亦決して矛盾するものにあらざることを斷言し得べし。これを實際上より見るに、國民道德は國家を對象とし、人道は世界を對象とするものなれど、國民は常に自國の進歩發展を期するには世界の利害を眼中に置かざるべからず。故に假令自國の利益となるべき道德にても、世界人類の爲めに慘毒を流すが如きものは、斷じて之を斥けざるべからず。人道と相容れざるが如き國民道德は、正しき國民道德とは言ひ難し。人道に照して誤りなき國民道德にして、始めて國家の存續發展に缺くべからざる眞の國

民道德なりと云ふべきなり。又人道の方面より云へば、すべて此の人道と稱するものは、正義を重んずる國民の一致協同に依らざれば、決してこれを保護し且つ發展せしむること能はざるものなり。例へば茲に貪慾飽くことを知らざる一の國家が現はれて、妄りに他國を侵略せんとする場合ありとせんに、此の時に此の國家の横暴を懲して、人道を擁護せんとするには如何にすべきか、二若くは二以上の國民が同盟して、不義の國家の利己的行動を抑へるより外に方法は無かるべし。國民と國民との一致團結は、其の國民間に國民道德の進歩を必要とするものなり。國民道德が進歩して、正義を重んずるの精神が発達せざれば、互に長短ある國民が相互に手を取りて、鞏固なる同盟をなすことは不可能なりと云ふべし。

以上は實際上より人道と國民道德とが、決して矛盾するものにあらざることを證明したるものなれども、更に理論上より論ずるも、兩者の間に極めて密接にして相即不離の關係あることを知り得べし。即ち人道も國民道德も、共に道德の一面を觀て、異なる名稱を附したるに過ぎずして、其の本質には異なる點なし。すべて物には二様の見方あり。一は平等的の見方にして、一は差別的の見方なり。これを道德に就て云へば、道德を平等的に觀たるものは人道にして、差別的に見たるものは國民道德なりと云ふことを得べし。畢竟兩者は同一の道德が其の對象を異にして、或は國民道德となり、或は人道となりて現はるゝに過ぎずして、兩者の間には何等の杆格あるべきものにあらず。明治天皇が教育に關する勅語の中に、

「克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」

と宣ひしは、我が國民道德の精髓を示し給へるものなり。然れども國民道德は決して我が國民のみに有効なるものにあらず。中外に施して悖らざる普汎性を有するものなり。國民道德と人道との調和の不可能ならざること、此の勅語の御旨趣によりて明らかなり。

第三節 國民道德と倫理學說

倫理學說とは倫理學上の學說なり。倫理學とは品性及行為の規範を研究する學なり。品性とは同じ行為を屢々繰り返す時に生ずる習慣なり。例へばよき行為をつとめて行へば、はじめは頗る苦痛に感じたることも遂にはそれが習慣となりて、容易にこれを行ふことを得るに至る。これを品性と云ふ。行為とは人間の

倫理學說とは
何ぞや

動作を云ふ。人間以外の動物の動作は行爲とは云ふこと能はず。又人間の動作にても盡くこれを倫理上の行爲とは云ひ難し。倫理上の行爲は、良心を有する人間が自由意志によりて、意識的に行ひたる動作のみに限らる。故に良心を有せざるもの、動作、無意識的動作、強迫による動作等は、倫理上の行爲とは云はざるなり。倫理は品性行爲を研究する學問なれども、只其の品性及び行爲を説明するのみに止まらず、更に進んで人は如何なる品性を養ふべきか、又は如何なる行爲をなすべきかと云ふことを研究するものにして、かくの如き學問を規範學と云ふ。倫理學は此の規範學の一種なり。

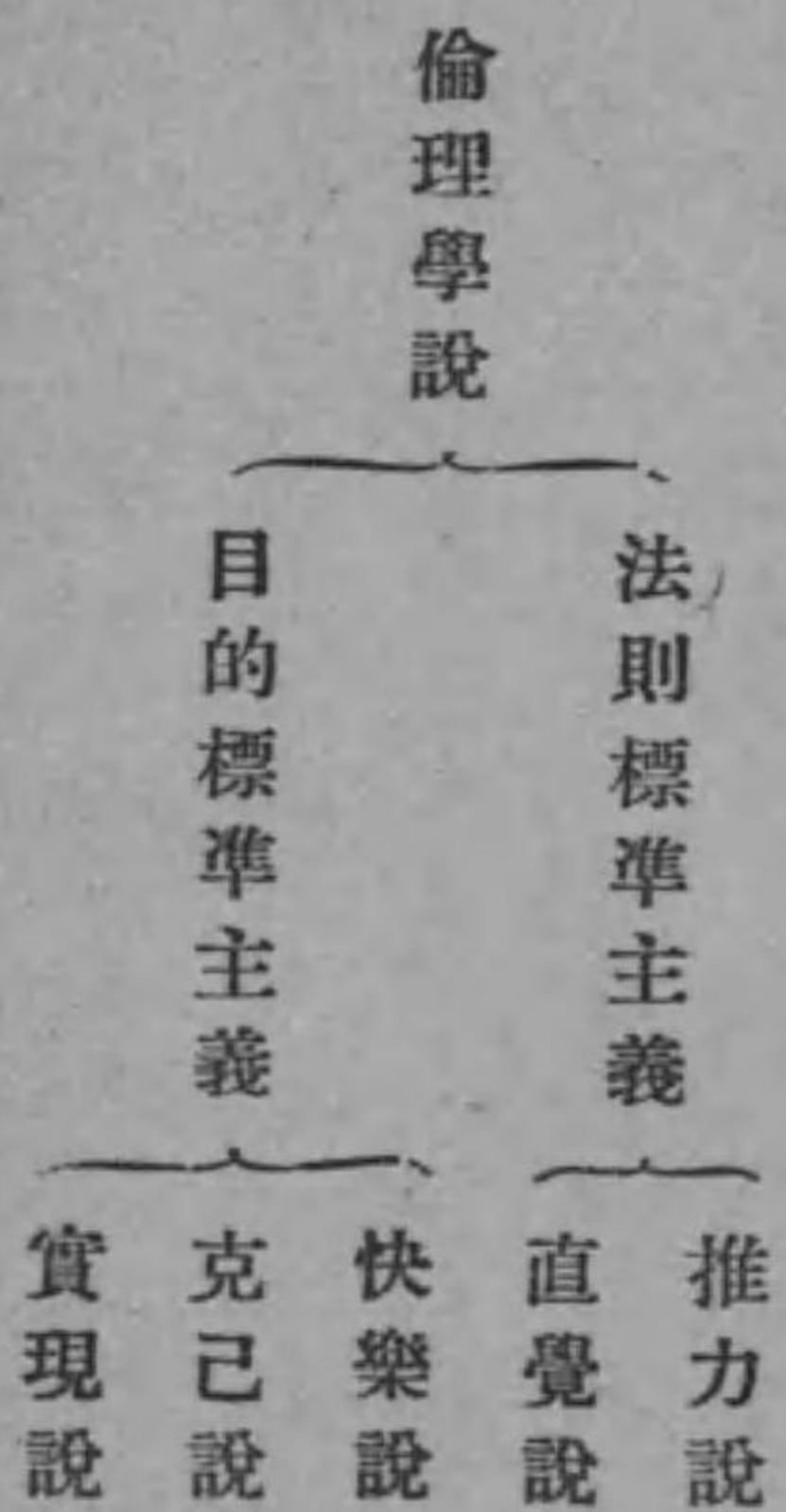
倫理學說の種類

倫理學は行爲及び品性に對して、正邪善惡の道德的判斷を下す學問なれども、此の正邪善惡の判斷を下すには、必ず何等かの標準なかるべからず。即ち標準に適するものを正善とし、標準に反するものを邪惡と定むるものにして、標準なければ、如何なる品性及び行爲が正善なるか、又は邪惡なるかを決すること能はざるべし。然してこれまでの倫理學者の立てたる標準には、大體二種の區別あり。其の一は法則を標準とする者にして、或る一個の法則を定め、其の法則の適否によりて道德的判斷をなさんとするものにして、これを法則標準主義と云ふ。而して此の法則

(一)法則標準主義

(二)目的標準主義

標準主義の中には、外部の推力を以て法則となさんとするものと、内部の直覺を以て標準となさんとするものとあり。前者を推力説と云ひ、後者を直覺説と云ふ。其の二は目的を標準とするものにして、或る一個の目的を定め、其の目的に適するものを正善とし、之に反するものを邪惡と決するものなり。これを目的標準主義と云ふ。而して其の目的は、人によりて内容を異にし、或る者は快樂を以て目的とし、或る者は克己を以て目的としたり。前者を快樂説と云ひ、後者を克己説と云ふ。快樂説、克己説には、それぞれ又多くの種別あり。其の外目的標準主義の中には、單に快樂と云はず、克己と云はず、完全なる自我の實現を以て目的とするものあり。これを實現説と云ふ。以上の學説を表示すれば左の如し。



今國民道德と倫理學說とを比較するに、第一倫理學說はもと學者の唱へ出した

るものなれども、國民道德は民族全體の精神的產物として傳へられたるものなり、第二に倫理學説は其の學説を信ずるも信ぜざるも、全く個人の任意なれども、國民道德は國民として必ず守らざるべからざる道德なり。第三に倫理學説には國家と云ふものゝ限界なく其の勢力は世界全體に及べども、國民道德はたゞ國民の間にのみ限らるゝものにして、倫理學説の如く、普遍性を有せざるものなり。第四に倫理學説は其の本質が常に知識的推論的にして、意識的に發展するものなれども、國民道德は其の本領が本能的感情的にして、無意識的に發展するものなり。

國民道德と倫理學説とが如何なる關係を有するかと云ふことを考ふるには、兩者の倫理學上に於ける地位を明瞭にせざるべからず。倫理學上より觀れば、國民道德も倫理學説も共に其の研究の一部分をなすものにして、國民道德は實踐的方面に屬し、倫理學説は理論的方面に屬するが故に、此の兩者の關係は恰も理論と實際との關係に等しきものなり。元來理論と實際とは矛盾するものにあらずして、理論は實際の經驗上に成立ち、實際は理論によりて確實なる根據を與へらるゝものなれば、倫理學説と國民道德とは互に相依り相助け、其の缺陷を補ひて、完全なる進歩發展を期すべきものなり。

國民道德と倫理學説との關係

前にも述べたるが如く、國民道德は民族全體の精神的產物として傳へられたるものなれば、動もすれば舊慣に拘泥して、保守的に流れ、時勢に適合せざることあり。此の缺陷を矯正する爲めには、進歩的理想なる倫理學説の力を借り、其の指導を受けざるべからず。而して倫理學説は多く學者が個人として唱へ出したるものなれば、必ずしもこれを眞理なりとは斷言し難し。又假に其の學説には、少しの論理的缺點なしとするも、これを實際上に適用するに當りては、國情に顧りみて適當なる處置をとらざるべからず。例へば儒教の思想は大體に於て我國に移入しても差支なきものなれども、孟子の唱へたる易世革命思想の如きは、我が國體の基礎を危くするものなれば、斷乎として排斥すべきものなり。またミユアヘッドの動機論によれば、動機さへ善なれば、弑逆も尙許すべしとするものなれど、かくの如き思想を我が國に傳へたらば如何。寔に由々しき大問題なりと云ふべし。かくの如く英國に於ては承認せらるゝ學説が、我が國に於て絶対に排斥せらるゝは、英國と日本とが國の事情を異にするが爲めなり。故に倫理學説を移入するに當りては、よく自國の事情を顧りみ、國民道德を破壊し、國家の衰滅を來すが如き不健全なるものを排斥せざるべからず。徒らに新奇を好み、外國の思想と言へば悉く眞理

なりとし、其の内容に對する嚴正なる批判をなさず、一も二もなくこれを盲信するが如きことあるべからず。

第四節 國民道德と實踐道德

國民道德と實踐道德

國民道德と倫理學說との關係を論じたる序に、國民道德と實踐道德との關係に就て一言すべし。これ又國民道德の性質を明にする上に極めて重要な問題なればなり。

實踐道德は道德の實生活に現はれたるものなり。倫理は道德の根本原理なり。故に倫理と實踐道德とはもと一體のものにして、たゞ原理の方面と實踐の方面との差あるに過ぎざるなり。根本的に截然たる區別の存するものにはあらざるなり。

國民道德は實踐道德と同じ。されど實踐道德と云ふ時には、あらゆる人類を通じてたる道德の實際的方面を言ひ、國民道德と云へば、國民と稱する範圍内に限られたる道德の實際方面を言ふものにして、畢竟國民道德は國民生活を本位として見たる實踐道德に外ならず。

第五節 國民道德の基礎

次に國民道德には如何なる學術的の基礎ありやと云ふことを考究するも、亦國民道德の性質を明らかならしむるに必要なものなり。

國民道德の學術的基礎

國民道德の學術的基礎に就ては、學者によつて其の説明の方法異れり。井上博士は其の著「國民道德概論」中に於て、國民道德の基礎を哲學・心理學・倫理學・社會學・人類學・歴史・宗教等の各方面より論じ、確實なる學術的の根據を與へられたり。左に其の要旨を簡単に述べし。

一 哲學的基礎

(一) 哲學的基礎

哲學上に於ては、すべてのものに差別平等の兩方面を認むるものなり。従つて道德にも亦差別平等の兩方面なかるべからず、道德の平等方面は人道にして、差別方面は國民道德なり。而して差別と平等とは、別々に離れたるものにあらずして、同一物の兩方面なれば、國民道德も人道も、唯一道徳の兩方面に過ぎざるものなり。此の道德の平等差別と云ふ點に於て、國民道德は確實なる哲學的根據を有するものとなせり。

(二)心理學的基礎

二、心理學的基礎

心理上より言へば、人の精神は知情意の三作用より成るものにして其の最も根本的なるものは意志作用なり。意志作用は目的を達せんとつとむる活動にして、目的を達し終りたる時に完結するものなり。人類の生活は意志作用の連続にして、自己經營をなして止まざる活動なり。此の自己經營は進みて一家經營となり、遂には一國經營となるものなり。而して國家の經營は吾人の到達すべき最高の標準なり。國家經營上、最も必要なるものは國民教育にして、國民教育の中心を成せるものは國民道德なれば、國民道德は心理學上に於ても鞏固なる根柢を有するものなりとなせり。

(三)倫理學的基礎

三、倫理學的基礎

道德は理論的方面より觀れば、世界共通のものなれども、實踐的方面より視れば、國民の境遇によりて多少の相異を生ずるものなり。何となれば其の境遇に適應せざれば、道德を實行すること能はざればなり。これ道德に人道と國民道德の差別を生ずる所以にして、倫理學上に於て國民道德の根據を有する理由は此の點にあり。(國民道德と人道との關係參照)

(四)生理學的基礎

四、生理學的基礎

生理學上より觀れば、人類には二種の根本的欲動あり。自己保存の欲動、種族保存の欲動即ちこれなり。其の中にも自己保存の欲動は最も根本的のものなり。此の欲動を有するが故に、人は自己保存の爲めに營養を要し、營養を要するが故に生存競争を生ずるものなり。然れども人は自己保存のみにて満足し得るものにあらず。自己の生存には際限ありて、一定の時期を経過すれば死するものなれば、己れなき後にては、子孫をして長く存續發展せしめんことを希ふに至る。これ即ち種族保存の欲動なり。種族保存の欲動を擴張したるものは、國民の自衛發展にして、國民の自衛發展上、必然に生じ來るものは即ち國民道德なり。故に國民道德は人類の根本的欲動の上に根ざせるものなり。

(五)社會學的基礎

五、社會學的基礎

社會學上に於ては、其の生活狀態を標準として古代民族を遊牧民族、農業民族の二種に分つ。遊牧民族ははじめより一箇所に定住せず、轉々として諸所を移動したるが故に、繼續的觀念と云ふものなけれども、農業民族は遊牧民族の如く處を換へて生活せず、最初より土着的となりて、先祖より譲り受けたる田畑を耕して衣食

する者なれば、繼續的觀念強く且つ愛郷心に富めり。其の生活状態によりて農業民族と遊牧民族との間には、國民道德に著しき相違あり。例へば家族制度、祖先崇敬等の如き國民道德は、農業民族特有のものにして、遊牧民族の間には絶対に存せざるものなり。かくの如く其の民族の生活と深き關係を有する點に於て、國民道德は確實なる社會學上の基礎を有するものなり。

(六)人類學的基礎

六、人類學的基礎

人類學的に觀察すれば、各民族にはそれぞれ、特殊の氣風性質を有するものなり。此の特殊の氣風性質はこれを國民として云へば、即ち國民性に外ならず。國民道德は民族の氣風性質によりて生じたるものなり。換言すれば國民道德は國民性の上に立つものなれば、國民道德には又人類學的基礎を有するものと云ふべし。

(國民性と國民道德參照)

(七)歴史的基礎

七、歴史的基礎

國民道德は歴史の影響を受くること尠からず。例へば外國との交通の如きは、國民道德に多大の變化を與ふるものなり。我が國今日の國民道德を見ても、我が國固有の思想が如何に支那、印度及び西洋各國の文明の影響を受けて、變化したる

かを知るべきなり。かく歴史の成績が國民道德に影響を與ふること多き點に於て、國民道德が歴史的基礎を有することを否む能はず。

(八)宗教的基礎

八、宗教的基礎

宗教も亦國民道德に影響する所著しきものなり、而して宗教の中には、國民道德の發達を助くるものと、國民道德を破壊するものとあり。例へば神道の如きは、我が國民道德を助け、これを維持し來りたること尠からざるものにして、我が國民道德を研究する上に、神道を度外視する能はざるほど、密接なる關係を有するものなり。佛教、基督教の如きは、國民道德と矛盾する點を有し、傳來の初に於ては、種々の紛糾を惹き起したれども、次第に日本化して、國民道德の内容を豊富にし、有力なる一要素となるに至れり。國民道德には宗教的基礎あるを忘るべからず。

第三章 國民道德の前提

國民道德は國民の行ふべき道德にして、國民生活を本位として見たる實踐道德に外ならざること、前章に述べたる所によりて明なり。されば國民道德と稱するものは、國民生活ありて初めて生じ來れるものなり。國民生活のなき所には、國

民道德の存在する理由なし。故に國民生活は國民道德の前提とも云ふべきものなれば、國民道德の意義性質を明らかにしたる後に於ては、先づ此の國民生活の大體を述べ、國民生活の規範として國民道德が如何なる價值を有するかを論ずるは當然の順序なりと思はる。

第一節 國民生活

國民生活とは何ぞや

國民生活とは、これを簡単に云へば、人が國家の一員として生活することなり。例へば家族の一員として生活することを家族生活と云ひ、社會の一員として生活することを社會生活と云ふが如し。國民生活の如何なるものなるかと云ふことは、國家の性質を明にしたる後にあらざれば、十分に了解せらるゝことなし。

國家の三要素

國家とは社會の一種を云ふ。社會とは二人以上の人が集りて、協同生活をなすことなり。國家とは社會の最も發達したるものにして、たゞ多くの人が集りて協同生活をなすのみにあらず、統治者と稱するものありて、其の國體を支配する組織を云ふ。故に國家を概括的に定義すれば、「一定の土地と一定の人とこれ等を統治する主權とを要素とする團體なり」と云ふことを得。

(一)領土

右の定義により國家の要素を擧ぐれば、土地、人民、主權の三者となる。而して此の土地を領土と云ひ、人民を國民と稱す。領土とは其の主權の完全に及ぶ區域を云ふ。故に其の領土内にあるものは、盡く其の主權の支配を受けざるべからず。

(二)國民

國家は他の權力が其の領土を侵すことを絶対に許さざるものなり。たゞ治外法權と稱し、外國の君主、公使若くは軍艦等は、他の領土内に入りても、其の主權に服従することを要せざるものなり。又條約等により外國人の刑事及び民事に關する裁判は、其の國の領事をして行はしむることを得れども、これ等は除外例とも云ふべきものなり。國民とは國家組織をなせる一定の人にして、國民は主權に對して絶対に服従せざるべからざるものなり。例へば國民が其の領土を出で、外國に滞在する場合にても、國民たる身分を有する限り、本國の主權に服従を強要せらるゝものなり。主權とは國家を統治する力なり。換言すれば、國家が國家自身を支配する意志の力なり。故に主權は國家固有の力にして、國家の外に存するものにあらず。主權は自主獨立なり。自己の力によるの外何物にも支配せらるゝことなし。又主權は唯一最高のものにして、其の統治は國家全體に亘り、一小部分たりとも主權の統治の外に立つことを許さざるものなり。主權は國家を統治する力なり。

(三)主權

國家の目的

れば之を統治權とも稱す。但し學者に依りては主權と統治權とを區別するものあり。又實際に於ても主權必ずしも統治權にあらざるものも無きにあらざれど我が國の如き君主國にありては兩者は常に合一するが故に暫く此の說に従ふ。

國家は單に多數の個人の集合したるものにあらずして有機的に統一せる一種の團體なれば、國家を組織する國民の間には共通の目的を有するものなり。若し國民に共通の目的を有せず、たゞ個々別々の目的の下に任意の活動をなすのみにして、其の間に統一歸着する所なければ、假令何百萬、何千萬の人が集まるとも、たゞ群集に過ぎずして、國家とは言ひ難し。國家と云へば必ず其の國民が共通の目的を有し、統一したる組織を成すものにして、國家の目的と云ふは、畢竟此の國民の目的に外ならざるなり。然らば國家は何を以て目的とするか。學校の目的は教育上のとに限られ、寺院の目的は宗教上のとに限らる。何れも其の目的は特殊の範圍に止まるのみならず、これ等の目的は、他の目的を達する方便に過ぎざるなり。例へば教育の目的は、國民の知徳を發達せしめ、國家を富強ならしむるにあるが如し。然るに國家の目的は、これと稍々其趣を異にし、人類の社會生活を綜合的に完成せしむるにあれば、其の目的は全般に亘り、且つ他の目的の手段となすものにあらず。

蓋し國家は最高の「社會的組織」にして、社會の社會とも稱するものなればなり。

國民生活と社會生活

國家は社會の最高形式なり。國民生活は國家の一員として生活する事なれば、國民生活も亦社會生活の一種に屬することは殆んど説明を要せざる所ならん。然らば人は何故に國民的生活をなさざるべからざるか。此の問題を追究すれば、遂には個人と社會との究竟的關係に到達すべし。

個人と社會との關係

個人と社會との關係に就ては、種々の見解ありて、古來幾度か論争のありたるとなり。個人主義者は、個人の價値を重んじて、社會はたゞ個人の機械的に集合したるものに過ぎずとなし、社會主義者は、社會を本位として個人を觀察し、個人は社會の實體より派生したる現象に過ぎざるものとなしたれど、今日に於ては、極端なる個人主義、極端なる社會主義を斥け、社會と個人との間に新らしき解釋を試み、國家と個人との間に有機的關係を認め、國家を離れては個人なく、個人を離れては國家なく、兩者は同一物の兩面にして、平等と差別との區別に過ぎずとなせり。

人は元來社會的生活をなすものなり。人は必然的に社會の一員として存在するものなり。世の中には絶対に單獨なる個人と云ふものは實在せざるなり。生

物學上に於ける最も遠き人類の祖先が如何なる生活をなしたるものか、詳に知ること能はざれども、尠くも今日知り得る限りに於ては、人類の祖先が社會的生活を營みたることを否む能はず。かくの如く歴史的に觀ても、人類の單獨なる生活は殆んど想像し得られざる所なれども、これを今日の實際的生活の上より觀れば、人は決して單獨の意志を以て、此の世に出現し生存し能はざるものなると明らかならん。人は常に社會の中に生れ、社會の中に死し、生涯を通じて社會と没交渉にては生存すると能はざるものなり。例へば絶海の孤島に單獨の生活をなすが如きことあるも、其の衣食住を初めとし、物質的に精神的に過去の社會と全然脈絡を絶つこと能はざるものなり。人が自己と云ふことを自覺するは、全く社會生活の結果なり。假に人が單獨に生活することありとすれば、必ず自我の意識は生ぜざるべし。又人の言語思想は古來社會の中に發展し來りたるものをうけ襲ぎたるに過ぎざれば、孤獨の生活に於ては、少しも人類の間に精神的文明は進歩することなく、殆んど禽獸にも等しかるべし。

國民生活は最高の組織的社會生活

國民と民族

ることなしとすれば、社會生活はこれ人類の起原と隨伴するものと云ふべく、社會生活を除いて人類の生存を語ることは能はざるものなり。而して社會の組織は社會の進歩するに従つて益々複雑になるものにして、其の社會組織の最も發展したるものが國家なれば、國民生活は最高の組織的社會生活なりと云ふことを得。即ち國民生活は人間の社會性の必然的に顯はれ來りし最高の形式に外ならず。

近來國民と云ふ代りに民族と云ふ言葉の用ひらるゝと多し。勿論此の國民と民族とは同一の意味にあらず。民族とは祖先を同する人民と云ふことにして、民族部族など、云ふよりも範圍の廣きものを云ふ。實際の歴史を見ると、國家は多く一定の民族を要素として成立したるものなり。種々雑多の人民が無制限に混在しつゝあるものにはあらず。併し乍ら、國家は必ず一種の民族によりて組織せらるゝものとは限らず、時には二種若くは數種の民族が集りて一國家を成すことあり。之に反して一種の民族が分れて二つ以上の國家を組織することもあり。されど二種以上の民族が一國家を成す場合に於ても、常に或る一種の民族が中樞となりて、他の民族を包容し併合しつゝあること多し。我が國は日本民族の外にアイヌ、朝鮮、其の他の民族を以て成れども、其の中樞となるは日本民族にして、他の

民族は皆日本民族に統一せられて、僅に其の餘喘を保つに過ぎず。民族を國民と同一の意味に用ふる時には、多く其の國民の中樞民族を指す場合多し。

國家に盛衰あるが如く、民族にも亦著しき消長のあるものなり。而して民族消長の主原因は、國家組織の精神の有無及び強弱に依るものなり。國家を組織する精神のなき民族は、既に國家を組織しつゝある民族に對すること能はずして、多くは征服せられ、自然に滅亡するに至る。又既に國家を組織したる民族の間に於ても、其の組織の薄弱なるものは、鞏固なるものと對立すること能はずして、衰亡の運命に陥るもの多し。蝦夷はもと我が國土に猛威を振ひし勇悍なる民族として、景行天皇の日本武尊に賜はりし勅命の中にも「東夷の中、蝦夷是れ尤も強く、山に登ること飛禽の如く、草を行くこと走獸の如し」とあり。彼等は我が日本民族の祖先に對し、屢々頑強なる抵抗を試み、これを鎮撫する爲めに、幾度か蝦夷征討の師は起され、其の都度多くの戦死者をも生じたりしが、其の後次第に北方に驅逐せられ、今日にては遂に民族として此の地球上に存在を認むること能はざるに至れり。僅に其の一部族とも見るべきアイヌが、我が國家の保護により、漸く其の跡を残せるのみに過ぎず。蝦夷民族は散漫なる部落生活をなし、民族全體の組織的團結を

缺きしを以て、個人としては慄悍なるもの多かりしが、遂に衰滅するに至りしものと思はる。ヘブライ人は民族としては尠からぬ特色を有する人種なりしが、民族全體の組織團結心を缺きしを以て、國民としては全く失敗に終り、幾度か轉々と四方を流浪し、或る時にはハビロニアの囚虜となり、或る時にはシリアの屬領となり、或る時には羅馬の壓制に苦しみ、遂には亡國の恨を千古に残して、今日に至るまで悲惨なる歴史を繰り返しつゝあり。ヘブライ人が聊か勢力を得たるは、彼等が荒野を流浪しつゝある間に、稍々國民的團結心を生じ、パレスチナに於て、一の宗教的國家を建設したる時なり。即ち民族の衰亡を救ふものは、國民生活にあること、ヘブライ人の例によりてもよく證明せらる。

要するに今日迄の歴史によれば、如何に土地ひろく民多くとも、其の國民生活の鞏固なるものにあられざれば、早晩他國の勢力に壓倒せられ、其の支配を受けざるを得ざるに至るものなり。かくの如き歴史上の事實に對して、日本國民は大に自覺する所なかるべからず。日本國民が其の獨立を全うし、益々繁榮を計らんとするには、日本民族を本位として、健全なる國家組織をなすより外によき手段はなし。國民生活を輕んじ、民族本位の國家を無視するが如き思想は、日本の前途を危ふく

するものなり。憂慮せざるべからず。

第二節 國民生活の規範

國民生活の規範

國民生活は秩序あり組織ある社會生活なれば必ずやこれを律する規範なかるべからず。其の規範によりて、國民各個人は其の生活を正善ならしめ、國家は團體としての統一を保つことを得るものなり。國民生活の規範は大別して三となす。風俗、法律、道德即ちこれなり。

風俗

風俗とは其の社會に共通なる習慣を云ふものなり。風俗は最も早くより個人に對して種々の影響を與ふるものにして、人は終生風俗を離れて生活すること能はざるものなり。風俗は社會が其の成員たる個人に強行する規範とも云ふべきものにして、父母、師長等を通じて、殆んど理由なしに服従を命ぜらるゝものなり。若し風俗に反する行を敢てすれば、社會より排斥を受くるのみならず、時としては重き制裁を加へらるゝことあり。且つ風俗は社會が強制的に服従を要求するのみならず、個人も亦自ら風俗を重んずるの傾向を有す。風俗に従へば何となく快く感じ之に反けば自ら一種の不安を覺ゆるものなり。

法律

風俗は人の社會生活上自然に生じ來れるものにして、よき風俗もあり、惡しき風俗もあれば、直ちに之に盲従するはよろしからず。風俗に従ふ前には、必ず道德の理想に照して批判し、慎重なる注意をなしたる上に、態度を決せざるべからず。風俗の中には一見誠に無意義なるが如くして、直接間接に社會人生に裨益を與へつゝあるものも少からざれば、輕々しく之を排斥すべきにあらず。よくよく考へて人生社會に害毒を流すものと認むるが如き風俗は、これを除き去りて禍根を絶たざるべからず。知識の程度低き社會に生じたる風俗には、不合理なるもの甚だ多し。縁起まじなひ等を信じ、病氣に罹りても醫師の診断を受けざるが如き、淫祠邪教の爲めに無益の財を費して、祖先より傳はりし家産を蕩盡するが如きことは、今日にても僻陬の地に於ては往々見る所なり。殊更に風俗に反したる行をなして、奇矯を衒ふが如き振舞はよろしからざれど、惡風と知りつゝ盲従するが如きことは避けざるべからず。又良風良俗に従へる場合にては、其の意義を自覺せず、たゞ形式のみを墨守する時には、餘弊を伴ひやすきものなり。注意せざるべからず。

法律は主權者によつて定められたる規範なり。法律學上に於ては法律の意義を狭く解釋し、命令と區別したる帝國議會の協賛を経て制定したる法規のみを法

律と稱することあれども、こゝに法律と云ふは廣義の法律なれば、命令も其の中に含まるゝものと知るべし。國家の主權によりて定められ、其の統治權の及ぶ範圍内に於て一般に強制力を具ふることを法律の特色となす。されば國民は貴賤貧富を問はず如何なる職業に従事するものにて、其の國の法律に従はざるべからず。若し法律に背くものあらば、之に對して刑罰を加へらるゝものとす。

社會の組織の簡單なる間は、何事も風俗に従ひて解決し、別に累はしきことも起らざれど、世の中の進歩するにつれ、風俗のみにては社會の統一を保つこと能はざるに至る。こゝに於て法律の必要は生じ來るものなり。今此の法律と風俗とを比較すれば、法律は風俗よりも統一的なりと云ふことを得。即ち風俗は一國內に幾通りも存在し、東西南北各々異なることあれども、法律は多く全國民に對して劃一的に課せらるゝものなり。時には或る階級のみに行はれ、又は特別の地方のみに行はるゝものなきにあらざれども、これとても、同一の主權によりて定めらるゝものなれば、他の法律と矛盾するが如きことなし。又法律は風俗に比すれば規範としての性質が明確なり。即ち法律は始めより「此く爲すべし」又は「爲すべからず」と明らかに命令し、これに従はぬものは、冒し難き權威を以て拘束を加ふ。

風俗も亦服従を強ふる權威を有すれども、風俗の權威は法律のそれほど嚴重ならず。加之、法律に違反したるものには、相當なる刑罰を加ふ。風俗も亦制裁を加ふる力を有すれども、風俗の制裁は法律上の刑罰ほど公平にして且つ限定したるものにあらず。要するに法律は風俗よりも國民生活の規範として、尙一層多くの要件を具ふるものと云ふべし。

道德も亦風俗及び法律と同じく國民生活の規範たるものなり。道德を廣義に解釋する時には、風俗も法律も皆道德の一種となる。然れども通常風俗及び法律と相對立して云ふ時の道德は、狹義の道德を指すものなり。風俗及び法律は國民の外部的生活を支配するものなれども、道德は國民の内部的生活を支配するものなり。これ道德が風俗及び法律と異なる著しき點なり。風俗及び法律は共に國民生活の規範となり、これに従はざるものある時には、權威を以て強制を促し、若し違反したる場合には、相當の制裁を加ふれども、其の制裁及び權威は、盡く外面より附與せられたるものに過ぎず。然れども道德の命ずる所は、内心の聲なり。若し道德に反したる行をなさば、良心の苛責を受けざるべからず。外部の勢力によりて行動するは、他律的なり。内心の命令に従ひて行動するは、自律的なり。他律的規

範は未だ以て完全なるものとは云ふべからず。自律的規範に至りて始めて真正の國民生活の規範たることを得るものなり。

風俗・法律及び道德の三者を發達の順序より云へば、先づ第一に現はるゝものは風俗なり。法律道德は其の後に現はるゝ。而して風俗は法律道德の地盤となり、道德は風俗及び法律を批判し擁護し、互に相俟ち相影響して國民生活の規範を完成するものなれば、此の三者は相對的に云へば、或る程度まで區別することを得れども、理想上に於ては常に一の體系をなせるものなり。

國民生活の規範たるべき道德を國民道德と云ふ。道德を廣義に解すれば風俗法律みな其の中に含まるゝが如く、國民道德も時には、國民生活の規範たるべき風俗も法律も皆包含せしめて云ふことあり。

國民生活の規範としての道德は、國民生活に統一を與へ、併せて國民生活を向上發展せしむるの權能を有するものなり。國民全體の統一には内部的統一と外部的統一とあり。外部より國民生活を統一するものは主として風俗・法律の任務にして、道德は内部より統一を與ふるものなり。國民の内部的統一即ち精神的統一をはかるは、國家にとりて根本的に必要なる問題にして、たゞ外部的統一を維持す

國民生活の規範としての道德

るのみにて國家の組織を鞏固ならしむることは絶対に不可能なりと云ふべし。國民の精神的統一はやがて國民生活の向上發展となる。國民生活の規範として道德が如何に重要な地位を占むるかを知るべきなり。

國民道德の發展

第四章 國民道德の發展

第一節 一國の文明と世界の文明

文明の意義

文明と稱する言葉は甚だひろき意味を有するものにして、これを最も簡單に定義すれば社會の精神的物質的發達の總稱なりと云ふことを得べし。

文明の特殊的發展

抑々此の文明と稱するものは、國民の理想の次第に開展し來りたるものなれば、其の國民の素質性格又は境遇の異なるに従ひ、多少特殊なる色彩を帶ぶものなり。之を現代の世界に就て見るに、西洋の文明と東洋の文明とは著しく其の特色を異にするのみならず、西洋の文明の中にも、英國の文明・佛國の文明・獨逸の文明等の間には幾分か相違する所なしとせず、又東洋の文明の中にも、日本の文明と支那の文明とは、大に趣を異にするものなり。

併し乍ら地球上の國家は、孤立して存在するものにあらざり、相互の間には常に頻繁なる交通の行はるゝものなれば、彼我相接觸する中に、自然に有無相通ずる所ありて他の長所を採り、己れの短所を補ひ來りしこと尠からず。故に今日世界各國の文明は、其の國民の獨力によりて發展したるものにあらざり。されば一面に於ては特有の色彩を帶ぶものなれども、他面に於ては又共通なる點も甚だ多し。例へば現今の歐洲文明は、其の源を希臘羅馬に發したるものなれば、英佛獨露等の諸國は、何れも此の希臘羅馬の文明の影響を受けざるものなし。加之、此の外に埃及、印度、亞刺比亞等の文明をも吸收し、極東の文明をも融化したるものなり。又我が國の文明はもと日本民族の特有なる性情及び境遇に胚胎したるものなれども、或は佛教儒教の思想を採り、西洋の文明をも消化して、其の内容を豊富ならしめしこと尠らざるなり。

かくの如く一國の文明と世界の文明とは相互に影響して、其の長所と短所とが次第に融和し、特殊の中にも共通なる點を生じ來るものなり。これ文明發展の徑路とも言ふべきものにして、此の事は國民道德の變遷を明にする前に、十分に了解する必要あり。

第二節 國民道德の起原

道德は人が社會生活をなすに至りて、必然的に生じ來りしものなれば、國民道德は人が國民的生活をなすと同時に起りたるものと云ふべし。

我が國民道德がいつの頃より生じたるか正確に述ぶること能はざれども、既に神代の昔に於て、其の曙光を認むることは、否み難き事實なりと思はる。何となれば我が國民は既に神代の昔に於て、一の民族が互に鞏固なる團結をなし、主權の命を奉じ、不完全ながらも國家の組織をなして生活したるものなればなり。

道德の起原は社會生活にあれば、社會の事情の異なるに従ひて、道德にもそれごとく特色を生ずるは當然のことにして、これやがて國民道德と云ふものが其の國々によりて特色ある所以なり。

我が國民道德の特色は、我が國民の社會生活の事情によりて生じ來れるものなることは云ふ迄もなし。我が國民道德の特色については、後章に於て詳述する所なれば、茲には重複を避けて論ずることを略すれども、我が國民道德が如何に發展し來りたるかと云ふことを知るには、原始時代の我が國民の道德思想の大要につ

いては一言し置かざるべからず。蓋し我が國民固有の道德思想は今日の我が國民道德の基礎をなすものにして、此の思想が種々の影響感化を受けて發展し來りたるものに外ならざればなり。

何れの國にても上古のことは史跡の徵すべきもの少く、極めて漠然たるを免れざれども、古事記、日本書記等の傳ふる所によりて察するに、古代の我が國民は現世的樂天的活動的の人生觀を抱き、且つ繼續的觀念の最も強き國民なりしが如し。此の現世的樂天的活動的傾向を有すること、繼續的觀念の強きことは、我が國民思想の二大特色とも稱すべきものと云ふべく、すべての道德も皆此の思想の上に發展し來りたるものと思はる。例へば忠孝一本の如き、祖先崇敬の如き我が國民道德の特色は繼續的觀念の道德となりて現はれたるものに外ならず。又武勇清廉潔白等の如き徳目は、何れも現世的樂天的活動的なる人生觀の上に成り立つものと云ふべし。

國民思想にかくの如き特色を生ずるは、其の國の事情の然らしむる所なり。たとへば其の國の事情と云ふのみにては、甚だ曖昧なれど、今少しくそれを詳しく云へば、先づ第一に國民思想に影響を及ぼすものは、其の國民の境遇なり。國民の境遇とは

其の國民の住居する地理上の關係等と言ふ。第二は國民性なり。國民性とは國民の性質を云ふ。第三は國體なり。國體とは國家成立の體様を云ふ。第四は社會組織なりこれ等の國情が國民思想に如何なる影響を及ぼして、特殊なる道德を生ぜしむるかと云ふことは、後章にて説く所なれど、兎も角も國民思想の特色が國民の境遇・國民性・國體・社會組織等に基づきて生ずるものなることは動かすべからざる事實なり。例へば我が國民思想の特色たる現世的樂天的活動的傾向の如きは、國民の境遇と國民性に基きて生じたるものと言ふべし。即ち我が國は島國なり。山紫水明にして風景美しく、宛然一大樂園の如し。かゝる國土に生を享けるものは、自然に現在のならざるを得ず。樂天的ならざるを得ず。従つて又活動的ならざるを得ざるなり。然りと雖も國民の性格が先天的に厭世的出世間的なれば、郷土の感化も如何ともし難きものなり。我が國民思想に前述の如き特色の顯れ來りしは、國民性が國土と相融和する所ありしによる。又我が國民に繼續的觀念の發達し來りしは、國體の然らしむる所によるものと云ふべし。我が國は君主國體なり。國家は臣民の契約によつて成れるものにあらず。又強者の征服によつて成れる者にあらず皇室の經營によつて國の基は定まれるものなり。

以上述べたる所にて我が國民思想の特色と其の思想の由來する所及び其の思想より生じたる國民道德の特質等につきては大凡明らかならんと思ふ。次に此の如き特色を有する國民思想が年代を経る間に如何に變遷し來りたるか又其の變化に最も大なる影響を及ぼしたる外國勢力は何たるかを解せざれば今日の國民道德を論ずること不可能なるべし。

第三節 我が國民道德の要素

第一項 我が國民道德の四要素

前にも述べたるが如く一國の文明と云ふものは其の國民が獨力にて造り上げたるものにはあらず他國の文明を併せて其の長所を採り短所を補ひ次第に進歩發達するものなれば我が國民思想の如きももと我が國の特有なる諸種の事情に胚胎したものなれど長き時代の間には種々の影響を受けて幾多の變化を生じたことは別に怪しむべきにあらず。國民思想に最も力強い影響を及ぼすものは云ふまでもなく外來思想にして外來思想が或は國民思想を助長し或はこれを破壊したる例は東西の歴史上にも其の例乏しからず。

國民思想

わが國は其の地位遠く東洋に離れ古來外國との交通ひらけざりしかば外國の思想の入り來りしこと割合に尠しと雖も然も上下三千年の間には滾々として流れ入る外來思想の爲めに其の國民思想が變動を來したることは一再に止まらざりき。古來我が國民の思想上に最も大なる影響を及ぼしたるものは支那思想及び印度思想を主としたりしが明治維新以後西洋諸國と交通するに及び歐米の思想は滔々として我が國に浸し來り國民思想界は混沌たる有様を呈するに至れり。かくしてこれ等の思想の洗禮を経て舊來の形態より大に面目を新にしたるものが即ち今日の國民道德なり。故に今日の國民道德は四要素によりて成れるものと云ふべし。四要素とは即ち

- 一 國民固有の思想
- 二 支那思想
- 三 印度思想
- 四 西洋思想

即ちこれなり。國民固有の思想につきては前節に於て既に其の大要を述べたる所なれば次には支那思想、印度思想、西洋思想の特質を述べてそれが我が國民固

有の思想に如何なる影響を及ぼしたるかを論ずべし。

第二項 國民道德の要素としての支那思想

支那思想の傳來

支那思想の中にて特に我が國民思想の發展に關係を有するものは儒教と道教なり。就中儒教は我が國民思想に最も大なる影響を及ぼしたるものなり。

儒教

儒教とは支那に於て自然に發達したる歴史的道德にして、支那民族と其の起原を等しするものなり。此の思想を最も明瞭にしたる者は孔子にして、孔子は堯舜禹湯文武周公の事業を紹述して、支那固有の教學を大成したる大聖人なり。故に

今日に於ては、儒教と云へば直ちに孔子の教の如く思はるゝに至れり。

儒教の傳來

儒教の初めて我が國に傳はりしは、應神天皇の御世に百濟の大儒王仁來朝して、論語十卷、千字文一卷を奉獻せしをはじめとす。當時皇子菟道稚郎子の王仁を師として此の教を學習し給ひしことは正史の傳ふる所なり。

儒教の影響

儒教はもと身を修め、國を治め、天下を平にせんことを理想とするものにして、其の根本思想は我が國古來の道德思想と少しも矛盾する所なし。従つて儒教の我が國に傳來するや、忽ち全國に普及して、大に我が國民道德の進歩發達を助くるに至れり。これまでは忠孝仁義の教の如き、五倫五常の教の如き、事實としては儘に

我が國民の間に行はれつゝありしも、たゞ日常生活の間に自然に生じ來りしものなれば、極めて不整頓にして、徳目の如きも全く無かりしが、儒教の傳播するに伴ひ、はじめて忠孝仁義或は五倫五常の名稱は用ひられ、國民道德の内容は非常に豊富となりたり。されど茲に注意すべきは、これ等の道德が儒教の傳來と共に始めて生じたるものにあらず。儒教はたゞかくの如き都合よき名稱を齎したるに過ぎず。其の精神は古代より我が國民の間に儼然として存在したるものなり。

儒教と國民道德との一致せざる點
易世革命思想

儒教は大體に於て我が國民道德と根本思想を一にするものなれども、儒教の中には我が國民思想と相反するものも無きにあらず。最も著しきものを擧ぐれば、易世革命思想の如きは其の一なり。易世革命とは場合によりては君主にそむきてもよしと云ふことなり。此の思想は古代より支那に傳はる所にして、孟子に至りて益々明に唱へられたるものなり。孟子の説によれば、人は天命ある所に從ふべく、天命は人民の歸嚮する所によりて知るものなれば、人心の歸嚮するものは、天命の存するものなり、即ちかくの如き君主は有徳の君なり。されど人心の歸嚮を離れたる時は、天命既に去りたるものなれば、君主は茲に至りて匹夫となると云ふ

(一) 忠の觀念
薄弱なること

にあり。此の思想は一種の民主々義にして、人民の權利を君主の統治權よりも高きものとし、人民の離反によりて君主は當然其の地位を失ふものなりとなすのみならず、暗に人民の離反を認容したるものなれば、皇位を絶對的に神聖なりとする我が國體と全然相容れざるものなり。其他忠義の觀念の極めて薄弱なるが如きも、儒教の思想と我が國民道德と一致せざるもの、一なり。支那と我が國とは社會の組織等しからず。支那にも家族制度はあれど、日本の如く萬世一系の皇統を中心として、國家全體が擧げて一家の體制をなすといふとなし。従つて支那にては非常に孝の徳を重んずれども、其の割合に忠義のことを云はず、寧ろ忠義よりも孝行を重んずるの風あり。我が國に於ても孝の大切なるは勿論なれど、忠は孝よりも尙一層重きものとせり。此の事は後に述ぶる所なれども、兎も角、此の忠孝の觀念については、儒教の思想と國民道德とは聊か其の趣を異にするの點あり。

併し乍ら幸にも此の儒教の中に含まるゝ危険思想は、我が國民道德にはさしたる害を及ぼさざりき。これは我が國民の同化力の強きによるものにして、我が國民は外來思想に接しても、決して固有の道德を捨て、國民の本領を忘るゝが如きことなく、却つて外來思想の長所を採り、短所を斥け、自家藥籠中のものとなして、我が

國民道德の發達を圖りたり。されば儒教が如何に我が國に普及するとも、易世革命思想が我が國體を傷けたることなく、又忠義の觀念の薄弱となりたることなし。我が國が今日の如く發展し來りたるは、外國の思想を巧に取り入れたること、最も大なる理由の一つなれば、今後の國民は此の事を忘れず、妄りに新思想に惑溺して自己の本領を失ふが如きことあるべからず。

第三項 國民道德の要素としての印度思想

儒教に次ぎて、我が國民道德に尠からざる影響を及ぼしたるものを、佛教とす。佛教は釋迦の創めて唱へ出したる教なり。釋迦は我が紀元百年頃、印度の貴族の家に生れ、幼時は何不自由もなく成長したりしが、人となり感情に富み、世の無常を觀ずると深く、遂に二十九歳の時、翻然として志を決し、一切の世累を捨て、苦行すること六年、三十五歳の時大悟し、四十餘年間、印度の各地を遍歴して、自己の信念を説き、八十歳にて涅槃に入れり。佛教は釋迦入滅後、其の門徒が集りて、師の教義を大成したるものなり。

佛教の我國に傳來したるは、いつの頃なるか明らかならず。正史に傳はる所によれば、儒教の傳來を距ると二百年後、欽明天皇の十三年(紀元一二一二年)に白濟王

佛敎

佛敎の傳來

聖明禮が、怒喇斯致契を遣はして、釋迦牟尼佛の金銅像一軀、幡蓋經論を献上したるを以て、佛教傳來の嚆矢とすれど、實際に於てはこれより以前既に我が國に佛教の教義は入り來りしものゝ如し。

佛教の教義

佛教の教義は幽玄にして容易に語るべからずと雖も、其の主旨を約言すれば、世上一切の事物は無常にして、人間萬事苦惱の種子ならざるはなし。而して此の苦惱の由りて本づく所は我に執着し物を渴愛する迷にあれば、此の迷を打破すれば一切の苦惱は去りて真如に達するものなりと云ふにあり。

佛教は我が國固有の思想と一致せざる點甚だ多し。即ち我が國民思想の現世的なるに反し、佛教は超自然的なり。又我が國民思想の樂天的なるに反し、佛教は厭世的なり。かくの如く佛教は我が國民思想と矛盾する所多かりしかば、傳來の初めより之を奉ずるものと排するものとの二派の間に軋轢を生じ、はげしき衝突を來したりしが、次第に全國に普及し、王朝時代に至りては上下舉げて歸依せざるものなきほど、隆盛を極むるに至れり。

佛教の影響

佛教の思想が我が國民の心に浸潤するに伴ひ從來たゞ現世のことのみを考へ居たる我が國民は、漸く眼を來世の彼岸に注ぐに至れり。それと同時にこれ迄は

佛教思想と國民道德との矛盾

たゞ勇壯活潑を重んじ、動もすれば殺伐に傾かんとしたる我が國民の氣風は、因果應報輪廻轉生の説を説き、殺生を禁じ慈悲を奨勵する佛教思想の爲めに著しく軟化せられ、一面に於ては人生に一種のうるほひを生ぜしむると共に、他面に於ては優柔墮弱の風を順致せり。併し乍らこゝに面白き現象と思はるゝは、これ等の佛教が時日を経るに従つて漸次日本化し來れることなり。佛教が日本化したる一二の例を擧ぐれば、本地垂迹説の現はれしが如き傳教大師の山王一實神道を唱へ出したるが如き、弘法大師の兩部習合神道を創めたるが如きは、即ち其の著しきものなりとす。本地垂迹説は、聖武天皇の御代に行基良辨玄昉等の唱へたるものなり。天照大神も印度の毘盧遮那佛も同じく日輪を稱するものにして、神佛は同體なり、本たり真如たる佛が迹を日本に垂れて神とあらはれたるものなりと説き、すべてを佛に歸入含藏せしめたるものなり。山王一實神道は、佛法を王法及び神道に配合して、我が國民の氣風に應化せしめたるものなり。兩部習合神道は、國常立命、伊弉諾尊、伊弉册尊等、一切の神祇を、禪宗の教義たる金剛界胎藏界の兩部の理にて説明し、佛教を我が國の風俗習慣に順應せしめたるものなり。其の他尙鎌倉時代に親鸞上人が僧侶に肉食妻帯を許したるが如きも、現世主義の思想を佛教に加

味したる適例にして佛教の日本化したることを窺ふに足るべきものなり。

かくの如き佛教の日本化したるは、如何なることを意味するものなるか。云ふまでもなくこれ我が國民の同化力強くして、容易に外來思想の爲めに固有の精神を奪はれざりしことを證明するものに外ならず。即ち佛教の教義は幾分か我が國民の思想を緩和したれども、これが爲めに我が國民は厭世思想に溺れて、現世的活動に興味を有する樂天的性情を失ふが如きことは少しも無かりしのみならず、却つて佛教を日本化して、其の長所のみを採り、短所は盡くこれを捨て、國民道德發達の助けとしたるものなり。

第四項 國民道德の要素としての西洋思想

西洋思想の輸入

西洋思想の我が國に入り來りしは、明治維新以後のことなり。徳川幕府が外國との交通を禁じ、鎖港政策をとりてより、久しく我が國民は歐米諸國の文明に接する機會なく、極東の小島國に儉安の眠りを貪り居たりしが、偶々明治維新となり、鎖港の禁の解かるゝと共に、諸般の文明は滔々として我が國に侵入するに至れり。

西洋思想の特色

たゞ西洋思想と言ふのみにては、甚だ漠然としたるものなり。何となれば西洋思想は甚だ複雑にして、其の中幾多の異なる思想を包含すればなり。併し乍ら此

の西洋思想の中に、我國固有の道德と根本的に相容れざる二箇の流れあり。即ち其の一は個人主義の思潮なり。個人主義は個人の價値を重んじ、個人を本位としてすべてのものを解決せんとするものなれば、國家の爲めには生命を犠牲にしても顧りみざるを美風としたる我が國民道德とは、其の間に越ゆべからざる溝渠の横はるものなり。又其の二は社會主義なり。社會主義は社會を本位とし、個人よりも社會を重んずるものにして、解釋によりては國家主義の如きも亦社會主義の中に入るべきものなれども、其の極端なるものに至りては、全然國家と云ふ境界を認めざるものあり。これ又我が國の如き國家を中心とし、忠孝を以て道德の神髓とするものとは全く其の方向を異にするものなり。此の個人主義、社會主義の如きは、我が國民思想に反する處も著しきものなれども、其の外にも或は實利主義とか或は自然主義とか云ふ如く、我が國民には頗る目新らしき幾多の思想が、一時に我が國に入り來りしものなれば、我が思想に一大動搖の起るも怪しむに足らざることなり。

西洋思想は輸入してより未だ日淺きことにしてこれが國民道德に對して如何なる感化影響を與へ、國民道德を如何に變化せしむるか、今日は尙過渡時代にある

ものなれば容易に斷言することを得ざるものなり。併し乍ら我が國民の同化力はやがて西洋思想の長所を採りて、我が短所を補ひ、必ずや新らしき文明を創造し、國民道德をして今一層進歩せしむべきこと明らかなり。既に今日に於て幾分か此の同化的傾向の現はれ來りし徵候もなきにあらず。たゞ今尙動もすれば歐化主義の弊害の時々あらはるゝは、過渡時代の常として止むを得ざるものなりとは云へ、我が國民の深く心すべきことなり。且つ、教育に關する勅語下賜せられ、國民道德の歸嚮既に明らかなる以上、我が國民は此の旨趣を體して、益々國運の進歩を期せざるべからず。

第四節 我が國民道德の變遷

前節に於て我が國民道德が我が國情の上に生じたる固有の思想を基として、支那思想、印度思想、西洋思想の影響を受け、此の四要素によりて今日の如く發展し來りたることを述べたれば、本節に於ては、我が國民道德の變遷を歴史的に述べて、太古より今日に至るまでの思想の發展を明らかにせんとす。

第一項 我が國古代の國民道德

古代の民族性と國民道德

我が國民道德は神代の昔に發したるものなり。神代とは茫漠として明白ならざれど、古事記、日本書紀等によりて察するに、當時は未だ外國思想の影響を受ることなく、我が國民は固有の性情に基きて自由なる自然的生活を營みしものゝ如し。従つて此の時代に於ける我が國民は勇敢淡泊にして、清淨潔白を好めり。殊に祖先を崇拜すること厚かりき。此の祖先崇拜の念に、未開人の特色なる自然崇拜の觀念加はりて、敬神の風は生じ、何事も神意によつて決すると云ふやうに、神は一切の日常行爲を他律的に規正するに至れり。神に仕ふるに、太占、禊祓、祈禱等の儀式あり、疑はしきことあれば卜して神教を仰ぎたり。稍降りては神事を主り、祭典を司る官吏も置かれ、中臣、齋部の二族世々之に當りたり。此の祖先を敬慕し、神を敬ふこと厚き我が固有の信仰を神道と云ふ。

神道
儒教の傳來

應神天皇の御代に至り、儒教の傳來するに及び我が國の文教は著しき進歩發達を遂げたり、従つて國民道德も亦儒教の影響を受けしこと尠からず。古事記、履仲天皇の卷には、仁又は義等、儒教の徳目も見ゆ。然れども儒教は元來我が國民道德と根本思想を異にせざるが故に、我が國民道德はたゞ儒教を材料として發展したるのみにて、其の根本精神には何等の變化も及ぼさざりき。

儒教の傳來後二百餘年にして佛教は渡來したり。佛教は國民道德と其の根本思想を異にするが故に、儒教の如く其の傳播容易ならず、傳來の初めに於て蘇我物部の大軋轢を惹起したりしが、排佛論者たる物部氏の滅亡と共に、次第に隆盛に赴き王朝時代に至りては、上下與つて佛教に歸依し、寺院の建立佛像の鑄造等相次ぎ、持統天皇の朝には、南は大隅薩摩より、北は陸奥に至るまで、殆んど全國に尼僧の存在せざる所無きに至れり。佛教の普及するに従ひ其の因果應報の思想は次第に我が國民の心に深く浸み渡り、一面に於ては動もすれば殺伐に傾かんとするの國民性を軟化して慈悲仁愛の情を養ふと共に、他面に於ては、柔和忍辱を尙ぶの餘り何事も前世の宿縁とあきらめて咎めず、凶惡を制裁して綱紀を維持する力を鈍らすに至りしが、佛教は日本の國民精神を根本的に改むることを得ざりき。故に佛教の最も隆盛なる時代に於ても、我が國民道德の特色は決して失はれず。祖先崇拜の精神、敬神の俗等は、佛教渡來以前と少しも異なる所なし。如之、有名なる僧侶多く出て、國民固有の思想と佛教との調和をはかりしかば、佛教は次第に日本化し、却つて我が國民思想の發達を助け、古來我が國民の間に行はれし道德に、一層深き哲學的根柢を與ふるとなれり。前に述べたる行基良辨玄昉等の本地垂迹説、最

澄の山王一實神道、空海の兩部習合神道等は何れも王朝時代に於ける佛教の日本化的傾向を示すものなり。

第二項 中世の國民道德

王朝時代の末藤原氏の一族が互に政權を争ひ、私利私慾の爲めに國事を忘れしかば、天下は漸く亂れ、風俗は次第に頹廢したり。故に此の王朝時代の末より鎌倉時代を指して道德上の暗黒時代とも云ふ。

我が國の歴史を通じて、此の時代ほど國民道德の衰へたることなく、不道德なることは頻々として行はれたり。甚しきに至りては、私家の爲めに皇室を凌ぐものあり。子にして父母を忘るゝものあり。兄弟垣に闖ぐが如きは敢て珍らしからぬとなりき。然れども國民道德は全く滅びたりとは云ふべからず。佛教の教義が益々日本化して一般の民心を支配したること、藤原氏の滅亡と共に武士と稱する階級が生じて武士道の基礎の整ひたるが如きは、國民道德の變遷上注目すべき事柄なり。

武士道とは武士の間に行はれたる道德にして、其の名稱は武士と云ふ階級の生じたる後に起りたるものなれども、其の精神は此の時新に現はれたりしものにあ

らずして日本の國民性に胚胎したるものなり。源頼朝が鎌倉に幕府を開きて天下を支配するに至り、大に武士の訓練を重ねたりしかば、これまでたゞ自然的に生じ來りし武士道は、一新紀元を開き、勃然として振興するに至れり。

平民的佛教

王朝時代の末に、源信と稱する僧侶ありて、他力教を唱ふるや、此の教義は益々平民の間に勢力を得、鎌倉時代に至りて、源空の淨土宗、親鸞の淨土眞宗等相次で起れり。殊に親鸞は僧侶の肉食妻帯を許し、世間普通の道德を説きしかば、從來超自然的なりし佛教は著しく現實的となり、益々民間に普及するに至れり。親鸞と相對して日蓮と稱するものあり。法華宗を唱へ出したり。法華宗も亦現世的宗教にして、當時の腐敗したる社會を救ひ道德を維持したる效績尠からず、淨土宗、淨土眞宗、法華宗寺が専ら平民の間に行はれたるに反し、武士の間には禪宗の流行日を趁うて盛んとなれり。禪宗はもと主觀的宗教にして、禪思三昧直覺的に人生の眞相宇宙の本體を體得して、即時直接佛と融合せんとするものなり。何事も直截簡明を貴び、死生の巷に出入すること多き武士の間に、此の宗教の歸依せられしも理由なき事にあらず。

武士道の衰頹

鎌倉幕末の滅亡と共に、建武中興の大業は成りしも、足利尊氏の謀叛により、久し

からずして天下は再び麻の如く亂れたり。然も此の時には源頼朝によりて構成せられし武士道も著しく廢れ、極端なる利己主義のみが跋扈するに至れり。かゝる間にも楠正成、北畠親房を始めとし、多くの勤王の士出でて、其の身を顧りみず皇室の爲めに盡したるは、我が國民道德が衰へたりと雖も、未だ全く地に墜ちざりしを證明するものなりと云ふべし。

學問の衰亡

足利時代は其の全時代を通じて殆んど一日も安らかなる日とはなかりき。殊に義滿、義政等風流韻事に耽りて政をあるそかにせしかば、財用足らずして賦課徵收重く、民は塗炭の苦しみをなせり。加之、義持、義教以後に至りては、族黨相闘き、君臣相争ひ、兵亂屢々起りて、社會の風紀甚しく亂れたり。故に足利時代には僅に僧侶に疏石、一休、蓮如等あり、學者に一條兼良等の出でたるのみにて、殆んどすぐれたる思想家としては一人も無かりき。儒教の如きは衰微の極に達し、僅に五山の僧侶によりて、其の命脈を維持するが如き有様となれり。神道は此の時代には著しく變化し、神社には社僧と言ふものありて、佛事を行ふに至りしが、此の時に當り、卜部兼俱と稱するものあり、唯一神道を唱道せり。

第三項 近世の國民道德

徳川初期の文藝復興

足利の末葉より世を擧げて兵亂の巷と化し、又文教を顧りみるものなかりしが、徳川家康の天下を平定するや、文事の奨勵を以て治國經世の要道となし、熱心に之を奨勵せしかば、一度び奈落の底に沈みし文教は、茲に勃然として復興するに至れり。

徳川時代に於て國民道徳に最も大なる影響を及ぼしたるものを儒教となす。儒教は此の時代に及びて隆盛の極に達し、碩學鴻儒彬々として輩出し、それ〴〵自己の信ずる所を主張したり。徳川時代に於ける儒者の著名なるものを擧ぐれば、朱子學派には藤原惺窩、林羅山、新井白石、室鳩巢、中村惕齋、山崎闇齋、貝原益軒等あり。陽明學派には中江藤樹、熊澤蕃山、大鹽中齋、佐藤一齋等あり。復古學派には山鹿素行、伊藤仁齋、伊藤東涯、荻生徂徠等あり。朱子學派とは朱子の學説を奉ずるものを云ひ、陽明學派とは王陽明の學説を信ずるものを云ふ。復古學派とは朱子王陽明等の學説によらず、直ちに孔孟の經典を解釋し、聖教の要旨を傳へんとするものなり。これ等の諸學者の中には、儒教を本位として、我が國民道徳を説き甚だしきは我が神道及び武士道をも斥けたるものさへあり。例へば荻生徂徠の如きは、聖人の道の外には、神道も武士道も存すものにあらずとし、「唯吾が國の神道とも云ふべき

とは、祖考を祭りて天に配し、天と祖考とを一にして、何事をも鬼神の命を以てとり行ふと、文字傳はらざりし以前よりの事なれども、是も亦唐虞三代の古道なり」と云ひ、「神道と云ふことは卜部兼俱が作れることにて、上代には其の沙汰なきことなり」と云ひ、或は又「聖人の道の外に別に國土相應の武士道ありといへる、畢竟是も不文の過にて、今の習俗の馴染りたる心より料簡する故、田舎人の都の事を會得せぬ類なるべし」と云へり。かくの如く我が國特有の國民道徳を認めず、外來思想に心酔したる結果として、外を尊び内を卑しむの心甚しかりき。徂徠が我が國を「聖人なき國」として自ら卑しめ、孔子の贊を作りて、其の終りに「日本國夷人物茂卿拜手稽首敬頌」と書きたるは有名なることなり。又徂徠はかつて日本橋より芝に轉居したる時に、中華の方へ數町近くなりたりと云ひて喜びたりと傳へらる。佐藤直方も亦儒道心酔者の一人なりしが、嘗て彼は「我が邦神武造業の初めより、君相士夫、皆戰陳攻伐を以て上策とし、聖賢の大道を知らず、功利を先にして仁義を後にする弊、人々皆然り。其の沿習の甚しき遂に楠正成を以て智仁勇の徳ありと爲し、源義經、新田義貞、武田信玄、豊臣秀吉の徒を以て、武夫の表軌と爲し、常に刀劍を帯び、以て日用不虞の備と爲す。其志す所の域以て見るべし。一儒士我

が邦武夫の尙ぶ所又必ずしも異邦聖賢の道に同じからざるありと言つて之を張皇して初學の輩を誑す。亦悲むべきかな」と云ひて忠臣義士も排斥せんとしたり。國民道德の爲めに由々しき怪事と云はざるを得ず。然れども儒者の中には儒學を信じ孔子を尊びつゝ、尙我が國の尊き所以を説きたるものも尠からず。淺見綱齋が『吾が國天地開けて以來、正統續き、萬世君臣の大綱變ぜざること、是れ三綱の大なる者にして、他國の及ばざる所にあらずや、其の外、武毅丈夫にて廉耻正直の風天性に根ざす。是れ吾が國の勝れたる所なり。中興よりも數聖賢出で、吾國を能く治めば、全體の道德禮儀何の異國に劣ることあらん』と云へるが如きは其の一例なり。山崎闇齋も亦嘗て多くの弟子を集め、『方今彼の邦支那孔子を以て大將となし、孟子を副將として、騎數萬を率ひ來りて我が邦を攻むれば、吾が黨孔孟を學ぶ者は之を如何せん』と問ひしに答ふるものなかりしかば、聲を厲して『不幸にして此の厄に逢はば、吾が黨は身に堅を被り、手に銳を執り、之と一戦して孔孟を擒にし以て國恩に報ぜん。これ即ち孔孟の道なり』と訓へしこと先哲叢談に見ゆ。朱子學の系統より出で、専ら我が皇道を發揮し、大義名分を明にせんとしたる者に水戸學派あり。水戸學派とは徳川光圀の大日本史編纂の事業を中心として

水戸學

集まれる一團の學者を總稱するものなり。水戸學派は漢土の文明に負ふ所尠らざりしが、決してこれに心酔せず、其の善を擇んで師とし、不善を捨て、取らざるを主義とし、古より我が國に傳はれる忠孝一本の道德思想を以て國民の常道となして、強固なる國家主義を唱へたり。

神道

儒教が神道と結び付きたるは、此の時代に於ける一特色なり。神道と佛教との調和は既に王朝時代に其の例あり。山王一實神道、兩部習合神道即ちこれなり。然れども此の時代には神道と儒教とが結び付き、一の新なる神道は起りたり。出口神道、垂加神道の如きは即ちこれなり。出口神道は出口延佳の説く所、垂加神道は山崎闇齋の唱ふる所なり。神道がかくの如く或は儒教を混じ、或は佛教と合して、漸く純粹なる精神を失ふに至るを見て、これを再び古の純粹なる神道に反さんとする運動は起れり。此の運動に力を盡したるものは、加茂真淵、本居宣長、平田篤胤等の國學者なり。これ等の國學者は我が國の古典を研究し、大に我が國粹を説き、漢土文明心酔の風を排したり。

武士道

源頼朝によりて其の基礎を築き上げられし武士道は、此の時代に至りて長足の進歩發展を遂げたり。これまでの武士道は一の實行的精神として、たゞ武士の間

に行はれしに過ぎざりしが此の時代には思想上より批判を加へらるゝに至れり。従つて武士道に關する教を説きたる學者も尠からず。山鹿素行の如きは其の最も著名なるものなり。

報徳教

徳川時代の學者は、多くは朱子學にあらざれば陽明學、陽明學にあらざれば古學を奉じ、只管漢土の思想の註解のみに力を注ぎしが、これ等の學者とは聊か趣を異にし、何れの學派にも偏せず、ひろく神儒佛の説をとり、且つ經濟思想を加へ、高遠なる理論に走せず、躬行實踐を旨としたるものに二宮尊徳あり。其の教を報徳教と云ふ。

心學

又徳川時代の平民教育に最も効績ありしものに心學あり。心學は京都の人石田梅巖の創めて唱へ出したるものにして、神儒佛三教の思想を採り入れ、なるべく俚耳に入り易き平易なる俗語俗諺を用ひて、無學文盲の輩に道徳を鼓吹したるものなり。

洋學

徳川時代に於て我が國民思想發展上忘るべからざるは洋學の輸入なり。徳川家光の時基督教嚴禁せられてより、外國との交通は殆んど杜絶したりしが、たゞ和蘭のみは我が國と通商貿易を許されしかば、和蘭を通じて僅に海外の狀況を窺ひ

知ることを得たるのみなりき。故に最初に我が國に傳はりし洋學は此の和蘭の學術にして、八代將軍吉宗の頃、青木昆陽の就て學びしを嚆矢となす。青木昆陽の高弟に前野良澤、杉田玄白あり、當時これ等の蘭學者によりて傳へられたる西洋文明は、醫術、天文、砲術、兵學等、主として科學及び其の應用に關するものなりき。當時の學問は今日より見れば甚だ幼稚なるものなりしが、蘭學者は何れも西洋文明の進歩を賞讃し、文質彬彬として、利用厚生の道に適ひたるものなりとせり。然るに洋學排斥の聲は諸方面より起れり。水戸學派、國學者等は極端なる攻撃を加へ、水戸學者の一人たる藤田東湖の如きは、西洋人を目して禽獸同様なりと罵倒したり。されど洋學を研究するものは日毎に多くなり、洋學者の中には國家の前途を思ふ憂國の志士を多く輩出したる。佐久間象山、橋本左内の如きは其の著名なるものなり。

かくの如く文教の日を趁うて隆盛となるに従ひ、國民の知識は次第に高まり、從來因襲既に久しく殆んど無意的に經過し來りし民族的自覺は、茲にはしなくも覺醒せられ、遂に明治維新の大功業の基はひらかれぬ。

第四項 親近の國民道徳

明治維新の大變動

明治の初年に至り、我が國は文明史上に於て稀に見る所の大變動を生じたり。即ち内にありては鎌倉幕府以來武門の手に移りし政權の再び皇室に歸したること、外にありては數百年來の國是たりし鎖國主義を捨て、諸外國と修好條約を結ぶに至りしことこれなり。

武士道の普及

封建制度の崩壊と共に、武士と稱する階級の區別は撤廢せられ、所謂四民平等の世となれり。武士階級の消滅と共に、武士の間に發達し來れる武士道は、國民全體に普及するに至れり。所謂武士道の骨髓とも云ふべき忠義の觀念は封建時代の主君に盡す至誠の情より轉じて國家を中心とする尊皇愛國心となれり。

外國との交通の隆盛に赴くに從ひ、歐米諸國の文明は駭々として浸入し來りぬ。大勢の赴く所もはや固陋なる鎖國攘夷論者の偏見を以て、容易に沮止すること能はざるに至りぬ。徳川時代の蘭學者の研究したるは、主として西洋諸國の科學及び其の應用に關するものなりしが、明治維新以後に至りては、政治文學藝術あらゆる方面の新思潮は一時に傳へられぬ。從來たゞ四書五經のみを唯一の經典とし、仁義五常の外に道德の教あることを知らざるものが、一度歐米諸國の新文明に接して、これまでとは全く異りたる様々の思想に觸れて、或は驚き、或は感嘆し、呆然として爲す所を知らざりしも、強ち怪しむには足らざるべし。暫くして西洋文明の真相稍々明らかとなり、すべての文物制度未だ我が國の遠く及ばざるを感ずるや、西洋崇拜熱は蕩然として、天下を風靡するに至りぬ。西洋心酔の結果、西洋に行はるゝものは理由を問はず、一圖に之を採用し模倣せんとするもの多くなり、遂には神佛の教は迂遠にして、基督教は便利なれば、天皇は先づ自ら洗禮を受け、國民の首唱となり、億兆を改宗せしむべしと云ふもの、或は人種改良の爲め外國人と雜婚すべしと云ふもの等、極端なる思想を唱ふるものさへ出づるに至れり。加之、婦人の東髪洋装は獎勵せられ、男女の交際の風俗は模倣せられ、夜會、舞踏會等は頻々として催され、醜陋見るに忍びざる有様となれり。

萬事につけて外國を標準とするの風習は國民教育の上にも及び、國體の異同、國民の境遇の差別などは殆んど眼中に置かず、米佛等の修身書を直譯して其の儘これを教科書に用ふるの有様なりき。中には外國の道德書には、臣道のことを説かざれば、我が國の教育に於ても、忠君の徳目を授くる必要なしとし、君臣の大義の如きは野蠻蒙昧の風俗に外ならずと論ずるものもありたり。又米佛の憲法を燒直し、英國の立憲政治を其の儘に我が國に採用せんとするものあり、甚しきに至りて

は民主共和を理想とし、革命を是認するものさへ出でたり。
 かく極端なる歐化主義の唱へらるゝ半面には、頑強に保守を事とするものあり。
 斬髪を以て夷狄の風となし、洋服を着するものを以て禽獸同様なりとし、甚しきに至りては、文明の利器を排して、鐵道は人を生埋にして設くるものなり、電信機は女の生血を銅線へ塗りて造るものなり。何れも切支丹の秘法なり。かゝる不思議の術を以て、日本人を驚かし、其の虚に乗じて日本を奪はんとする不届なる西洋人の計略なりと云ふものもありき。

此の如き歐化主義と保守主義とが互に相争ひて紛擾に紛擾を重ね、國民は其の適從する所を失ふに至れり。こゝに於て我が國民道德の前途を憂ふるものは、それ／＼意見を發表して、日本國民に訴ふる所ありしが、一國の輿論を定むること能はざりき。然るに偶々『教育に關する勅語』は下賜せられぬ。これ明治二十三年十月のことなり。明治初年以來五里霧中に彷徨したる我が國民はこゝに永遠不滅の光明を認むるに至れり。これにて我が國民道德の大本は定まりぬ。我が國民思想は統一せられぬ。云ふ迄もなく此の『教育に關する勅語』は、我が國民道德に關する唯一の經典にして、國民の前途を照らす燈明臺に外ならず。

教育に關する勅語の下賜

第五章 神道

我が國民道德發展の歴史を通讀したるものは、上古より輓近に至るまでの間に我が國民思想が特殊なる二個の形をなして現はれ、幾多の變遷を経て、尙今日までも持續し來りつゝあることを知るべし。國民思想の特殊なる現はれとは何ぞや。曰く神道及び武士道即ちこれなり。神道と武士道との二つは、我が國民道德を論ずる上に、最も必要なるものなれば、既に前章に於て述べたる國民道德發展の歴史中に其の概要を盡したる所なれども、特別に題目を設けて更に一層詳しくこゝに絮説せんとするものなり。

第一節 神道の性質

神道とは我が國民の間に最も疾くより存在したる一種の信仰を云ふものなり。神道と稱する文字は初めより日本にありしものにはあらず。此の文字は支那の周易に出づるものにして、日本に之を用ひたるは、日本書紀に「用明天皇佛法を信じ神道を尊ぶ」とあるを始めとす。要するに神道なる文字は、既に太古の頃より

神道

存在したる日本固有の道を後に至りて漢土より傳來せる佛教、儒教と區別する爲めに用ひたるものなりと云はざるべからず。

神道の根本となれるものは何なるかと云ふに、これは即ち我が國民に固有なる祖先崇敬の思想に外ならず。繼續的觀念の強きは我が國民思想の一大特色なり。繼續的觀念強きが故に、祖先を崇拜すること厚く、敬神の俗ある。

かゝる國民生活の間に生じたる一種の信仰が即ち神道なれば、神道は此の祖先崇敬の觀念が宗教的色彩を帯び來りしものに外ならず。

然らば此の神道は如何なる性質を有するものなるか。神道が宗教なりや否やに就ては、諸説區々にして決する所なし。神道が宗教にあらざることを云ふものは、神道が宗教としては餘りに幼稚なるの故を以てす。神道はこれを他の儒教、佛教等に比すれば、其の教義の深遠なるものもなく、甚だ幼稚なるものなれども、幼稚なりとて一概に之を宗教にあらざるとして排斥するは正當の見解なりとは云ふ能はず。神道を宗教にあらざると云ふものは、又神道には開祖なきを理由となす。神道は日本民族全體の間に生じ來りしものなれば、基督教に於ける耶穌、佛教に於ける釋迦の如き個人としての開祖はなけれど、これのみを以て神道が宗教にあらざ

神道の性質

ることを斷言するは當を得たるものにあらず。又神道には特別の經典なければ、宗教的性質を有せずと云ふものあり。神道には回々教のコーラン、基督教のバイブルの如きものなけれども、一切の神々の行動が其の儘經典となり居れり。又これ等の神々の行動を記したる日本紀古事記等は、これを一種の經典なりとも見ることを得べし。故にかくの如き理由を以て神道の宗教的性質を否定するは甚だ早計に失するものなり。

神道の宗教的性質

(一) 神人教

之を要するに神道は他の宗教に比して、比較的幼稚なりとは云へど、宗教に共通なる性質を備ふるものなれば、これを宗教にあらざるとは云ひ難し。而して神道を宗教上より見るに、神道の所謂神は、基督教の神、佛教の佛とは、全く其の性質を異にす。基督教の神、佛教の佛は吾人々類の生活と全く離れたる超越的のものなれども、神道の神は何れも吾人の祖先なり。即ち神と吾人との間には絶對的の隔りを有せざるものなり。斯の如き宗教を神人教と稱す。又神道には多數の神々ありて、これ等の神々は宇宙の森羅萬象如何なるものにも、其の勢力の表現を認めざるなり。かくの如き宗教を汎神教と云ふ。故に神道はこれを宗教上より云へば、神人教にして汎神教的傾向を有するものなりと云ふことを得べし。

(二) 汎神教

第二節 神道と國體

國體と神道

前節に於て神道の宗教的性質を有することは十分に明らかなるべけれど、假令神道は宗教的性質を有せずとも、我が國民は此の神道に對して敬虔の念を失ふべからず。宗教として幼稚なるものなればとて、直ちに神道を斥けんとするは、淺はかなる考へなりと云はざるべからず。然らば何故に神道は我が國民にとりて特別に重大なる意義を有するものなるか。云ふまでもなく、これは神道が我が國體と離るべからざる關係を有すればなり。神道は國民固有の信仰なり。一種の民族的宗教なり。我が國民の生活と密接不離の關係を有し、我が國體の存亡興廢と其の運命を俱にするものなればなり。

神道の中心思想

神道と我が國體との關係を尙一層詳に知らんと欲するには、神道の根本思想を明にする必要あり。神道は我が民族性の現はれて成りし宗教にして、別に開祖と云ふものなければ其の根本思想と云ひても、もとより判然と述ぶること能はざれども、上古の神々の行動を傳へたる神話は、やがてこれ神道の根柢となるものにして、神話に含まれたる思想は、やがて神道の根本思想と云ふことを得るものなり。

然らば日本の神話には如何なる思想が含まれ居るかと云ふに、これを一言にして盡せば、祖孫相續の精神を中心とするものと云はざるべからず。我が國の神話の中心となれるものは天孫瓊々杵尊が天祖天照大神の命を受けて始めて此の國に降り給ひ、國土を經營し給ひしことなれども、其の時の神勅を見れば、祖孫相續の精神が最も明瞭に現はれたるを知るべし。曰く

「葦原千五百秋之瑞穂の國は、これわが子孫の王たるべきの地なり。宜しく爾皇孫就て治せ、行く。寶祚の隆えまさんこと當に天壤と與に窮りなかるべし」

と、此の神勅は我が國の基礎を示し給へるものにして、三段より成る。第一段は「葦原千五百秋の瑞穂國は、是れ吾が子孫の王たるべきの地なり」にして、皇統の「系なるを明に示し給へるものなり。我が國體の優秀なる所以を窺ひ知るに足るものと云ふべし。國體のことは後章に出づるを以て茲には云はず。第二段は「宜しく爾皇孫就て治せ」にして、「治せ」は民に仁政を施すべしとの意味なり。即ち爲政の大本を示し給へるものと見るべし。第三段は「行く、寶祚の隆えまさんこと當に天壤と共に窮りなかるべし」にして、これは我が國基の萬世にゆるぎなきことを宣へるものなり。即ち國運の將來に對する一大豫言なりと云はざる

べからず。教育に關する勅語中に「天壤無窮の皇運」と仰せられしは、其の基をこの神勅に發するものと恐察し奉る。

天壤無窮の一語は、我が民族思想の特色たる繼續的觀念が、神勅となりてあらはれしものにして、此の一語に極めて深き意味の含まるゝことを忘るべからず。何となれば此の神勅は我が國の前途を豫言したるものにして、此の豫言が其の通りにあらはれて、今日の我が國は成りしものなればなり。

凡そ世界の國々には、何れも神話と云ふものありて、其の神話にはそれ〴〵特色を有する者なれども、我が國の神話の如く國家的なるものなし。何を以て我が國の神話を國家的なりと云ふか。我が國の神話は天孫の國土經營を以て中心思想とするものなればなり。印度、希臘の神話の如きは、尠からざる特色を有するものなれども、前者は宗教的臭味多く、後者は社會的分子に富み、我が國の神話の如き國家的思想を含まず。又世界各國には豫言の傳はるもの多けれども、未だ我が國の神話にあらはれたる豫言ほど積極的なるものなし。何を以て我が神話にあらはれたる豫言を積極的なりと云ふか。我が國運の將來の天壤と與に窮りなきを明言すればなり。印度の豫言は我が國の豫言に比すれば甚だ曖昧なり。印度波羅

神話の特色

門教にては、未來に於て世の中の腐敗の甚しくなりたる時にカルキと稱する未來佛出でて、億兆衆生を救ふと云ふ豫言あれども、果してかゝる豫言の適中することありや否や頗る疑問と云ふべし。又佛教に於ても五十六億七千六百萬年の後に至り、彌勒と稱する未來佛出でて、世の中の腐敗を救済するとの豫言あれども、五十六億七千六百萬年の數は餘りに茫漠たるものなりと云はざるべからず。希臘の豫言は、印度のその如く曖昧たるものにはあらざるも、我が國の豫言に比すれば甚だ消極的なりと云はざるを得ず。即ち希臘に於ては救世主の出現を云へども、基督出でて、此の豫言は既に充されたれば、今日もはや此の豫言が民族生活の上、に何等の關係をも有せざるとなりたり。我が國の豫言は、我が國運の年と共に隆盛に赴くを云ふ。而して其の期限は天壤と與に窮りなきを云ふ。これ我が國の豫言を以て積極的なりと稱する所以にして、畢竟これは我が國民の理想が遠大にして、繼續的觀念の強きことを語るものなりと云ふべし。

さてかくの如き特色を有する神話が、これ迄我が國體と如何なる關係を保ち來りしかと云ふ事を考ふるに、今日までの我が國は全く此の神話の中に含まれし國民の理想が、年と共に實現せられし結果に外ならず。換言すれば天祖の天孫瓊々

神話と國運の
進歩發展

杵尊に賜はりし神勅が次第々々にあらはれ來りて、今日の我が國は成立したるものなり。敢て今日迄と云はず今後の我が國も亦此の神勅の豫言の如くに進歩發展すること疑ひなし。故に我が國の神話は實に我が國民の一大理想を傳へたるものにして此の神話が實際に現はれて萬國に比ひなき美しき我が國體となりたるものなり。神話を以てたゞ荒唐無稽なる昔物語の如く思ふは謬れるも甚し。

神話の中に含まるゝ民族的大理想は強く我が國民の精神中に焼き付けられ我が國のことを思へば直ちに永遠無窮の神勅の尊きを感じ此の國に生れたるものは生命を捨てゝも國家の爲めに盡さるべからずと云ふ偉大なる信念は養はるゝに至れり。かく此の神話の宗教的着色を帯び來りしが即ち神道に外ならざれば神道は祖孫相續の精神を根本思想とする民族的宗教にして此の宗教の民心を離れざる間は我が國の進歩發展は永遠に窮る所なかるべし。不幸にして若し神道の衰ふるが如きことあらんか。其の時には祖孫相續の精神は全く我が國民より消え失せもはや我が國民は我が國體の尊き所以をも辨へざるに至り國家は惨めなる倒壊を見るの外なからん。神道が我が國家の盛衰と運命を等しくするものなりと云へるは神道と我が國體との間にかくの如き關係を有するによる。

第三節 神道と道德

神道は國民道德上より見て如何なる關係を有するものなるかを明にするは國民道德上の研究に極めて大切なことなりと信ず。

この事は既に神道の性質が明になり神道と國體との關係さへわかればもはや説明の必要も無からんかと思へども尙こゝに聊かこれを詳に論ずることとせん。神道は我が民族の信仰のそのまゝにあらはれたる國家的宗教なれば神道の思想はわが國民道德と少しも矛盾せざるのみならず神道その者が國民道德の特殊なる形式なりと云ふことを得るものなり。

それを證明する爲めに今神道にあらはれたる思想を詳に道德上より觀察せんに、第一に神道の根本思想は祖孫相續の精神なれば神道は祖先尊崇を以て本義とするものなり。即ち神道に於ては祖宗の功業を讚美し社殿を祖神に關係ある所に設け常に其の祭祀を營む。(祖先尊崇のと祭祀のとは後に出づるを以て茲に略す)祖先尊崇は我が國民道德の一大特色にして此の特色は神道の本義なればこれのみにて既に神道と國民道德とは全然相一致するものなること明ならむ。

潔白

次に神道に於ては、潔白と云ふことを非常に重んじ、心身の不淨を去る爲めに、**太**占・禊・祓・祈禱等の儀式を以て、神に仕ふる方法となせり。潔白を尊ぶは日本の國民性の長所の一つにして、日本の國民が潔白を尊びし事實は、遠く神代の頃より存在するものなり。國民性と國民道德の項參照此の國民の潔白性は、身體上にあらずして、清潔を好む習慣となり、精神上にあらずして、正直・清廉・誠實等の諸徳となれり。何れも我が國民道德の特色なり、神道は我が國民の潔白性が其の儘にあらずして、ものなれば、たゞ神に仕ふる儀式の具はれるのみならず、引いてはこれ等の諸徳をも重じたり。殊に誠實は神道道德中の主徳とも云はれたり。「心だに誠の道になひなば、いのらずとも神やまもらん」と云へる歌は後世に出でたるものなれども、神道に於て誠の重んぜられしことをよく歌へるものと云ふべし。心の中に一點の邪念を挟まず、誠の心を以て神に祈れば、神はやがて人の靈の中に入り來り、神人の交通の行はるゝものとせり。

知仁勇

次に又忘るべからざるは神道は知仁勇の三徳を重んじたることなり。知仁勇の名稱は、儒教の傳來と共に、我が國に入り來りしものなれども、此の三徳は既に神道々徳の中に備はりしものなり。神道に於ては精神のことを魂と云ひ、魂を荒魂アラミタマ

和魂ニギミタマの二つに分ち、荒魂は勇敢なる精神を意味し、和魂は平和なる精神を代表するものとなす。而して此の和魂を更に分ちて、幸魂サキミタマ・奇魂オノミタマの二種となす。これを徳の上より觀れば、荒魂は勇に相當し、和魂の中の幸魂は仁、奇魂は智に相當するものなりと云ふことを得。

三種の神器と
知仁勇

加之、天孫瓊々杵尊が此の國に御降臨の際、天照大神の授け給ひし三種の神器は、知仁勇三徳の象徴とも見るを得るものなり。即ち鏡は明らかにして之に映ずるものに一毫の私をも容れざると、恰も智の徳の如く、玉は溫和にして觸るゝものに情味を生ぜしむること仁の徳に似たり。又劍は銳利にして剛毅の氣溢るゝこと勇の徳に相當するものなりとなす。

三種の神器の
解釋

三種の神器は天皇の代々御親授あらせらるゝ最も尊き寶にして、古來の學者此の神器につきて種々の解釋をなしたるもの多し。北畠親房は其の著「神皇正統記」の中に、鏡は正直、劍は智慧、璽は慈悲の象徴なりとし、此の三徳は身を修め國を治むる要道なりと云へり。雨森芳洲は其の著「橋窓茶話」に於て、璽は仁、劍は武、鏡は明なりとし、明以て之を燭し、武以て之を斷じ、仁以て之を成す。これ等三器はもと經にして、鄒魯の學は我が註脚なりとせり。中江藤樹・熊澤蕃山・山崎闇齋・山鹿

素行、水戸學派の諸學者は、何れも三種の神器を以て、智仁勇の三徳をあらはすものとなせり。

神道々徳の特色

これを要するに神道は、我が民族性のそのまゝあらはれたるものなれば、我が民族性の特色はやがて神道々徳の特色となりてあらはれたり。故に神道々徳の特色は國家的なるにあり。現世的なるにあり。活動的なるにあり。樂天的なるにあり。これ等の特色より見るも、神道々徳と國民道德とは全く相等しきものなりと斷言することを得べし。

第四節 神道の變遷及流派

神道の起源

神道はもと日本民族精神のあらはれたる國家的宗教なれば、その起源は頗る古く、日本民族の發生と共に起りたるものなり。而して前にも述べたるが如く、此の宗教は祖孫相續の思想を中心とするものなれば、祖先の祭祀を最も重んじたり。神武天皇が四方の賊を平定して、大和の橿原の宮に即位し給ひし時、鳥見山に皇祖大神の祭祀を營み給ひしは、此の神道の根本的精神の最もよくあらはれしものなり。

純神道と俗神道

然るに其の後、儒教、佛教等の如き、外來思想の入り來るに従ひ、これ等の思想は漸く我が國の神道と結び付きて、大に神道の教義を變化せしむるに至れり。此の外來思想と結合して成りたる神道を俗神道と云ひ、純粹なる我が國固有の神道を純神道又は古神道と云ふ。本章に於てこれまで單に神道と稱したるは、此の純神道を指すものと知るべし。

然らば俗神道とは如何なるものを稱するか。即ち前章「國民道德の發展」中に述べたる山王、一實神道、兩部神道、唯一神道、出口神道、垂加神道等の如きは、即ちこれに屬するものなり。

古道派

これ等の俗神道が餘りに儒佛の思想に淫して、我が國固有の神道を失はんとするを見て、これ等の混成神道を斥け、純粹なる古道の眞面目を發揚せんとして、一新なる運動を起したるものを古道派となす。これが前驅をなしたるものを荷田春滿とす。春滿の思想は、加茂真淵、本居宣長等を経て、平田篤胤に至りて大成せり。これ等の古道派が、古道の尊ぶべきことを主張し、敬神の道を明にしたる爲め、國民は我が國體の優秀なる所以を知り、尊王愛國の精神高まり、遂に明治維新の大變革を來す精神的原因をなしたり。神道が我が國體と關係し、國運の消長と運命を共

にする國家的の宗教なることは、この例によりて偽りならざることを知るべし。かく一方に於て古道復活の漸次隆盛に赴きつゝあると共に、他方に於ては俗神道も次第に勢力を得るに及び、諸教派陸續として起り、遂に今日の十三派神道をなせり。十三派神道とは

- (一)神道本局
- (二)大社教
- (三)扶桑教
- (四)大成教
- (五)實行教
- (六)黒住教
- (七)修成教
- (八)神習教
- (九)御嶽教
- (一〇)禊教
- (一一)神理教
- (一二)金光教
- (一三)天理教

等の各教派を云ふ。これ等の教派は何れも神道の一宗派にして、中には純神道の精神を全く離れたるものなきにあらず。今日神道と云へば直ちに此の十三神道を稱するものと思へるもの尠からず。本章に述べたる神道はかゝる宗派の神道を指すものにあらず。誤解すべからず。

第六章 武士道

第一節 武士道の本領

武士道とは何ぞや

武士道とは武士の間に發達したる道徳のことなれど、此の名稱がいつの頃より起りたるかと云ふことは確ならず。足利時代の末に已に武士道の名稱ありしと云へど、其の最も廣く行はれたるは、徳川幕府の頃にして、武士道の外にも、士道、武道、武教等の如き種々の名稱ありき。

我が國に武士と云ふ階級の生じたるは、餘り古きことにはあらず。武士道は武士の間に發達したる道徳なれば、武士と云ふ階級のなかりし時代には、勿論武士道と云ふ特種なる形を存せざりしが、其の精神は既に太古より我が民族の間に流れ來りしものなり。

日本國民は古より武勇に富み、君の爲め國の爲めには、己れの身命をも惜まざるの健氣なる志を有す。此の勇敢なる氣象こそ、即ち武士道の精神とも云ふべきものにして、封建時代に至りて、此の精神が武士の間に特殊なる形をなしてあらはれしものを武士道と名づく。されば武士道の精神はこれ日本の國民精神なり。日本の國民精神を稱して俗に大和魂と呼べり。故に大和魂と武士道とはたゞ其の名を異にするのみにて、精神は全く同一なるものと知るべし。

武士道の本領は忠君愛國の精神にあり。忠君愛國の精神を離れて武士道は存

武士道の本領

第六章 武士道 第一節 武士道の本領

在せざるなり。武勇を尊ぶと云ふも、畢竟君の爲め、國の爲めに、身命を捧げて働らくと云ふ意味にして、たゞ徒らに血氣の勇に逸ることにあらず。血氣の勇に逸るは、古來眞の武士の忌み嫌ひたる所なり。武士道の本領はもと君國の爲めに、身命を惜まざるにあれど、武家時代に至りて社會組織の變動と共に、君國に對して眞心を捧ぐるの念は、主君を思ふ至誠の情となり、主君の爲めに盡し、主君の爲めに殉ずるを武士道の大本と心得るに至れり。しかれども、こはもと武士道の本領にあらず、たゞ時代の變遷に従ひて、其の形式が一變したるに過ぎざるなり。

第二節 武士道の發達

武士道の起原

武士道は日本の國民精神のあらはれたるものなれば、武士道の起りは日本民族の發生と時を等しうするものなりと言はざるべからず。それより數千年の間に種々の變遷發達をなして今日に至りたるものなり。武士道の沿革を述べんとするには通常便宜上これを左の四期に分つ。

第一期 上古より鎌倉時代に至る迄を稱す

第二期 鎌倉時代より徳川時代の初期に至る迄を稱す

第三期 徳川時代の初めより終りまでを稱す

第四期 明治維新以後今日に至る迄を稱す

(一)第一期

神代の武士道

武士道は日本民族と共に起れるものなれば、武士道の精神は既に神代の昔に發揮せられたる事實を見る。例へば經津主武甕槌の二武神が、天照大神の命を畏み、大國主神に勸めて、其の國土を献上せしめたるが如し。

武臣と武士道

神武天皇の御東征以來、文臣と武臣とが各々其の家柄を異にし、中臣忌部の兩氏は文臣となりて天皇を輔佐し、大伴物部の兩氏は武臣となりて皇室警固の任に當るに及び、武士道は此の武臣の間に一大發展を遂ぐるに至れり。大伴家持の歌へ

海ゆかば水づく屍、山ゆかば草むす屍

大君の邊にこそ死なめかへりみはせじ

と云へる歌は、當時の武臣の壯烈なる精神をよくあらはしたるものなり。又大伴氏の家訓には、武勇を貴ぶこと、名譽を重んずること、家門を尊ぶこと、家訓を重んずること、本務を盡すこと、等を掲げたり。後世の武士道の要素は皆此の中に含ま

皇族と武士道

しかれども武士道はたゞ武臣の専有物にはあらず。武臣の間には特に其の精神が明らかにあらはれたりと云ふのみにて、文臣の間にも決して武士道は失せざりき。又畏きことなれど、皇族の中にも武士道の精神を以て、國土經營の任に當り給ひしもの尠からざりき。神武天皇の御東征、神功皇后の三韓征伐、日本武尊の東夷征討等は、武士道の精神が皇族の間にはあらはれし顯著なる事實と云ふべきものなり。

武臣の滅亡

大伴・物部の兩氏は、武臣として朝廷に仕へしが、其の權勢は次第に重きを加へ、遂には政權をも左右するに至れり。神武天皇より推古天皇に至るまで、輔弼の臣となりたるものゝ中にて、物部氏より出でたるもの十五人、大伴氏より出でたるもの六人の多きに及べりと云ふ。然るに大伴・金村の失政以後、大伴氏は漸く朝廷に勢力を失ふに至れり。大伴衰亡後の物部氏は、更に一層權勢を擅にし、恰も旭の昇るが如き感ありしが、佛教の傳來するに及び蘇我氏と争ひて敗れ、再び起つ能はざるに至りぬ。かくの如く武臣の家柄の滅び行くと共に、武士道は一大頓挫を來したる上に、偶々入り來りし佛教の教義は、我が國固有の國民精神と全く相反したる厭

世的出世的思想を、我が國民の間に傳へしかば、漸く衰運を萌したる武士道は益々衰退するに至れり。

武門のおこり

佛教の隆盛に赴くに從ひ、武士道は益々其の影を潜めしが、武士道はもとこれ日本國民の精神なり。日本國民の精神は佛教の如く外より入り來りし思想の爲めに容易に奪はるべきものにあらず。一度び影を潜めしが如く見えし武士道は、平安朝の末に至り、武門武士のおこるに及び再び此の武門の間に復活することゝなれり。

序にこゝに武門のおこりにつきて一言すべし。藤原時代には皇胤より出で、氏を賜はり、人臣に列するもの多かりしが、其の中には朝廷に居て藤原氏の下風に立つを潔しとせず、國司又は郡司となりて地方に下るものも尠からざりき。當時の國司又は郡司は位官の卑き割合に分外の所得もあり、且つ頗る自由なる職なりしが故なり。而して一度び地方に下りしものゝ中には、任期の終りたる後までも京に歸らずして、全く土着の住人となり終りたるもの多し。これ等のものは家子郎黨と稱して、多くの從者や奴僕を率ゐ、其の地方の門閥家となりて勢力を張るに至れり。武門の家とは即ちこれを稱するものなり。藤原時代の末に至り、朝廷に

ありて政權を握る公卿の漸く文弱に流れて、政令遠く地方に及ばず、盜賊の四方に起るに及び、追捕使押領使等の官を設けて、これを鎮壓せしめられしが、其の追捕使、押領使等の官に任ぜらるゝものは、多く武門の家より出でしものなりき。これより武門の勢力は次第に加はり、遂に藤原氏は其の政權を武門の手に奪はるゝに至れり。

武門の家の中にも、最も有名なるは、桓武天皇より出でたる平氏と、清和天皇より出でたる源氏にして、源氏は經基の時より榮え、平氏は平貞盛が平將門の亂を平げて名聲を遠近に轟かしたる時より著はれたり。經基、貞盛の子孫は各々源平兩氏の旗頭となりて、其の勢を振ひしが、兩雄は並び立たざるものか、源平兩氏の間には、次第に勢力の争ひを生じ、幾度か盛衰消長ありたる後、遂に全く源氏の勝利となり、平氏は盡く滅び終りぬ。

武門の家において、一族の首長と家子郎黨とが、代々主従の關係をなすものなれば、其の間に極めて親しき情誼を生じ來れり。

「凡そ主の難に死せざれば、其の身の恥、其の身の恥は、親の恥、一族の恥、さては家の恥氏の恥となる。家子郎黨に至るまで、假にも武士と云ふ名あるつはものは、い

かんど死をば鴻毛よりも輕んじて、名をば鼎鏝よりも重んぜざらんや。弓矢取る身の習假にも名こそ惜しけれ、敵を恐れて逃れたりといはれんは、武士たるもの、恥辱なり」

と云へる意氣は、武士が其の主人に對する時に、須臾も念頭を離れぬ信念なりき。武勇は彼等の最も尊びし所にして、平氏は文弱に流れて、慘めなる終りを遂げたれども、其の滅亡する時に當り、「各々命を此の時に失つて、必ず名を後の世に留めよ。東國の奴にわるびれて見ゆな」と云ひて、一門の士卒悉く壇浦にて勇ましき最期を遂げたり。此の勇しく雄々しき志、主君を思ふ真心、これぞまことに武士道の精華とも云ふべきものなれ。

(二) 第二期

源賴朝は平氏が文弱に流れて、權花一朝の夢と消えはてしに鑑み、自ら深く顧りみる所あり、武士の間に驕奢柔弱の風の生ずるを怖れ、幕府を鎌倉に開くや、只管武道を奨勵して、質朴粗野なる關東武士の氣風を維持することにつとめしかば、武門の間に起りし武士道は、俄に著しき發達をなすに至れり。故に源賴朝を呼んで武士道中興の祖と云ふ。

源頼朝が當時の武士を戒めたる所の言によりて、鎌倉時代に於ける武士道の精神は窺はる。それを摘出すれば左の如し。

1. 武術の鍛錬をつとむべし
2. 卑怯未練を戒むべし
3. 質素勤儉を守るべきこと
4. 道徳を重んずべきこと
5. 主従互に恩義を忘るべからざること
6. 死生相結托すべきこと
7. 譜代の勇士を隨兵とすべきこと

武士の氣風

源平時代の武士の中には、武勇を好み恩義に厚く、名節に殉じたるもの頗る多し。一二の例を擧ぐれば、三浦大介平義明が頼朝の兵を起すや、源氏の舊恩を憶ひ、八九歳の老齡を以て、戦に應ずること能はざるを憾み、自刃して兒孫を勵ましたるが如き、齋藤別當實盛が、心の中に源氏を思ひながらも、戦死して平氏の然諾に酬いたるが如き、花も實もある武夫の勇しき美談として今日迄も傳へらる。又藤原泰衡の郎從由利八郎維平が擒はれて、糺問を受けし時、梶原景時の無禮無作法を咎め

「汝は佐殿の家人か。我御館は藤原秀郷將軍の嫡流として三代鎮守府將軍の號を賜はれり。汝と吾と何ぞ勝劣あらんや。運盡きて囚人となるは勇士の常なり。鎌倉殿の家人を以て奇怪を現する條、甚だ謂れなし」と云ひて景時を罵りしが如き、まことに武士の面目の躍如たるを見る。聞くからに尙勇ましき物語なり。

北條氏と武士道

源實朝弑せられて、源氏の系統は絶え、政權は北條氏の手にうつりしが、源頼朝の大成したる武士道の精神は少しも衰へざりき。殊に北條泰時及び其の孫時頼は、頼朝の遺志を紹いで、儉約廉直を以て將士を率ゐる神佛を崇敬し、民力を休養したりしかば、天下の人心漸く歸服するに至れり。北條泰時の時、武家の大法たる貞永式目の出でたるが如き、武士道の發展上頗る記憶すべきことに屬す。此の時代より佛教の思想は、漸く武士の間に傳はれり。佛教の中にも禪宗は、直指人心、見性成佛の旨を喜び、膽を練り氣を養ふ上に與つて力ありしかば、武士の中にはこれに歸依するもの甚だ多く、武士道に裨益する所尠からざりき。當時の武士が死に臨みても從容として節を變ぜざりしが如きは、禪宗の影響によるもの甚だ多しと思はる。

尙ほ此の時代に於て、我が武士道の精神の最もよくあらはれし一大事件あり。即ち文永弘安の年間に於ける元寇の役これなり。云ふまでもなくこは實に國家の浮沈に關する由々しき大事件にして、此の役に於て一度び不覺をとらんか。名譽ある歴史を有する我が國は、永遠に拭うても消えざる恥辱を受けざるべからず。幸にして、一舉に之れを掃蕩し、永く我が國をして外寇の患なからしめしは、これぞ即ち北條時宗の果斷と、我が將卒の勇敢なる働さによるものと云ふべく、即ち我が武士道の精神があらはれて、國難を防ぎしものと云はざるを得ず。

南北朝と武士道

北條氏滅びて建武中興の世となりしも、束の間にして足利尊氏の謀反となり、それより南北兩朝の對立となり、争亂五十七年の久しきに及べり。此の頃人心全く萎靡して道義に反すること頗る多かりしが、尙武士道の精神は全く地に墜ちず、北畠親房、楠正成、新田義貞、名和長年等、多くの忠臣義士出でて、吉野朝廷の爲めに忠節をつくしたり。その壯烈なる行ひは、鬼神を哭かしむるもの尠からず。

室町時代の武士道

足利氏は北朝を擁して、久しく吉野朝に對抗したるのみならず、内には絶えず骨肉家臣相争ひ、外には地方の大名の跋扈を抑へること能はざりしかば、名教の頹廢甚しかりしが、此の時代にありても武士道を鼓吹したるもの尠からざりき。足利

義満を輔佐したる細川頼之は、戒法五條を制して武士に與へたり曰く。

「主に阿り、人の美を掠め、恩仇を修め、是非を枉げ、功なくして賞を邀へ、才なくして祿を貪るべからず」

と。又管領斯波義將の言に

「限りある命を惜みて、末代浮名を取るべからず。然ればとて二つなき命を塵灰の如くに思ひて、死ぬまじき時に身を失ふは、却つて云ひ甲斐なき名を取るなり。一天の君の御爲め、又は弓箭の將軍の御大事に立ちて、身命を棄つるを本意と云ふなり」

とあるが如き、何れもよく當時の武士の面目を語るものなり。

戦國時代の武士道

足利時代の末に至り、有名なる應仁の大亂は起れり。これより天下益々亂れて、足利氏の命令は少しも行はれず、群雄は四方に割據して互に相争ひ、殆んど安かなる時は一日も無きに至れり。この時代のことを通常戦國時代と云ふ。かくの如き間にありても、尙武士の中には、勇氣に富み節操を重んじ、廉恥を尊ぶもの尠からざりき。殊に戦國時代の武士の中には、尊皇敬神の念に富み、國體の宣揚につとめし者もありき。例へば織田信長が皇居の造營を企てたるが如き、豊臣秀吉が外國

の使節に對して、日本人の意氣を示したるが如きは、我が武士道の爲めに萬丈の氣焔を吐くものなりと思はる。

(三)第三期

徳川時代の武士道

徳川時代となりて、封建制度の次第に發達し來るに伴ひ、武士道も亦益々其の形式を整ふるに至れり。加之、徳川家康が天下を統一するに及び、既に久しき間殆んど一日も止む暇なかりし争奪は全く終りを告げ、これより太平の世の中となりしかば、これまで其の戦闘攻伐の間に、自然の必要にせまりて發達し來れる武士道は、教育の力によりて益々普及し、武士道に關する學派をも生ずるに至れり。又鎌倉時代より戰國時代に至る迄の我が武士道は、武の一方に偏して文を怠るの傾ありしかば、勇武豪膽の點に於ては、甚だ賞すべきものありしも、往々識見の狭小にして憫むべきもの尠からざりしが、徳川時代に至り、武士道が教育の力によつて普及するに及び、文武の才を兼ね、見識を具へ、禮節に厚く、志操の高潔なるもの多くなり、茲に我が國の武士道は最も高潮に達するに至れり。

山鹿素行の武士道

徳川時代の學者中、武士道の鼓吹に最も力を盡したるものを山鹿素行とす。山鹿素行は武士道に關する數多の著書を後世に遺したるのみならず、又多くの門弟

を集めて武士道の精神を傳へしかば、山鹿素行の功績はたゞ武士道の思想を大成したるのみに止まらず。武士道の實現にも與つて其の力尠からざるものありき。彼の赤穂義士の如きは、山鹿素行の感化を受けたること最も大なるものなりと云はる。

山鹿素行は武士の守るべき道として、(一)立本(二)明心術(三)練徳全才(四)自省自戒(五)詳威儀(六)慎日用等を擧げ更にこれを詳しく説明したり。其の要旨を掲ぐれば次の如し。

(一)本を立つること

- イ、己れの職分を知る
- ロ、道に志す
- ハ、其の志す所をつとめ行ふ

(二)心術を明にすること

- イ、心を有し氣を養ひ度量を寛廣にすべし
- ロ、志氣を高尙にすべし
- ハ、容姿を温籍にすべし
- ニ、風土を超越すべし(拙く卑き所なき風土を養ふ)
- ホ、義理を明辨すべし
- ヘ、命に安んずべし
- ト、清廉にすべし
- チ、正直にすべし
- リ、剛操にすべし

(三) 徳を練り才を全うすること

- イ、忠孝を勵むべし
- ロ、仁義によるべし
- ハ、事物を詳にすべし
- ニ、博く文を學ぶべし

(四) 自省自戒

(五) 威儀を詳にすること

- イ、萬事敬を以てし視聽言語動作を慎むべし
- ロ、飲食を節し、衣服を正し、居室を嚴にし、器物を正し、禮儀を重んずべし

(六) 日用を慎むこと

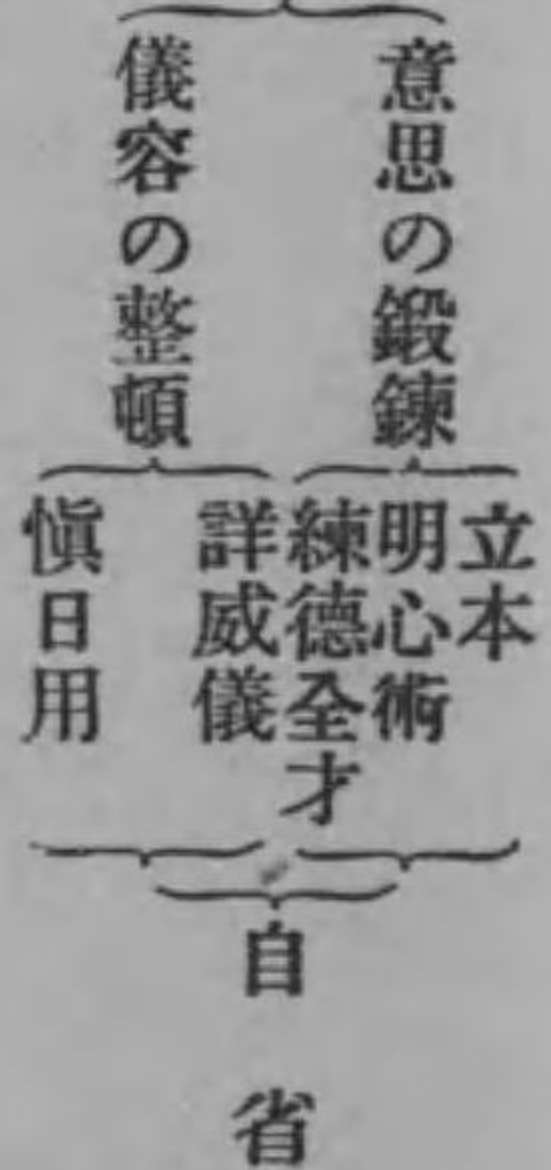
- イ、日用の行事を正すべし
- ロ、財用の受與を節すべし
- ハ、遊戯を節すべし

要するに以上列擧したる所は、武士としての修養の方法を説きたるものにして、本を立て、心術を明にし、徳を練り才を全うすることは、意思を鍛錬する方法なりと云ふべく、威儀を詳にし、日用を慎むことは、儀容を整ふる方法なりと云ふべし。故に山鹿素行の武士道は忠義を以て本領とし、意思を鍛錬し、儀容を整ふるにありと云ふことを得べし。これを概括すれば左の如し。

〔本領——忠義〕

武士道

修身の方法



山鹿素行の繼承者

山鹿素行の思想を承けて武士道を論じ、武士道に關する著書を遺したるものは甚だ多し。山鹿高恒、山鹿素水、津輕耕道、大道寺友山は其の中の有名なるものなり。幕末國事多端の際に生れ遙に素行の學を繼いで起り君國の爲めに一身を顧りみず、國體の宣揚につとめしものを吉田松陰となす。吉田松陰の武士道に關する意見の大要を擧ぐれば次の如し。

「士道と云へば、無禮無法、粗暴狂悖の偏武にてもすまじ、記誦詞誦、浮華文柔の偏文にてもすまじ。眞文眞武を學び身を修め、心を正しうして、國を治むること、天下を平にすることこれ即ち士道なり。」

士道の根本は義にあり。義の存する所、生死論ずるに足らず。武士たるものは、起居常に一死を期して、死生共に徒勞なるべからず。」

其他山鹿素行の系統に屬する學者以外にありて、直接に間接に武士道の鼓吹

につとめたるものには水戸學派あり。加茂本居平田等の國學者の一派あり。頼山陽の如き民間の史論家あり。これ等の學者が各々其の國體に關する意見を發表するに至り、大義明分の思想が次第に明らかになり、これまではたゞ其の主家に報ゆることのみを武士の道と心得たるものも、漸く日本國民としては、國家の爲め皇室の爲めに身命を捧ぐることに、眞の武士道の精神なることを知り、遂には封建制度を破壊して、明治維新の大業を成就するに至れり。

(四) 第四期

明治維新に至りて封建制度は破れ、久しく武門武士の手にありし政權は再び朝廷に還るに至れり。

封建制度の瓦解と共に、武士の階級は滅びて、四民平等の世となりぬ。然らばこれまで主として武士の間に發達し來りし武士道は、武士階級の消滅と共に、全く失せはてしかと云ふに然らず。武士道はもと日本の國民精神にして、武士階級の存せざる古代より、日本民族の血潮の中に流れしものなれば、王政維新に及びて、武士階級の消滅と共に失はるべき性質のものにあらず。たゞ封建時代には殆んど武士の専有物の如く思はれし武士道がひろく一般社會のものとなりしまでのこと

封建制度の破壊と武士道

なり。言を換へて云へばもと日本國民全體のものたりし國民精神が、封建時代に及びて、武士階級の専有物の如くなり、明治維新に至り再び古の如く國民全體のものとなりたるに過ぎざるなり。

今日は四民平等の世の中なり。中古封建制度の起るに及び兵農自ら二つに分れ、劍をとりて戦ふものはたゞ武士にのみ限られ、其他のものは之に與ることを得ざりしが、四民平等の世の中となるに及び、再び古代の如く國民皆兵の制度となり、一たび國家に事ある時は農業に従事するものも商人も、官吏も、學者も、出て、國難に赴くこととなれり。されば今日の日本國民は、盡く封建時代に於ける武士と同一のつとめを有するものと云はざるべからず。武士道の精神はもはや昔の如く、國民の特別階級のみに必要なものにはあらざるなり。畏くも明治天皇は我が帝國の軍人に賜はりし勅語の中に於て、

軍人に賜はりし勅諭と武士道

- 一、軍人は忠節を盡すを本分とすべし
- 一、軍人は禮儀を正しくすべし
- 一、軍人は武勇を尙ぶべし
- 一、軍人は信義を重んずべし

一、軍人は質素を旨とすべし
と仰せられたり。此の五箇條は武士道の精神とも云ふべきものなり。加之、又教育に關する勅語の中にも。

「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と宣へり。云ふ迄もなくこれ我が國民に對して武士道の精神の大切なることを明らかにし給ひしものと拜誦せらる。

封建時代には武士の權力のみ強くして、武士以外のは町人として卑められ殆んど其の人格をも認められざる有様なりき。武士は勇ましきもの、町人は臆病なるもの、戰場に立ち出で、働くは武士ならでは出来ぬものとなり居たり。然るに四民平等の世となるや、これ迄武士の爲めに散々侮辱を蒙りし町人は、思ふ存分に其の能力を發揮して、昔の武士を凌駕するに至れり。明治の初年に徴兵の制度の設けらるゝや、平民の軍人が戰場に出で、果して役に立つべきか否かを憂ふるもの頗る多かりしが、一度び西南の役の起るに及び、これ等の平民軍人は、薩摩軍人と呼ばれたる鹿兒島武士の精銳を碎きて、其の威力を示し、敵將西郷隆盛をして驚嘆せしめたり。加之、日清日露の兩役には、見事なる勝利を以て、我が國威を世界に

明治維新以後の我が國民と武士道

耀したり。これ等の戦役に於ける我が國民の勇ましき働きは、盡く武士道の精神のあらはれたるものと云はざるを得ず。武士道が日本の國民精神にして、武士階級の専有物にあらざること、此の例によりても知らる。

第三節 武士道の特徴

武士道の特徴

武士道の本領に於て述べたるが如く、武士道は日本の民族精神のあらはれたるものなれば、武士道の特徴と云ひても、結局また同じことを繰り返すに過ぎざれど、茲に其の最も主要なる特色のみを列記して説明すべし。

(一) 實行的精神

第一、武士道は一の實行的精神なり。武士道はたゞ理論のみに止まるものにあらずして、實踐躬行を本體とするものなり。故に古の武士は己れの是なりと信ずる所は、あくまでもこれを實行して止まざりき。

(二) 鞏固なる意志を重んず

第二、武士道は鞏固なる意志を重んずるものなり。これは武士道が實行と云ふとを本體とする當然の結果なり。故に古の武士は常に意志の鍛鍊をはかり、死生の巷に出入しても容易に利害得失に心を動かされぬことをつとめたり。禪宗が武士の間に歸依せられしは、此の精神修養に助けを與へしこと尠からざりしが

(三)本務遂行を貴ぶ

第三 武士道は本務の遂行を貴ぶ。古の武士の間に最も重んぜられしは「義」と云ふ事にして、義の爲めには死をも辭せざるを武士の本領としたり。「大義親を滅す」と云ふことあり。義の爲めには如何なるものを犠牲に供するも憚らずとの意味なり。義とは即ち本務のことにして、本務の遂行を貴びしことは武士道の一特色なり。

(四)犠牲の精神に富む

第四、武士道は犠牲の精神を中心とするものなり。これ即ち本務の遂行を貴ぶ當然の結果なり。我を没し我を無みして、其の理想とする所を貫くは武士道の特色なり。然れども武士道は徒らに死を輕んずるものにあらず。本務遂行と生命保存と兩立し得ざる場合には生をすて、死を擇みたるものなり。即ち武士道に於ては死を以て道を踏み義を以て生を律したるものなり。

以上は本質上より見たる日本武士道の特色なれど、序にこゝに述べんとするは武士道は果して日本特有のものなりや否やといふことなり。

世界各國の歴史を緋けば、我が國の武士道に似たるものは他の國にも全くなしとは云ひ難し。例へば支那の如き唐宋時代には多くの名臣烈士を出したるが、中

支那の武士道と日本の武士道

にも文天祥の國事に奔走せる事蹟などは、殆んど武士道の權化とも思はるゝものなれど、彼等は日本の武士の如く積極的に活動したるにあらず、時勢の爲めに餘儀なく起ちて身命を國家に捧げしに過ぎず。日本の武士の活動とは同一に見るべきものにあらず。

西洋の武士道と日本の武士道

又西洋にも我が武士道と相似たるものなきにあらず。古代に於けるストア派の教義の如きは嚴肅俊烈なる點に於て頗る我が武士道に類する所あれど、ストア學派はもとの思索的哲學にして理論による傾向多かりしが、我が武士道は理論よりも實行を重んずる民族的精神なれば、其の間に全く異なる所あり。又ストア學派を信ずるものゝ中に、自殺者の多きは我が國の武士の中に切腹者の多きと等しけれども、ストア學派の自殺者は多く生存の理由を失ひたる場合に、其の生命を抛ちたるものにして、我が國の武士の如く進んで義の爲めに其の身を犠牲にしたるものにはあらず。

尙西洋の中世には騎士と稱するものあり。それは頗る我が國の武士と似たる所あり。殊に其の俠氣を尊びて、弱きを助け強きをよそせざる精神は、我が國の武士道と殆んど異なる所なきも、たゞ婦人を過度に尊敬し、婦人の爲めに其の身を捧ぐ

るを任務としたることなどは、全く我が武士道には存せざる風習なり。

かくの如く擧げ來れば、世界各國何れの國にも、我が武士道の如き壯烈なる精神のあらはれたるもの尠からざれども、たゞ時代の趨勢に伴ひて、偶然的にあらはれ、いつとはなし消え去りしもの多し。日本の如く深く其の民族の精神の上に根ざし、二千五百有餘年間系統的發展を遂げたるものはなし。茲に於て我が國の武士道は、世界に比類なき特有のものなりと云ふを得べし。

第四節 武士道と國民道德

武士道と國民道德

武士道は日本の國民道德の特殊なる形式をなしてあらはれたるものなれば、武士道と國民道德とは本質上に於て異なるものにあらず。此のことは既にこれまで述べたる所にて大凡明らかなること、は思へど、茲に今少しく詳細に、武士道と國民道德とが全然相等しきものなることを論ずべし。

武士道と國民道德とが本質を同じうするものにして、たゞ名稱を異にするのみなることを證明するには、武士道に於て如何なる德目を尊ぶかと云ふことを吟味する必要があるべし。

武士道の德目
一 忠孝

武士道に於て最も尊ぶ所の德目は忠孝の大節なり。武士道はもと大義の爲めに、身命を犠牲に供して顧りみざる沒我的精神なれば、忠の一字は武士道の眞髓たるものなれど、これと同時にまた父祖の名を辱しめぬことをつとめ、忠孝兩全を理想とするものなり。平家物語に現はれたる平重盛の如きは、此の理想を遺憾なく實現したるものなりと思はる。忠孝一本は我が國民道德の根本的特色とも云ふべきものにして、武士道の眞髓と相一致するものなり。

武勇

次に武士道に於て主徳とするものは武勇なり。古の武士は剛強を好み卑怯未練を卑しみ敵にうしろを見せることは死にもまさる苦痛となしたり。高倉宮の侍、長谷部信連の語に、

『弓箭取る身の習、假にも名こそ惜しく候へ。敵を怖れて遁れたりと云はれんは、武士たる者の恥辱なり』

とあり當時の武士の意氣をよくあらはしたるものなり。又武將の中には、其士卒に向つて武勇の必要なることを訓へたるもの尠からず。加藤清正が家中へ訓令して、

『學文之事可入精、兵書を讀、忠孝の心懸專用たるべし。詩聯句歌をよむ事停止た

り。心きやしや風流に成てよわき事を存知候へば、如何にも女のやうに成ものにて候。武士の家に生れてより太刀刀をとつて死する道本意なり。常に武士道の吟味をせざれば、いさぎよき死は仕にくきものに候間、能う心を武事に刻むこと肝要に候事」

と云へるが如きは其の一例なり。

次に武士道にては清廉潔白を貴びたり。武士は體面を重んずると深く「武門の恥辱」「弓矢取る身の恥」とか云へる言葉は、殆んど武士の日常生活を左右する程の力を有したり。若しも汚名を受けたる時には、切腹をして其の心の誠を表明するを習慣としたり。

誠實信義

誠實信義も亦武士道の一主徳たり。「早雲寺殿二十一箇條」の中に

「上下萬民に對し、一言半句にても虚言を申すべからず。苟にもありのまゝたるべし。そらごと言つければ、くせになりてせらるゝなり。人にやがて見限らるべし。人に糾され申ては一期の恥と心得べきなり。」

とあるが如きは、誠實を尊ぶ武士氣質のよくあらはれたるものなり。又古來「武士に二言なし」と云ふことあり。一たび約束したるを破り、其の操守を變ずる

質素儉約

は、武士としてあるまじきことゝなせり。

質素儉約も亦武士道の大綱領と見做さる。源頼朝が曾て藤原俊兼の華美なる装ひを見て大に怒り、俊兼の佩刀を取り、其の袂を断ちて叱責したるは有名なる物語なり。貞永式目、建武式目等にも第一に此の儉約を誡めたり。細川頼之は近習を訓誡して

「遊樂を専として職の行を次にせんものは國賊なり」

と云へり。其の他儉約をすゝめ奢侈を誡めたるものは甚だ多し。

禮義節度

禮儀を正しくし、粗忽尾籠の振舞をいやしみたるも、武士道々徳の一特色なり。鎌倉權五郎景正が「弓箭に當りて死するは武士の本望なり。足にて顔を踏まるゝは武士の恥辱なり」と云ひたるが如きは、禮儀正しき武士の面目をよくあらはしたるものなり。

慈愛

武士道は武勇と共に慈愛の徳を重んじたり。物のあられを知るは眞の武士の本領と見做されたり。熊谷直實が敦盛を討ちとり、世の中の無常を悟つて、法然上人の弟子となりたるが如きは、情けを知る武士の一例なり。

之を要するに、以上掲げたる武士道の主徳即ち忠孝、清廉、誠實、信義、儉約、禮儀、慈愛

等の諸徳は、いづれも我が國民道徳中の最も主要なる徳目にして、武士道が國民道徳と其の内容を等しくすることはこれによりて益々明らかならんと思はる。

第五節 武士道と神道

武士道と神道

武士道と神道とは何れも日本民族の間に生じ來りしものなれば、相互に密接なる關係を保ち、相依り相輔けて發達し來れり。儒佛二教の渡來以前に於ける武士の信仰は、殆んど神道を本としたるものなりき。儒佛二教は武士道に種々の影響を與へたれども、これが爲めに武士が神を敬ふの風は、少しも衰へたることなし。

源賴朝が以仁王の命旨に接するや、先づ衣を更めて遙に男山八幡宮を拜し、然る後これを披見したるが如き、屋島の役に那須與市宗高が、敵の船に高く掲げたる扇の的を射る時に、「歸命頂禮。八幡大菩薩日本國中大小の神祇。別しては下野の國日光、宇都宮、氏御神、那須大明神。弓矢の冥加あるべくは。扇を座動に定め給へ」と祈りたるが如きは、今日遍く人口に膾炙する所なり。

鎌倉時代の末より足利時代にかけて、國民の道徳殆んど地に墜ちし時にて、尙敬神の思想は失はれざりき。北畠親房の如き一大神道家の出でたるは此の頃なり。

親房は敬神の念頗る強く、神皇正親記を著はして、我が國の神國なることを述べ、其の神祇の條に「當官を以て諸官の上に置く、是れ神國の風儀、天神地祇を重んずるが故也」と云へり。

暗黒時代と呼ばれる、戰國の世にも、又武田信玄の如く、織田信長の如き、北條早雲の如き、神を敬ふことを忘れざりし、武將尠からず。織田信長が今川義元を桶狹間に攻むるに當り、熱田神社に戰勝を祈りたることは、歴史に傳ふる所なり。

徳川時代の將軍の中には、神社を再建し、或は修繕したるもの尠からず。徳川家綱が豊國神社を再建したるが如き、綱吉が熱田神宮、鶴岡八幡宮、箱根神社、淺間神社、を修理したるが如き、吉宗が日光社參を再興するが如きは、蓋し其の一例に過ぎず。明治維新に至り、四民平等となり、一般人民の中より、壯丁を募集し、武士的訓練を施して、護國の大任を負はしむることゝなるに至り、敬神の風は特に此の軍人の中に傳はれり。日清日露の戰役以來、戰死者は靖國神社に合祀せらるゝことゝなるや、生きては御國の楯となり、死しては護國の鬼となると言ふことは、帝國軍人の心の中に深く刻まるゝことゝなれり。

第六節 武士道と儒教

武士道と儒教

前にも述べたるが如く儒教はもと我が國民道徳と根本思想を等しむるものなれば我が國民の道徳の特殊なる現はれとも云ふべき武士道と矛盾せざるものなるとは云ふ迄もなし。武士道と佛教とが如何なる點に於て接近するかと云ふとは武士道の道徳と儒教の道徳とを比較すれば自ら明白ならん。武士道に於て最も貴ぶは忠孝なり。而して儒教にても亦忠孝を尊ぶ。論語には「臣君に事ふるに忠を以てす」といひ、孝經には「君子の上に事ふるや進んでは忠を盡さんとを思ひ、退ては過を補はんことを思ふ」といへり。又武士道に於ては勇氣を貴ぶ。義の爲めには何者をも犠牲にして顧りみざるは武士道の一特色なり。然るに儒教にても亦勇氣を重んじ「身を殺して仁を爲す」と言ひ「義を見て爲さざるは勇なきなり」と言ひ「生を捨て、義を取る」といふ。これ等は武士の犠牲的精神と少しも異なる所なし。

其の根本精神を等しむるものなれば、儒教の傳來と共に、儒教は武士道の助けにより、其の形式を整へ、内容を豊富にするに至れり、殊に儒教が我が國に入り來りてより、武士の教育の盛んになりしことは頗る著しきものなり、これまでの武士はたゞ武術のみを修練すれば事足れりとしたるかの感ありしが、儒教傳來以後は文武兼備と稱し、文と武とは鳥の羽翼、車の兩輪にも譬へられ、武士たるものは一方に武道を修むると共に、他方には必ず學問を勵み、品格を高むることをはかるに至れり。

儒教が武士道と最も接近したるは、戰國時代以後のことなり。これ當時の武士は社會を指導する階級にありしかば、競ふて其の部下に學問を奨勵したるが爲めなり。從て此の頃より武士教育は非常に進歩したり。當時の武將は多く家訓、家法、壁書等を作りて、或は部下を勵まし、或は子孫を戒めたり。今日残れるもの、二三を挙げれば、早雲寺殿二十一箇條の中に

「文武弓馬の道は常なり。記すに及ばず。文を左にし武を右にするは古の法、兼ねて備へずんばあるべからず」

と云ひ、今川了俊が其の子に示したる今川狀中には

「文道を知らずして武道終に勝利を得ざる事」

とあり。その他信玄家法、長曾我部元親の百箇條、伊達政宗の壁書、加藤清正の掟書

等何れも武士に學問の重んずべきを云はざるなし。

徳川時代の各將軍が文事を奨勵したるは既に述べたる所なり。されば此の時代には諸種の學派起りて、文華の光り燦然として四方に輝き、遂に山鹿素行の如く學問上より武士道を説くものあるに至れり。

第七節 武士道と佛教

武士道と佛教

佛教は我が國民思想と根本精神を異にするが故に、傳來の初めに當りては、佛教の教義が武士道の發達を阻害したること尠しとせず。慈悲忍辱を教へて、殺生を禁じたるが爲めに人心を女性化し、尙武の氣象を薄弱ならしめたるが如きは其の一例なり。元明天皇の朝には諸國の兵士弱くして戰に堪へぬもの多かりしかば、勅して其の到底用ふるに足らざるものを郷里に歸らしめたりと傳ふ。

鎌倉時代に至りて、佛教は次第に日本化し、淨土眞宗、日蓮宗、禪宗の如き新なる宗旨も顯はれたり。これ等の諸宗は何れも當時の人民に安心立命の境地を教へんとして出でたるものにして、其の信者も尠からざりしが、中にも禪宗の教義は、直裁簡易を尊ぶ當時の武士の氣風に適して、武門の間に最も流行したり。源頼朝は敬

神の念も深かりしが、又一方にては佛教を尊び、信濃の善光寺、近江の圓城寺、奈良の興福寺、東大寺を修造し、北條氏も亦深く禪宗を信じ、鎌倉に建長、圓覺、淨智、淨明、壽福の五大寺を建てたり。これを鎌倉五山といふ。泰時、時頼、時宗は北條氏の中にても特に佛教に歸依すること厚かりしと云はる。足利尊氏も亦禪宗を信じ、疎石(夢想國師)の徳を慕ひ、これを尊崇すること一方ならざりき。義滿も亦禪宗を信じ、疎石の門人明應中津の二人につきて法を問ひ、政務を諮詢したり。京都五山の建てられしも足利時代なり。京都の五山とは建仁、東福、南禪、天龍、相國の五寺をいふ。戰國時代にも佛教を信じたる武將は尠からず。武田信玄の如きは其の一人なり。信玄家法に

「參禪嗜むべき事。語に曰く。參禪別に秘訣なし。唯生死の切なるを思ふ」とあり。加藤清正は日蓮宗を信ずること厚かりしと云ふ。徳川時代に至りては、家康、家光、綱等何れも佛教を尊び、或は高僧につきて參禪し、或は寺院を建立してこれをひろめたり。徳川家光が膽略あり威望ありて、よく三百の大名を服従せしめたるは、紫野大徳寺の澤庵和尚の薰化に負ふ所尠からずと稱せらる。

第八節 時代の趨勢と武士道

時代の趨勢は
武士道を破壊す

前に述べたるが如く武士道は決してある時代に偶然あらはれしものにあらず其の形式は時々變れども我が國民性を基として生じたるものにして二千五百有餘年の間ひき續きて系統的發展をなし來りしものなり。勿論時に消長なきにあらずれども全く武士道の滅びたる事はかつてなかりき。

翻つて我が國の現状を顧みるに今日は決して武士道の隆盛なる時代なりとは云ひ難し。明治維新以來の大變動につれて武士道に相反する種々の事情生じ來り武士道の發達は著しく妨げらるゝに至れり。

武士道に反する事情
(一) 思想上の影響

然らば其の武士道に相反する種々の事情とは何ぞや。吾人はそれを思想上の影響社會上の影響の二方面に分ちて觀察せんとするものなり。

第一の思想上の影響に就て述べん。歐米諸國はもと我が國とは根本的に社會成立の状態國民の境遇等を異にするものなれば彼我の思想上には頗る大なるへだたりあり。中には武士道の精神を根本より破壊せんとするが如き不健全なる思想も尠からず。極端なる社會主義、極端なる個人主義、肉慾本位の自然主義等は特

に其の著しきものなり。かくの如き不健全なる思想は、多く文藝美術或は宗教等を通じて入り來りしものなり。元來文藝美術の發達は、武士道の衰退を來しやすきものにして、我が國の歴史上に於ても、王朝時代の如き、文藝美術の方面にては、黄金時代と稱せられつゝあるも、武士道の精神は全く地に墜ちて見るべきものなし。況んや西洋の文藝美術の如き不健全なる思想を含むものが、武士道の發達を害するは怪しむに足らざるなり。併し乍ら文武は治國の要道にして、共に健全なる發達を遂げざれば、國家の隆盛を期すること能はず。よく兩者を調和せしめ、文藝により武士道の精神を後世に傳へて、其の効力を永久ならしめざるべからず。文藝美術と共に基督教が武士道の發展を妨げたることも尠しとせず。基督教の教義はもと世界主義にして、武士道の國家中心思想とは相容れざる點あれども、基督教の中に含まるゝ壯烈なる殉教の精神の如きは、頗る武士道の犠牲精神と似たるものあり。故に基督教も亦日本化すれば、佛教と等しく武士道を裨補すること尠からざるべし。既に今日基督教の中に日本化的傾向の見ゆるは最も喜ぶべきことなり。

(二) 社會上の影響

第二の理由たる社會上の影響に就きて述べん。明治維新以來社會上に種々の

變動生じたる中にも商工業の發展の如きは最も著しき一例なり。而して商工業の發展は、武士道の衰退を誘ひたること尠からざるものなり。何となれば商工業は武士道の思想と全く相反する點を多く有すればなり。即ち商工業は利益本位の業務にして、利己主義に流れやすきものなれども、武士道は利害を顧りみざる犠牲精神を中心とし、團體主義を標榜するものなり。古の武士は金錢を賤し、金錢を口にするを此上もなく耻辱としたり。然るに商工業は富を得ることを第一の目的となす。商工業の發展と共に、武士道の衰へ行くことは、少しも怪しむに足らざるなり。若し商工業と武士道とが絶對に相反し、如何なる點に於ても調和する所なしとすれば、國家に頗る憂ふべき問題は生じ來るべし。何となれば武士道は我が國を今日の如く隆盛ならしめしものにして、國民が武士道の精神を失へば、我が國運の將來頗る危きに至らん。然らば武士道を維持する爲めに、商工業の發達を等閑にせんか、今後の我が國が世界列強の間に伍してはげしき生存競争に應ずるには、我が國富を増加する必要あり。國富の増加は商工業の發達に俟たざるべからず。かく考ふるときは、武士道と商工業とは、其の一を偏重し、他の一を偏輕することを得ざるなり。されど實際に於ては、武士道と商工業と全然調和の點なき

ものにあらざれば、其の點をよく研究して、武士道の短所を商業の長所にて補ひ、商工業に伴ひやすき缺陷を武士道によりて補ふこと肝要なり。例へば古の武士が金錢を極端に賤みたるが如きは、今日の時勢に通ぜざるものなれば、商工業の思想を取り入れてこれを革め、商工業者の徳義を重んぜざるが如きは、今後に於ける我が國の發達上、頗る重大なる缺點なれば、この點は武士道の精神を導き來り、正直を以て商業道德の根柢ならしめざるべからず。尙又社會上の影響として、武士道の發達を妨害するものは、奢侈贅澤の流行なり。近來我が國民の間に奢侈贅澤の流行し來りしは、商工業の發達、交通機關の整頓等に伴ふ當然の結果なりとは云へ、我が國勢の現状より考へて、頗る慨憤に堪へざることなり。歐洲戰亂の開始以來、我が國の外國貿易は日に月に好況を呈し、正貨は急激なる膨脹を來し、日露戰役の爲めに負ひし莫大なる外債も、今や正に其の一部分を償還せんとする状態にありと雖も、我が國の富力を歐米諸國に比すれば未だ及ばざると甚だ遠し。我が國の如き貧しき國にありて、歐米諸國の惡風を學び、國民が贅澤なる生活を喜び、武士道の精神を失ふに至らんか、國家の前途は風前の燈火よりも危かるべし。誠めざるべからず。

第九節 武士道の將來

武士道の將來

今日種々の事情によりて、武士道の精神が漸く衰へんとしつゝあること夫れかくの如しとすれば、我が國民はこれに對して如何なる處置をとるべきか。この儘にうち捨て置くべきか、或はまた相當の方法を講じて、頽勢を挽回せしむべきか。それには先づ武士道が將來の我が國に於て必要なりや否やを慎重に考ふる必要あり。

過去に於ける
武士道の效果

過去に於ける我が國運の進歩發達を考ふるに、武士道の力與りて最も大なるものあり。我が國が開闢以來かつて他國の侮りを受けたることなきは何故ぞ。云ふ迄もなく我が國民が國を思ふの心厚く、事ある場合には己れの身命を捨て、國の爲めに盡したるによるものなり。近く日清日露の兩戰役について考へ見よ。我が國が古今稀有の大捷を得て、一躍歐米の文明諸國に伍するに至りしは國民の赤誠の溢れて茲に至りたるものと云はざるを得ず。身命を捨て、も國の爲めに盡すといふ武士道の精神なかりせば、今日我が國は果して如何なる有様となりけるか。印度の如く、埃及の如く、波蘭の如く、ボヘミヤの如く、いともみじめなる亡國

今後武士道の
必要なる所以

の憂目を見るべかりしのみ。かく思へば我が國の今日あるみなこれ武士道の賜なりと云はざるべからず。我が國民には武士道と云へる利器あるが故に、幾度邊境を窺ふ鼠賊あるも、物の見事に撃ち斥けて、二千五百年間美しき歴史を維持し來りしなり。

武士道は我が國民の最も恃むべき利器なり。過去の我が國に於て必要なりしのみならず、今後の我が國には益々其の必要を加へ來るものなり。何となれば國際間の生存競争は日毎にはげしくなり行けばなり。國際間生存競争の修羅場に立ち、最後の勝利を得んとするには、武士道の精神を失はずして、平和のときにはよく自己の業務に服し、一旦事ある場合には、潔く國難に殉ずるの覺悟なかるべからず。

武士道の變遷

然れども武士道は常に變遷するものなるを忘るべからず。武士道の精神は古今を通じて一貫するものなれども、其の形式は時代によりて變化するものなり。武士道の衰退を慨するものゝ中には、動もすれば封建時代の武士道を其の儘今日復活せしめんとするものあり。謬れるも甚しい哉。武士道の振興を叫ぶはよし。徒らに形式に拘泥して、文明の進歩著しき今日の世の中に、舊式の武士道を復活せ

んとするが如きは、武士道の解釋をあやまれるものにして、頗る愚かなることゝ云ふべし。

今日武士道を盛んならしめんとすれば、よろしく舊式の武士道を改めて、一種の新しき武士道を起さざるべからず。新しき武士道とは何ぞや。舊式の武士道の缺點を補足して、今日の時勢に適合せしむるやうに改造したるもの即ちこれなり。新らしき武士道と云ひても、別にこれまでまでの武士道と根本的に異なるものにあらず。武士道の真髓は萬世を通じて少しも變化するとなし。

將來の武士道

然らば從來の武士道を如何に改むべきか。それには先づ從來の武士道の缺點を明にせざるべからず。左に其の缺點の主要なるものを挙げ、將來の武士道はこれを如何に改むべきかを論ずべし。

第一 從來の武士道は人格の觀念明ならず、動もすれば人格に對する尊重の念を缺くことありき。例へば其の臣下に責むる所餘りに酷にして、主君に恕する所餘り寛大に失したるが如し。人格は人の人たる所以のものにして、最も尊き價値を有するものなり。されば今後の武士道は、人格の觀念を明にして、これに對する尊重の念を深からしめざるべからず。

(一) 人格觀念を明にすること

(二) 權利の觀念を補ふこと

第二 從來の武士道は、人格尊重の念の缺けたる結果として著しく個人の權利を無視したる所あり。身命を犠牲にしても主長の爲めに盡すは武士道の特色にして、著しき風習なれども、個人の權利を少しも認めず、絶対に服従を強ふるが如きは今日の時勢と容れざるものなり。將來の武士道は權利の觀念を補ふこと最も必要なり。

(三) 人道の觀念を加味すること

第三 武士道はもと國家を中心として發達したるものなれば、これに人道の觀念を加味せざるべからず。今日の我が國は、封建時代の如く國內のことのみ没頭したる小日本にあらずして、世界の舞臺に立ち列強に伍して活動せざるべからず。若し人道を尊重するの觀念を缺くことあらんか、我が國は必ず世界列國の好意を失ひ、やがては自國の存立も危きに至るべし。されば武士道が國家を中心とするはよけれども、これが爲めに人道を無視するが如きことあるべからず。武士道は元來人道と相反する道德にあらざれば、武士道に人道を加味すると云ひても、全く新しき要素を加ふるにあらず、たゞ從來の武士道を時勢に適合せしむるまでの事なり。

第四 從來の武士道は經濟思想を缺き、貨財のとを口にすることを耻とし、金錢に無

(四) 經濟思想を加ふること

頓着なることを以て道德としたり。「武士は喰はねど高楊枝」など云へることあり。不義の富貴を斥け、清廉潔白を尊びたるはよろしけれども、絶対に金錢を卑しむことは、今日の時勢に反するものなり。古の武士は多く一定の俸祿を受けて、主君の家に仕へしかば、全く經濟思想を缺くも生計に苦しむが如きことなかりしが、今日の如き生存競争のはげしき世の中に、金錢のことに全く無頓着にして、生存を保つ事は全然不可能なり。これを國家の上より見るも、國富を増進するは、今後世界の國際競争場裡に立ちて、優勝の地位を占むるに最も大切なる要件なり。

我が國の如き貧しき國の國民が、經濟思想を缺けば、假令武士道の精神がよく國民の間に徹底して、武勇に於ては天下に敵するものなきに至るとも、一朝事ある時に意外の蹉跌を來すことあるべし。經濟を重んじ、家を富まし、國を富ますことは、今後の我が國民の忘るべからざる任務なれば、將來の武士道は此の點について一、大修正を加へざるべからず。

第五、從來の武士道は我が國民性の上に根ざし、いつとはなしに一の實行的精神として發達したるものなれば、理論的根據と云ふものは殆んどなし。徳川時代に至り、山鹿素行其の他の學者により、幾分か系統的に秩序正しく研究せられたる

(五)理論的根據を與ふるこ

概括

も、尙今日の倫理學上より見て、確實なる根柢を與へられたるものとは言ひ難し。武士道をして今後益々健全なる發達を遂げしめんとするには、これに理論的根據を與ふること最も必要なり。

以上述べたる所を概括すれば、將來の武士道は從來の武士道の缺點たる人格觀念の薄弱、經濟思想の缺乏を補ひて、個人の人格を尊重し、十分に權利を認め、富力を増進し、人道と矛盾せざるやうにつとめ、且つこれを研究するには、つとめて理論的根據を與へて、健全なる發達を期せしむるにあり。かくの如き武士道は、今日の時勢に對して、少しも矛盾することなく、我が國力をして益々進展せしむることを得るものなり。

第七章 國民道德の大本

吾人は既に第四章に於て國民道德の發展を説き、古代より明治年間に至るまでに、我が國民道德が如何なる脈絡をなして變遷し來りたるかの跡を述べ、外來思想の國民道德に及ぼしたる影響等をも詳にし、明治維新以來急激なる歐米思想の侵入により、國民道德の混亂を生じて、遂に「教育に關する勅語」の下賜に至る迄の

事情を述べたり。吾人が國民道德の歴史的變遷を説きたるは、『教育に關する勅語』が我が國民道德の大本たるを明にせんが爲めなり。依つて本章に於ては、第四章の後をうけて、教育に關する勅語の精神につきて述ぶる所あらんとするものなり。第五章第六章に神道、武士道のことを挿入したるは、國民道德の歴史を叙述したる序に、我が國民道德の特殊なるあらはれとも見るべき兩者の内容を明白にしたるまでの事なり。

第一節 『教育に關する勅語』の下賜

明治二十三年十月二十三日 『教育に關する勅語』を下し給ふ。其の全文を謹寫すれば左の如し。

教育に關する勅語の下賜

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和

シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

『教育に關する勅語』はもと教育社會に賜はりしものなれども、其の内容はたゞ教育社會のみならず、況く我が國民の守るべき道德の大綱を示し給へるものなれば、この『教育に關する勅語』は實に我が國民道德の大本とも稱すべきものなり。『教育に關する勅語』が我が國民道德の基礎たるべきものなることは、『教育に關する勅語』の發布せられし當時の事情を察すれば尙一層明らかならん。

前にも述べたるが如く、明治維新は我が國の歴史上に於ける未曾有の大變革な

教育勅語下賜の事績

り。六百八十餘年間續きし封建制度は、忽ち破れ、武門武士の勢力に壓せられて更に振はざりし主權は、一朝にして朝廷に歸し、つづいて版籍奉還廢藩置縣も行はれ、四海の民は再び麗かなる天日の光を仰ぐことゝなれり。

かゝる政治上の大變動と共に、更に我が國民を驚倒せしめたるは西洋文明の移入なり。抑々我が國に西洋の文明のはじめて入り來りしは、今より三百餘年の昔のことなれども、當時はその利益に浴するに及ばずして、幾許もなくして鎖國の世となれり。それよりこのかた時々和蘭の船の長崎及び平戸に來りて通商貿易を營み、蘭學を傳ふるとありしも、此の頃の我が國民は未だ思想の自由を有せざりしかば、西洋文明に接する機會も甚だ尠かりき。然るに明治維新に至りて、鎖國の禁を解きて、歐米諸國と通商條約を締結するに及び、歐米諸國の文明一時に我が國に侵入し來れり。加之、國民は漸く思想の束縛より離れて、自由に歐米諸國の文明を研究し、歐米諸國の文明が、我が國の文明よりも遙に進歩せるに驚き、我も人ももろ共に西洋の文明に馳せ向ふに至れり。其の結果勃然として起りしものは極端なる西洋崇拜主義即ち歐化思想の流行なり。蓋しこれ迄東洋の小さき島國に蟄居して自尊の夢に耽りし、井蛙に等しき國民が、急に燦爛たる西洋文明の光りに接し

(第四章の終りに述べたる所を更に細察す。第四章を参照せよ)

て、これに眩惑せられ茫然として自失したるも無理ならぬことなり。

歐米諸國と我が國とは、其の國の事情を異にするが故に、風俗習慣又は思想等の間に著しき相違あり。然も歐米諸國の文明を採りて、直ちに之を模倣せんとしたる結果、我が國の風俗習慣に、或は國民思想上に、種々の奇怪なる現象を生ずるに至れり。當時の風俗を記したる書に

『奇なり。妙なり。世間の洋服、頭に普魯西の帽子を冠り、足に佛蘭西の踏をはき、筒袖は英吉利海軍の装、股引はアメリカ陸軍の禮服、婦人の褌袴は膚に纏うて窄く、大僕の合羽は脛を過ぎて長し。恰も日本人の臺に、西洋諸國はぎ分けの鍔金せる如し』

と云へり。滑稽なる有様目に見るが如し。

歐化主義の流行は、思想上に於ても亦我が國民を毒すること尠からざりき。明治の初に入り來りし多くの西洋思想の中に、特に我が國民に影響を與へたるを個人主義思潮となす。個人主義はもと個人を本位とするものにして、我が國民固有の思想とは全く其の立脚地を異にするものなり。されば此の思想が、我が國に入り來るに及び、先づ第一にこれまで我が國の社會組織の特色たりし家族制度と

衝突するに至れり。其の結果祖先を尊び子孫の爲めに計ると云ふ繼續的の觀念は薄くなり汲々として自己一人の快樂を追及するもの多く出で來れり。次に此の個人主義流行の結果政治上の天賦人權論なるものが我が國民の間に蔓延するに至れり。天賦人權論とは即ち人はそれ〴〵天より自由の權を與へられたるものにして社會は人が此の天賦の權利を伸して幸福なる生活を送るためにつくられたるものなりと云ふ説にして此の説を信ずるものは民主的思想を謳歌し遂には我が國體と相容れざる言をなすものさへ出で來れり。國家の爲めに此の上もなき危険なる事と云はざるを得ず。個人主義思潮と共に入り來りしものは功利的思潮なり。此の思想のはじめて我が國に入りしは明治九年十年の頃にして陸奥宗光は獄中に於てペンザムの功利主義を翻譯して利學正宗と名け出版したることあり。功利主義とは最大多數の最大幸福を人生終極の目的とする倫理上の主義にして一般人生に與へる効果に重きを置きて善惡を判斷するが故に忠孝の如く動機を重んずる道德は頗る輕んぜられたり。福澤諭吉が嘗て

『古の忠臣義士が君の爲めに討死したのは權助が主人の一兩の金を落して途方に暮れ、旦那へ申譯がないと思案を定めて、並木の枝で首を縊ると同様、唯因果づ

くて旦那へ申譯の爲めにするこゝで彼の忠臣義士が一萬の敵を殺して討死するも、權助が一兩の金を失つて首を縊るも其の死を以て文明を益することのなしいのは正しく同様の譯である』

と云へるが如きは、功利的思想より忠臣義士の行爲を批評したるものなり。

かく新文明の輸入は、歐化主義の流行となり、從來の道德或は風俗を破壊すること尠からざりき。而して此の歐化の風潮は明治十九年二十年頃に至りて、其の極度に達したり。政治の要路に立つ人々まで、婦人の束髮洋装を奨勵し、男女の交際、女尊男卑の弊風は次第に蔓延し、夜會、舞踏會、假裝舞踏會等は頻々として催され、大學生と女學生とが相混じて英語の芝居を演ずると云ふが如き奇抜なることさへ企てらるゝに至れり。かゝる輕薄なる世態人情の下に陶冶せられし青年の中には、たゞ徒に功利に熱中して眼中に道德なく、放從無賴に流れ、私慾を縱にし、私利を貪らんと欲するもの尠からざりき。權利を主張して父子兄弟の法廷に相争ふものあり。自由結婚の名の下に淫奔の行をなすものあり、一知半解の新知識を以て長者を凌辱するものあり、驕奢の風は天下に充ち、風紀の頽廢は其の極度に達するに至れり。

歐化主義の害毒日を趁うて甚しくなるにつれ、其の反動として、一種の國粹主義ともいふべきもの出で來れり。明治十二三年頃より米國のフェノロサ等は、日本の美術を研究し、大に其の特色を賞揚したりしが、これが動機となりて、我が國民は日本の美術にも獨特の長所あるとを自覺するに至り、一旦衰へたる國粹美術は漸次復興の機運に向へり。かくの如きはひとり美術界のみならず、音樂の如きも、體育の如きも、頓に一轉して國粹復活の氣勢を示すに至れり。又明治二十一年には常に放膽なる歐化主義を鼓吹したる雜誌「國民の友」に對して新に「日本人」生れ、大に國粹保存を主張し、西洋文明の缺點を指摘し、當時の國民思想の二大潮流を代表するに至れり。

國粹主義を説くものの中には、動もすれば極端に其の説を固執し、西洋のこと、云へば、是非善惡を問はず、一概に之を斥けんとするものあり。例へば斬髮を以て夷狄の風なりとし、靴のまゝ室内に入るは禽獸同様の行なりと反駁するが如き、甚だしきに至りては、文明の利器たる電信電話等をも排し去らんとするものもありたり。

かくの如く極端なる歐化主義と國粹保存主義とが相争ふに至り、國民思想は益々混亂して、全く歸嚮する所を失ひ、殆んど五里霧中にさまよふ様となれり。心あるものは世道人心の廢れ行くことを慨し、何とかしてこれを救はんものと種々の企てをなしたれども、大勢の赴く所如何ともする能はざりき。此の時に當りて、混沌たる我が思想界の雲霧を排し、國民の思想を統一して、歸嚮する所を示し給へるものは、即ち「教育に關する勅語」にして、これによりて初めて我が國民道德の大本は明らかとなり、將に倒れんとする大厦をよく支ふることを得たり。

以上の如く「教育に關する勅語」は、混亂したる我が國民思想を統一する思召より出でたるものにして、ひろく内外古今の狀勢に鑑み、國民の守るべき所を明らかにし給へるものなり。故に我が國民は「教育に關する勅語」の御旨趣を奉體して、明けくれ實踐躬行を怠るべからず。勅語の御精神を奉ずるものは、大日本帝國の良民たると共に、人類として少しも恥づべきものにあらざるなり。これ吾人が教育に關する勅語を以て、國民道德の根柢となす所以なり。

故に我が國民道德を論ずるものは、此の「教育に關する勅語」を中心として考へざるべからず。依つて左に謹みて其の趣旨につき述ぶる所あらんとす

第二節 「教育に關する勅語」の御精神

謹みて按ずるに教育に關する勅語の本文は三段に分るゝものと思はる。

第一段は「朕惟フニ」より「教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」に至る迄を云ひ此の第一段に於ては我が國の國體が他國に罕なる美しき所を有することを明にし給ふ。此の第一段の御辭を最も平易に云へば天皇陛下が御身親ら「朕が思ふに我が先祖及び代々の天皇が日本國を御開き遊ばされたる御志は誠に廣大なるものにて千萬年の後々迄をも遠く御考へ遊ばされ我が國を建つるに大切なるものは忠孝の二つにまさるものなしと思召定めさせられてさては忠と孝との二つの徳を臣民の心の底にしかと留めさせ給ひたること恰も樹を植うるに深く根を埋めて厚く培ふが如く堅固になされしが故に我が臣民はよく此の忠孝の道を守り日本國民皆心を一つにして世々忠孝の美德をあらはし濟せり。これぞ我が國柄の最も立派なる所以にして教育の大本とする所も畢竟此の忠孝の二つを教ふるにあり」と宣ひたるものなり。

抑々忠孝の大道は開闢の始めより千萬年の後までも移り變らぬものにしてこれあるが故に國も開け世も治まり人々其の所を得て今日に至りたるものなり。長くも天皇陛下が勅語のはじめに於て特に忠孝の二つに就きて訓誡し給ひし御聖旨もこゝにあることならんと思はる。

第二段は「爾臣民」より「爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」に至る迄を云ふ。此の第二段は天皇陛下が吾人日本臣民の守るべき道徳の大綱を示し給へるものなり。父母には孝行を爲さざるべからず。兄弟姉妹は仲よくせざるべからず。夫婦はよく和合して互に親み愛すべし。朋友は互に信實を以て交ること肝要なり。又人は驕り高ぶらず萬事控目にして儉約を旨とせよ。己れの身に縁なき人々を愛するのみならず縁遠き他人をも愛し更に進みては禽獸蟲魚に至るまで生あるものには情をかくるがよし。無學にて智慧開けず人の道も分らざるものは人の人たるかひなければ幼き時より學問をはげみ人として大切なる徳を守ることを忘る勿れ。一身の修まりたる後は進みて世の爲め人の爲めになるべき公益の事業を爲して此の國家社會を益々よくすることを心がけざるべからず兵役に服する事租税を納むる事は云ふ迄もなくたとひ聊かの事なりとも掟となり居る事は決して違背すべからず。又國家の事變に臨みたる場合には身命をすて

ても國の爲めに盡さざるべからずと我等の踐み行ふべき所の道を細々と教へ給へるものなり。

第三段は『斯ノ道ハ』より以下終りに至るまでを云ふ。此の所にては、前に述べ給ひし道が今日偶然に生じたるものにはあらず。歴代の天皇の遺し置き遊ばされたる御訓誡にして、古今を問はず、又内外を通じて行はるべき天下の大道なることを仰せられ、畏くも天皇陛下には御身自ら臣民と共に此の御遺訓を服膺せんことを誓はせ給ふ。大御心の忝けなさ、我等臣民の心に徹して感泣に堪へざる所なり。

第三節 我が國民道德の内容（『教育に關する勅語』の徳目）

『教育に關する勅語』が我が國民の守るべき道德即ち國民道德の大本なることは、前述の如し。されば、我が國民道德の内容は如何なるものなるかと云ふことは、『教育に關する勅語』中に如何なる徳目が含まるゝかと云ふことに歸着すべし。『教育に關する勅語』の第二段を拜誦するに、此の中には我等の日常踐み行ふべき四種の本務の主要なる綱目につきて示し給へるものと思はる。即ち父母に孝

に、兄弟に友に、夫婦相和するは、家族に對する本務なり。朋友相信じ、恭儉己れを持し、博愛衆に及ぼし、公益を廣め世務を開くは、社會に對する本務なり。學を修め業を習ひ、知能を啓發し、徳器を成就するは自己に對する本務なり。國憲を重んじ、國法に遵ひ、一旦緩急ある時義勇公に奉ずるは國家に對する本務なり。これを表示すれば左の如し

(一) 家族に對する本務

- 1、父母に孝に
- 2、兄弟に友に
- 3、夫婦相和し

(二) 社會に對する本務

- 4、朋友相信じ
- 5、恭儉己れを持し
- 6、博愛衆に及ぼし
- 7、公益を廣め世務を開き

(三) 自己に對する本務

- 8、學を修め業を習ひ
- 9、智能を啓發し
- 10、徳器を成就し

(四) 國家に對する本務

- 11、國憲を重んじ國法に遵ひ
- 12、一旦緩急あれば義勇公に奉じ

徳とは本務を幾度か行ひて、それが習慣となりたるものなれば、以上示し給へる本務によりて、國民道德の徳目は自ら明らかなるべし。

こゝに一言せざるべからざるは、吾人のなすべき本務は「教育に關する勅語」中に盡く列擧せられたるものにあらず。たゞ極めて重要なもののみを掲げられたるに過ぎざるることなり。併し乍ら自己に對する本務の中に、「徳器を成就し」とあれば、一々其の細目を擧げざれども、日本國民として守るべき本務は盡く勅語の御精神の中に含まるゝものと云ふべきなり。

尙特に注意を要するは、此の本務の中に、「孝」の文字ありて「忠」の文字なきことなり。我が國に於ては孝よりも忠を重んぜざるべからず。然るに勅語の中に忠の文字を明示し給はざるは、深き大御心の存することと思はる。抑々我が國に於ては忠孝は一本にして君に忠なれば父母に孝なると共に、父母に孝なるものは君に忠なり。殊更に忠の文字を掲げずとも、孝を行へばそれが直ちに忠ともなるわけなり。況んや勅語の中に示し給へる四種の本務を行ひてあやまることなれば、それより大なる忠義と云ふものはなし。故に忠義は孝行とか博愛とか云へる一の徳目に對するものにあらずして、國民として守るべき全體の徳目の總稱とも見るべきものなりとも思はる。

國民道德の内容たる徳目既に明らかになれば、進みてこれ等の徳目の一つ／＼に就きて、詳細に説明するが順序なれども、本書には別に「實踐道德大意」を添へ、其の中に個々の徳目のことを述ぶるが故に、以下たゞ國民道德の特色とも云ふべきものについて細絮するのみに止めんとす。故に本章を讀みたるものは、必ずこの所にて「實踐道德大意」を一讀せらるべし。

國民道德の特色

第八章 國民道德の特色

前にも述べたるが如く國民道德とは、實踐道德を國民の立場より見たるものにして、世界共通の實踐道德の外に國民道德と云ふ全く種類の異なるものゝ存在するにあらず。故に國民として守るべき道德は、日本に於ても、支那に於ても、格別大差あるべき道理はなけれど、其の國の事情の異なるによりて國民の守るべき道德に多少特殊なる着色を帶ぶに至るものなり。これを國民道德の特色と稱し、國民道德を狭義に解釋する時には、たゞ此の國民道德の特色のみを指して、國民道德と云ふものなり。

我が國民道德には、他國に比類なき多くの特色を有すれども、其の中特に著しきものを擧ぐれば左の如し。

- (一) 忠孝 一本
- (二) 忠君愛國の一致
- (三) 祖先崇拜の盛んなること

されば本章に於ては此の三者につきて、詳しく解説せんとするものなり。

第一節 忠孝一本

國民道德上に於ける忠孝の地位

忠孝が日本の國民道德上に最も重要な地位を占むることは「教育に關する勅語」の中にも明らかに示されたり。即ち「教育に關する勅語」のはじめに於て、天皇陛下は此の忠孝を以て國體の精華とし、教育の淵源と宣ひしにあらざや。

忠孝は忠義孝行の二つの徳目を合したるものなり。而して忠義と孝行とが相一致して矛盾せざることを忠孝一本と云ふものなれば、忠孝一本を述ぶる前に、先づ忠義孝行の意義を明にする必要あり。

忠の意義

忠と云へば通常君主の爲めに身命を捧ぐることの意味に解釋せらるれど、忠と

孝の意義

は必ずしも君主の爲めに盡すこととは限らず、忠には廣狹二様の意義ありて、廣義の忠は所謂眞心の意味を有す。論語に「爲人謀而不忠乎」とあるが如きは、廣義の忠にして眞心の意味を含めるものなり。狹義の忠は此の眞心を以て君主に對するものを云ふ。即ち普通に稱せらるる忠は、此の意味の忠に外ならず。

孝にも亦廣狹二様の意義あり。孝經に「夫孝、天之經也。地之義也。民之行也。天之經而民是則之」と云へるが如きは、孝を甚だひろき意味に解釋したるものにして、これによれば、孝は天地の法則、世界の原理と云ふことになれど、今日用ひらるる孝の中には、決してかくの如き廣汎なる意義を含まず。たゞ自己の依つて來る所を尊敬するの意味に用ひらる。自己の依つて來るものは己れの父母なれば、父母を尊敬し奉養することを以て孝の本義となす。然れども孝はたゞ現在生存する所の父母を尊敬することのみとは限らず。父母の父母即ち祖先に對する尊敬をも含むものなり。故に後に述ぶる祖先崇敬の如きも亦これ孝の一種なりと云ふべし。(尙孝に關する詳しきことは、實踐道德大意の中に於て述ぶるを以て其の條を參照すべし)

忠孝一本の意義

忠孝ともにこれを狹義に解釋して、忠は君の爲めに眞心を捧げて働らくこと、孝

は父母を尊敬し奉養すること、すれば忠孝一本とは果して如何なることを意味するか。

忠孝一本はまたこれを忠孝一致とも云ふ。忠孝一本の言葉をはじめて用ひたるは水戸學派なれど、其の意味のことは頗る古くより存し菅原道眞の菅家文章には「忠孝之教可同。孝子之門。必有忠臣。臣子之道何異。」とあり。又支那にては孝經の中に「資於事父以事君」「以孝事君則忠」「君子之事親孝。故忠可移於君」等の言あり。忠孝一本が我が國民道德の根本的特色なることを最も明白に述べたるものには吉田松陰あり。其の士規七則中に「君臣一體、忠孝一致、唯吾國爲然」と云へる有名なる一句を掲げたり。

忠孝一本とは忠と孝とが一致することなれど、其の理由に就ては學者によりて解釋する所を異にせり。井上博士は忠孝一本には五種の解釋ありとし、其の著「國民道德概論」中にこれを詳論せられたり。今井上博士の説によりて忠孝一本の五解釋を次に列挙すべし。

忠孝一本の解釋
1主觀的方面

其の第一は忠孝一本の理由を主觀的方面より解釋するものなり。此の説によれば、忠も孝も其の基くところは真心にして、真心を以て君に對すれば忠となり、父

2客觀的方面
よりの解釋

母に對すれば孝となる。故に忠も孝もたゞ同じ真心のあらはれたるものにして、其の徳目こそ異なれ、心情に就ては少しも變りなしと云ふにあり。

第二は忠孝一本の理由を客觀的方面より解釋するものなり。此の解釋によれば、忠と孝とは全く其の性質を等しくするものなれども、たゞ其の行はるゝ境遇を異にするのみなり。即ち孝はたゞ家と云ふ小なる範圍の中に行はれ、忠は國家と云ふ大なる範圍の中に行はるゝものなりとなす。而して國家はまたこれを一の大なる家族とも見ることを得るが故に、要するに忠孝はたゞ大家族の中に行はるゝと、小家族の中に行はるゝとの相違あるのみなりと云ふにあり。

第三は歴史上より忠孝一本の理由を解釋するものなり。此の解釋によれば、君に忠義を盡すは、父母の意志を繼ぐこととなる故に、忠は同時に孝となるものなりと云ふにあり。

第四も亦歴史上よりの解釋なれども、これは前とは異りて報本反始の思想上より忠孝の一本なるを認むるものなり。神皇正統記は天祖の直系にして、國民の宗家なれば、國民が君に忠を盡すは、これ本に報ゆるものと云ふべく、畢竟孝の大なるものなりと云ふにあり。

4歴史上よりの解釋(二)

3歴史上よりの解釋(一)

5大義名分の
りの解釋

概括

第五は大義名分の上より忠孝一本を解釋するものなり。此の説によれば、忠と孝とが一本にして悖らぬは、大義名分によりて定まれるものなりと云ふにあり。以上忠孝一本の事實に對する種々の解釋は、何れも一面の眞理を道破したるものにして、忠孝一本の理由を十分に闡明せんとするには、これ等の解釋の一二によることなく、寧ろこれを綜合して考ふべきものなり。

○世界各國何れに於ても、忠義孝行を重んぜざる所はなし。然れども忠と孝とがよく相一致して、君に忠なれば父母に孝、父母に孝なれば君に忠、忠と孝との間に少しも矛盾する所なきは、我が國にのみ存在する特有の現象にして、我が國民道德の根本的特色とも云ふべきものなり。

第二節 忠君愛國の一致

愛國の意義

忠君愛國の一致することも、我が國民道德の特色と稱すべきものなり。愛國とは己れの國土を愛することなり。換言すれば己れの生れたる祖國を愛し、只管に其の進歩發展を祈り、若し外敵の來り襲はんとするものあらば、身命を抛ちても、これを救はんとすることを云ふ。

忠君愛國の一致

我が國に於ては、忠君と愛國とは常に相結合して離れざるなり。君に忠なればやがて國土を愛することとなり、國家の爲めに盡せば、即ち君に對して忠義となる。我が國はもと皇室の經營によりて成りたるものにして、諸外國の如く多くの人民が集まりて、其中より統治者を推選したるものにあらず、又權力ある者が、他の國を滅ぼして、其の領土を奪ひ取り、自ら主權者となりたるものにあらず。ある家族が己れの一族を率ゐて他郷に移住し、荒蕪の地を拓きて新しき國を樹てたるが如く、天祖が自ら此の國土を開きて、國の基を定め給ひ、世々の天皇は、何れも天祖の意志をつぎて、臣民を赤子の如く愛撫し、今日の如く盛大なる國家を爲し給ひしものなれば、國家と皇室とは別々に離れて存在せざるものなり。これ忠君愛國の相一致する所以なり。諸外國の中には、往々忠君と愛國と相衝突して、國を愛する爲めに君主を放伐し、或は忠君の爲めに、國家の休戚を犠牲に供するが如きなきにあらず。かゝる國々と我が國とを比較すれば、其の國がらの優秀なること同日の談にあらざるを知るべし。

世界の國々の中には、我が國の如く主權者の經營によりて起りたる國もなきにあらざれども、永き時代を経る間に、或は外敵の爲めに侵略を受け、或は内亂の爲め

に統治者の交替となり、いつしか忠君愛國の相一致せざるやうになりたるもの尠からず。我が國の如く建國以來、三千餘年の間、皇統連綿として渝らず、建國の態様を變ぜざるものは殆んど世界に類例を見ざる所なり。かゝる歴史上より考ふるも我が國が皇室と離るべからざる關係を有すること明らかならん。我が國の如く皇室を中心として、永き年代の間、繼續的發展をなし來りたる國に於て、はじめて忠君愛國は一致するものなれば、忠君愛國の一致は、世界に存在せざる我が國民道徳の特色の一なりと云ふことを得べし。

第三節 祖先崇敬

祖先崇敬の意義

祖先崇敬はまたこれを祖先崇拜とも云ひ、祖先尊崇とも云ひ、祖先敬慕とも云ふ。何れも文字を異にするのみにして、同様の意味に用ひらる。

祖先崇敬とは其の字義の如く、祖先を敬ふことなり。祖先崇敬は、子孫が祖先の靈に對して、生ずる報恩の念に基きて起るものなり。祖先の恩義を感謝し、遺訓遺志を奉じて之を紹述することを以て、祖先崇敬の本義となす。

人は何故に祖先に對して敬慕の念を有するか。今この祖先敬慕の依つて來る

祖先崇敬の理由

所以を考ふるに二様の理由の存することを認め得べし。其の第一は祖先の意志を重んずることなり。即ち吾等は何人も祖先を有せざるなく、祖先は吾等に對して遺業を垂れ給ひしものなれば、子孫なるものが祖先の意志を重んじて、其の遺業を全うせんとすることは、人情の然らしむる所と云はざるを得ず、第二は祖先の血統を重んずる事なり。吾等は皆祖先より出でたる後裔にして、祖先の血統を受け継ぎたるものなれば、其の血統をして永く絶へざらしめんとするは、これまた當然のことなりと思はる。かくの如く祖先の意志を重んずること、祖先の血統を重んずること、が相合してこゝに祖先に對する敬慕の念は生ずるものなり。

祖先崇敬と家族制度

祖先崇敬の念はやがて遠き祖先に對しても、宛然活ける人の如く、儀式を營み、供物を供へて、其の冥福を祈るに至る、祖先の祭祀を怠らざるは、祖先敬慕に伴へる一の特徴なり。祖先の祭祀をして絶えざらしめんとするが爲めに祖先の血統をうけつぎたるもの、中、最も其の血統に近きものをして、家長たらしめ、これをして一家を主宰せしむ。これ即ち家族制度の起れる所以なり。

祖先崇敬の美徳なる所以

祖先崇敬は祖先を敬愛する子孫の至情より出でたるものにして、祖先は吾等の依つて來る遠き源なり。我等の依つて來る所を思ふは孝なり。故に祖先崇敬も

(一)祖先崇敬は孝の一種

亦一種の孝なりと云ふべく、直接我等の依つて來る現在の父母に盡すを直接の孝とすれば、其の遠き源たる祖先を敬愛するは、間接の孝とも稱すべきものなり。

(二)家族間の一致結合

祖先崇敬は祖先に對する尊敬の念を中心として、一家内の結合一致を鞏固ならしむるものなり。一家族は何れも一祖先より岐れたるものにして、云はゞ同じ幹より出でたる枝葉と相等し。故に世の中に己れの家族程親しきはなく、兄弟は垣に闕ぐとも、外に争ひの起る時は、直ちに一致團結してこれに當るものなりと云はる。同じ祖先を戴く家族なりと云ふ觀念の浮び來る時には、何人も互に相依り相助けて、一家の爲めに盡し、家名を汚さざらんとするに至るべし。かくて祖先崇敬は子孫の品性に善良なる影響を與へ、家族の理想とする子孫の繁榮進歩を期することを得るに至る。日本の如き國家全體が一大家族の體系をなす國にありては、此の一致團結の精神は、やがて國家の中心として、邦國の爲めに身命を犠牲にするも辭せざる愛國心となるものなり。

(三)子孫の品性に善良なる影響を與ふ

(四)淳厚の氣風を養ふ

祖先崇敬はまた子孫が共同して祖先の祭祀を行ひ、祖先に對して感謝の意を表はすと共に、家族間に親愛の情と責任の感を一層強くするが故に、茲に淳厚の氣風養はれ、遂には一般社會の民情をも厚からしむるに至る。

我が國の祖先崇敬

(一)皇宗の祖先崇敬

祖先崇敬は古來多くの民族の間に行はるゝ美德にして、我が國特有のものにあらず。されど我が國に於ては特に祖先崇敬の美風盛んなり。これ吾人が祖先崇敬を我が國民道德の特色の中に掲げたる所以なり。

我が國に於て祖先崇敬の風の盛んなることは、歴代の天皇がよく皇祖皇宗の靈を祀り給ひしことによりても察せらる。神武天皇は天下平定の大業を完うし大和國橿原に即位し給ふや、鳥見の山に天神地祇を祀り給へり。崇神天皇は崇祖敬神の情に富ませられ、從來大殿の内に安置せられたる天照大神の靈を倭の笠縫邑に祭り給ひ、垂仁天皇はまたこれを五十鈴川の上に遷し給ひき。日本武尊の東夷征討、神功皇后の新羅征伐等、いづれも皇祖の神靈に頼りて其の加護を仰ぎ給ひたり。佛教の隆盛に赴きたる後に於ても、尙祖先尊崇の精神は失はれず、孝徳天皇は深く佛教に歸依し給ひしが、

『上古の聖の王の跡に遵ひて、天の下を治むべし』

と詔し給ひたる事あり。近くは明治天皇も亦常に皇祖列聖の懿訓を體し給ひ、明治元年三月十四日五條の御誓又と共に下し給ひし詔の中に

『今般朝政一新の時に膺り、天下億兆一人も其處を得ざる時は、皆朕が罪なれば、今

日の事朕自身骨を勞し、心志を苦しめ、艱難の先に立ち、古列聖の盡させ給ひし蹤を履み、治績を勤めてこそ、始めて天職を奉じて億兆の君たるに背かざるべし』と仰せられたり。加之『教育に關する勅語』の中にも、明らかに祖先尊崇の御精神を拜することを得るものなり。其の他歴代の天皇が祖先の祭祀を重んじ、祖先の靈に告げて政を行ひ、所謂祭政一致を政治上の大法とし給ひしこと等の御事績に至りては一々數ふるに遑あらざるなり。

(二)國民の祖先崇敬

皇室に於てかくの如く深く祖先を崇敬し給ひしかば、民間に於ても祖先を崇敬すること厚く、神社を設けて其の祖先を祀り、日を定めて祭典を擧げ、其の日には一族一家擧つて之に參詣し、或は初穂を供へ、神酒を捧げて、報恩の誠を致すことを習慣としたり。今日我が國民の間に残れる神社崇拜の風は全く祖先崇敬の精神より來れるものに外ならず。

神社

我が國に於ては如何なる土地にも神社の存在せざる所なく、其の數は殆んど十萬の上に達する有様なり。此の神社の中には社格と稱するものあり。社格は官社、府縣社、郷社、村社の四級に分れ、更に官社には官幣社、國幣社及び別格官幣社等の區別あり。官幣社とは維新の前に神祇官より幣帛を供進したる神社を稱し、國

幣社とは當時國司より幣帛を供進したる神社を稱するものにして、今日にては神祇官及び國司と云ふものなく、官幣社は宮内省より、國幣社は國庫より幣帛を供進せらるゝものなれば、此の名稱はたゞ沿革的に残れるのみ、別に意味あるものにあらず。別格官幣社は明治維新以後に於て生じたるものにして、楠正成、新田義貞、和氣清麿、三條實美の如き國家の功臣を祀りたるもの多く、其の幣帛は帝室より供進せらる。別格官幣社、官幣社、國幣社の三社は何れも國費を以て維持せらるゝを以てこれを官社と稱す。府縣社、郷社、村社とは、それ／＼一府縣一郷一村等の狭き範圍内の人々の尊敬する神社を云ふ。此の外に尙無格社と云ひて社格を有せざるものあり。

これ等の神社には祭神と云ふものあり。祭神には天照大神を始めとして、神代に於ける神々あり。神代以後に於て功勞ありたる天皇々族あり。國家に勳功を樹てたる臣民あり。民族の祖先あり。舊藩主の如く地方に功勞ありたる人もあり。又は其の地方の勸業教育に盡力したる篤志家もあり。祭神はいづれも生前に於ては、普通の人間にして、みな我等の祖先にあたる人に外ならず。基督教に於ける神、佛敎に於ける佛とは全く其の性質を異にするものなり。

されば、我が國民が神社に參拜するは、祖先の厚德功業に對して、追慕感謝の意を表するものなれば、基督教信者が神に禮拜し、佛教信者が佛に歸依するものと同一に見ること能はず。故に政府に於ても神社參拜のみは宗教と認めず、神社に關することは神社局にて掌り、宗教に關することは宗教局にて取扱ひ、其の事務の所管を區別して、神社を全然宗教以外に獨立せしめたり。

第四節 國民道德の特色の生ずる理由

國民道德が國々によりてそれ／＼多少の特色あること、我が國民道德の最も主要なる特色と認むべきものが、忠孝一本、忠君愛國の一致、祖先崇敬等にあるとは以上の説明によりて大體明らかになりたること、思ふが故に、これよりは更に進みて、國民道德にかくの如き特色を生ずる理由につきて述べんとするものなり。國民道德に特色の生ずるは、これを一言にして盡せば、其の國の事情によるものなりと云ふことを得べし。しかし其の國の事情と云ひたるのみにては、甚だ漠然たるものなれば、如何なることが其の國の事情と云ふべきものなるかを、今少しく詳しく研究せざるべからず。

國民道德に特色を生ずる理由

- (一) 國民の境遇
- (二) 國民性
- (三) 國體
- (四) 社會組織

我が國民道德の生じ來れる原因

國の事情と云ふことは、其の意味甚だひろけれど、國民道德に特色を生ずる最も主要なるものを舉れば、第一には國民の境遇なり。其の國民が如何なる土地に於て如何なる生活^{セイゴ}をなすかあるかと云ふことなり。第二には國民性なり。即ち其の國民の性格によりて、國民道德に種々の特色を生じ來るものなり。第三には國體なり。國體とは國がらの事なり。日本の如き君主國體の國と、米國の如き民主國體の國とは、自然に國民道德に相違を生ずるものなり。第四には社會組織なり。家族制度の社會組織を有する我が國と、個人主義を基本とする西洋諸國と、國民道德を等しくせざるは當然のことなり。以上は國民道德の特色を生ずる最も主要なる理由を挙げたるものなり。今我が國民道德の特色を、これ等の理由により説明すべし。

第一 忠孝一本の道德は如何にして生じ來りしか。云ふまでもなく優秀なる我が國體に由來するものなり。我が國體は君主國體の最も純正なるものにして、萬世一系の天皇ありて、天下を統治し給ふ。萬世一系の皇統は忠孝一本道德の淵源なり。又我が國の社會組織は家族制度にして、國家全體が一大家族の如き組織をなせり。これも亦、忠孝一本の道德の起れる所以なり。

第二 忠君愛國の一致は如何なる理由によりて生じ來れるか。これも我が國體に由來するものと云はざるべからず。我が國は皇室の經營によりて成り、二千五百餘年間系統的に發展し來れるものなれば、忠君と愛國とが一致して離れざること前に述べたる所なり。

第三 祖先崇敬の風は如何なる理由によりて生じ來れるか。祖先崇敬は家族制度の精神たるものにして、家族制度の存ぜざる國にては、祖先崇敬の風ある事なし。而して家族制度は國民の境遇によりて生じ來るものなり。我が國が島國にして、農業民族なることは我が國に家族制度の發達せし主要なる原因と思はる。

かくの如く、國民の境遇、國民性、國體、社會組織は、國民道德の特色を生ずる理由中の最も主要なるものなれば、吾人は以下左の如く章を改めて、これ等の國情と國民道德とが如何なる關係を有するかを考察すべし

イ、國民の境遇と國民道德

ロ、國民性と國民道德

ハ、國體と國民道德

ニ、家族制度と國民道德

第九章 國民の境遇と國民道德

第一節 國民の境遇と人文との關係

境遇

境遇と云ふ言葉には種々の意味を有すれども、茲に境遇と稱するは、其の國の地位、即ち其の國民の周圍をめぐり、地勢、地味、氣候等の地理的關係を云ふものなり。

世界の人類はそれ〴〵境遇を異にす。氣候溫和にして、四季の變化あり、土地肥沃にして草木茂り、天然の恩恵を受くること最も多き温帯に住するものあり。四時氷雪を以て閉され、日の光りさへも自由に仰ぐこと能はざる寒帯に生れ出づるものあり。密林枝を交へて暗く、炎熱骨を鎔かすが如き熱帯に其の生涯を終るものあり。等しく温帯の中にも、山間僻地に住めるものあり。車馬輻輳たる都會に住めるものあり。人類の境遇は千差萬別にして、枚舉に遑あらざるなり。

すべての生物が境遇の影響を受けて變化しつゝあることは、今日の生物學の證明する所なり。例へば亞弗利加に棲める麒麟はもと草食動物にして、極めて短かき頸を有したりしが、一たび草の少なき所に至り、仰いで木の葉を食するやうにな

人類の生活と
境遇との關係

り次第に今日の如き頭の長き動物となりたりと云ふ。かくの如きは生物の身體が境遇に順應して變化したる著しき一例と云ふべし。

人類も亦生物の一種なり。境遇の影響を受けて變化せざるを得ず。しかも人類はたゞ境遇の爲めに物質的方面の影響を蒙るのみならず、精神的方面にも少からざる感化を受くるものなり。人類は他の動物と異なり、靈妙なる精神を有するが故に、文明の利器を發明して、自然界を征服せんとし、或は山を穿ち、川を埋めて汽車を通じ、或は汽船、軍艦等を造つて大洋を横切り、飛行機、飛行船を以て空中を航行する等、種々の新らしき企てをなすものなり。これ等の點より見れば、自然界は次第に人類の力によつて征服せらるゝが如き感あれども、然も自然は尙依然として人類の力を超越したる、絶大なる偉力を有するものなり。これ人類が境遇の支配を受けざるを得ざる所以なり。

國民の境遇により其の精神的方面に及ぼす所異なるが故に、地理的事情はやがて其の國の民族性を造る一つの原因となる。雪深く鎖して日光頗る稀薄なる北歐の國民は、自然に沈鬱なる性質となり、日影麗かに海風常に爽かなる南歐の國民は、自然に快活なる性質となる。而して沈鬱なる國民の間には、壯重なる文學を生

じ快活なる國民の間には、優麗なる藝術を生ず。蓋し國民性は人文發達の基礎となるものなればなり。これ國民の境遇と人文發達との間に極めて密接なる關係ある所以なり。

更に一二の例を擧げて國民の境遇と人文との關係を述べん。印度は北に千古の雪を戴くヒマラヤの連峯を仰ぎ、南には漫々として限りなき印度洋を控へ、國內には汪洋たる幾多の河流を有す。かくの如き雄大なる地理的關係の下に如何なる人文が發達したるかを見よ。高遠なる教義と深奥なる哲理とを含める佛教は此の地に現はれたるにあらずや。又先秦時代の情勢を察するに、鄒魯の地位は東北にありて、氣候寒く土地疲せ、生産に力を用ひざれば、安らかに生計を營むことはざりしかば、道德政治教育等を重んじ、實踐を主とする儒教の發達を見るに至り、刑楚の地位は西南にありて、氣候溫和に地味豊かなれば、人々心を衣食に勞すること少く、且つ國內に大河流れ高山峙ち、思索の機會自ら多かりし故、幽遠なる哲學的思索に富める道教の發達を見るに至れり。

地理的事情と人文の發達との間に密接なる關係を有すること夫れかくの如し。國民道德の特色の生じ來れる原因を、國民の境遇に求むることの不合理ならざる

地理的事情の
人文に及ぼす
影響の實例

を知るべし。

第二節 我が國の地理的觀察

地理上より觀
たる我が國の
特色

我が國を地理上より觀察すれば甚だ多くの特色を有すれども、こゝにはたゞ其の中の極めて著しきもののみを述べんとす。

第一は我が國の島國なることなり。我が國は亞細亞洲の東端に位し、四面に海をめぐらし、大小四千の島々より成る。

(二)領土の狭
小なること

第二は領土の狭小なることなり。蓋し領土の狭きことは島國の一特色なり。今日世界の強國と云はるゝ國々を觀るに、其の領域の尨大なるもの尠からず。露西亞、北米合衆國の如きは特に著しきものなり。英國の如きは本國の面積我が國のそれと略々伯仲の間にあれども、世界の各地に領土を有し、英國の版圖には太陽の没する時なしと云はる。和蘭の如きは本國の面積より云へば、我が國の十分の一にも過ぎざれども、其の殖民地の面積は、我が國の屬地の九倍に當れり。我が國の領土は、明治維新以來次第に擴大したれども、尙歐米諸強國に比すれば及ばざると甚だ遠し。我が國はたゞ其の面積が狭きのみならず、東北は千島のはてより、西

(三)山水の秀
麗なること

南は臺灣に至るまで、延長千三百里の長きに及ぶ。かくの如き狭長なる國は世界に於ても稀に見る所なり。

第三には山水の秀麗なることなり。我が國は島國にして四面に海をめぐらし、多くの山脈中央を走れるが故に、波浪は常に海岸を洗つて、或は奇巖怪石を露出せしめ、或は白砂青松の長汀を形造り、翠巒は相結びて、其の間に湖沼を湛へ、瀑布を懸け、溪谷をうがち、河流を通じ、到る處に秀麗なる山水の美をなせり。世界の國々には風光の明媚なる所尠からざれども、我が國の如く山容水態盡く備はれるものはあらず。我が國が世界の公園と云はるゝも宜なることと云ふべし。

(四)農業國な
る事

第四には、我が國の農業國なることなり。古代の民族を生活の狀態より遊牧民族と農業民族とに分つことあり。遊牧民族とは定まりたる住所を有せず、水草を追うて次第に居を移す所の民族を云ひ、農業民族とは一箇所に定住して、農業に従事する民族を稱す。我が國民は農業民族にして、古來國號を豊葦原瑞穂國と云へり。蓋しこれ我が國の氣候地味等が何れも農業に適したるが故なり。近日列國の國際競争日を趁ふて隆盛に赴くに從ひ、國富増進の必要は益々認められ、商工業を以て立國の基とせざるべからずと云ふ説も出づるに至りたれども、從來の我が

國が農業國なりしは争ふべからざること、云ふべし。

第三節 境遇の國民道德に及ぼせる影響

境遇と國民道德

前節に於て境遇と人文との關係を説き、更に我が國の地理上に於ける特色を述べたるは、云ふ迄もなくかくの如き境遇の下にある我が國民の間に、忠孝一本、忠君愛國の一致、祖先崇敬、其の他の特有なる國民道德の生じ來れることの偶然ならざるを證明せんが爲めに外ならず。故に本節に於ては境遇の國民道德に及ぼせる影響を簡単に述べんとす。

すべて島國の國民は尊皇愛國心の強きものなり。何となれば一度外敵の襲ひ來る時には、外に逃るゝ道なければ、背水の陣を布いて戦はざるを得ざればなり。されば島國の國民は外敵に對する敵愾心強く、一旦事ある場合には、よく一致團結し、國運を賭してこれに當る。弘安の役に我が國民が十萬の元軍を筑紫に殲滅せしめたるが如きは、今も尙勇壯なる物語として、骨鳴り肉躍るを覺えしむ。歐洲全士を馬蹄に蹂躪したる奈翁一世も、遂に英國には一步も踏み入ることを得ざりしは、ドーヴァー海峡の横はれるが故なりと云はる。

(一)島國と國民道德

而して國民の愛國心、團結心は、國家の基礎を強固ならしむるものにして、我が國が開闢以來今日に至るまで、未だかつて外敵の侮りを受けず、金匱無缺の國體を維持し來りしは、これ一には上に英邁なる天皇あり、祖宗の遺訓を奉じて、國土の經營に其の意を用ひ給ひしによるものなれども、又一には國民が愛國の美德に富み、事ある時によく一致團結して困難に殉ずるの覺悟を忘れざりしことも、主要なる原因なりと云はざるべからず。國民の愛國心、團結心は、やがて二千五百有餘年間の美しき歴史となりて現はれ、忠孝一本、忠君愛國の一致等の國民道德は、其處に由來するものなればこれ等の國民道德が、島國と云ふ我國の地理的事情に深き關係を有することは、斷言してあやまらざる所なるべし。加之、島國は大陸に起る所の揺亂の餘波を受くること少きものなれば、社會組織に根本的の變動を及ぼすが如きことなし。我が國に家族制度の美風の永く傳はりたるは、我が國が島國なることを一つの理由とするものなり。されば我が國民道德の一特色たる祖先崇敬の念の厚きことも、亦島國と云ふ地理的事情と關係なしとは云ふべからず。

狭小なる國土に住める國民は、統一最も固くして、君主の統治權がよく全國に及び、君臣の關係極めて親しきを特色とす。我が國民が常によく日本國民たること

(二)國土の狭小と國民道德

を自覺して、此の國體を擁護することにつとめ、君臣の間に父子の情を有して春風駘蕩たるの感あるは、國土の狭小なることに關係を有するものなり。此の點より見れば國土の狭小なることは、我が國民道徳の根本的特色たる忠孝一本、忠君愛國の一致等に全然無關係なりとは云ひ難し。

(三)山水の秀麗と國民道徳

風光の明媚なる土地に人となりたるものは、自ら其の秀麗なる山水の感化をうけて、高潔なる品性を養はる。我が國民が潔白にして正直を好み、質素を重んじ禮義正しく、廉恥を尊ぶは、自然の影響尠からざるものあるを見る。

(四)農業國と國民道徳

農業に従事する國民は、一箇所に定住するが故に、淳厚の氣風を生ず。着實勤勉にして常に中庸を守り、極端に馳することなし。家族制度と稱する社會の組織は農業民族に特有の現象なり。農業民族は遊牧民族の如く轉々として故郷を變ずることなければ、祖先の遺したる財産はこれを子孫に傳へ、子孫は祖先より受けたる土地を耕すと云ふやうに祖先と子孫との間に絶えず一の脈絡を存するが故に、茲に相孫相續の精神おこり、子孫は祖先の遺業を後世に傳ふるを以て自己の責任と感ずるに至る。加之、祖先に對する尊敬追慕の情は、やがて祖先の祭祀となり家長を設けて祖先の祭祀を怠らざらんことをつとむるに至る。されば家族制度の

社會組織及び其の家族制度の精神をなす祖先崇敬の風は農業民族の間に生ずる特有の美風と稱するも決して過言にあらざるなり。

第十章 國民性と國民道徳

第一節 國民性の意義

國民性とは何ぞや

國民性とは國民の性格を云ふ。個人にそれ／＼特殊の性格あるが如く、國民にも亦それ／＼特殊の性格あり。個人特殊の性格を個人性又は個性と云ひ、國民特殊の性格を國民性と云ふ。こゝに甲乙二人ありとすれば、此の二人は勿論何れも人間としての通有性を有すれども、又各人それ／＼身體上にも精神上にも幾多の特色を有す。個性とは即ち此の特色を稱する者なり。又こゝに二箇の國民ありとすれば、其の國民の間には共通なる性質と特有なる性質との存するを見る。例へば日本國民と支那國民とは、等しく東洋人種にして人情風俗習慣等相似たる所尠からざれども、尙兩國の間には氣風性格の異なる點多し。國民性とは此の國民特殊の氣風性格を云ふものなり。人に個性と云ふものなければ、萬人は一樣の

個性と國民性

人間となり、人と人との間に甲乙を認むること能はざるが如く、國民の間に國民性と云ふものなければ、世界の列國は平等不遍となりて、國と國との間に少しも區別なきに至るべし。

個性とは個人特殊の性格にして、一個人が他の個人に對する時に認めらるゝ特性なり。國民性とは國民特殊の性格にして、一國民が他の國民に對する時に認めらるゝ特性なり。然らば個性と國民性との關係如何。此の兩者の關係については、個人主義を唱ふるものと、團體主義を唱ふるものと其の解釋を異にする所あり。即ち個人主義者の見解によれば、國民はもと個人より成るものにして、個人の外に國民と稱するものゝあるべき道理なし。故に國民性と云ふものは、畢竟個人性の抽象に過ぎずとなせり。之に反して、團體主義者の見解によれば、國民性は一の普遍的實在なり。此の實體が國民として生れたるものにあらはれたるものにして、一國民たる個人の性質の一致したる點を抽象したるものにあらずとなせり。之を要するに國民性とは、國家の中に生活する個人の間存する性質には相違なけれども、各個人の性質を抽象し、一致したる點のみを總括すればとて、それが直ちに國民性となるものなりとは言ひ難し。多數の個人が集まりて共同生活を營むに

當りては、個人心理の外に社會心理の支配をうくるが如く、個性を有する人類が集まりて一の國家をなす時は、其の個性を抽象したるものゝ外に、一種特別な性格を形造るものなりと思はる。此の性格が即ち國民性なれば、國民性は個性を基礎として成るものなれども、個性の共通點を集めたる總稱を以て直ちに國民性なりとすること能はず。

國民性と民族性

國民性の外に民族性と云ふ言葉の用ひらるゝことあり。此の民族性と云ふ言葉は、民族の意義の解釋によりて、或は廣くも用ひられ、或は狭くも用ひらる。民族の意義については前に述べたる所なれば、其の條項を參照すべし。民族性の意義は、往々國民性と同様に解釋せらるゝが如きことなしとせざれど、本來此の兩者は區別して考ふべきなり。何となれば、一民族は必ず一國家を成すものと限らず、時は一の民族が數種の國家を組織する事あれば、又一の國家が數種の民族によつて成る場合も尠しとせざればなり。之を要するに國民性とは國民特殊の性情を云ひ、民族性とは民族特殊の性情を云ふものにして、國民と民族との觀念の等しからざるが如く、國民性と民族性との間にも相違ありと云はざるべからず。

亘理章三郎氏は其の著『國民道德序論』の中に於て、國の本質即ち國體を成立

個性と國民

する能力を國性と名け、國體と國性との關係を論じて國體と國性とは同一のものなれども、國體と云ふ時には、國家組織の現象を稱し、國性と云ふ時には、國家組織の本質を稱するものにして、國體は國性の體現に外ならずと云へり。亘理氏は又國性と國性とを區別して、國性は國家の要素たる國民普通の性質を云ひ、國性は國家の組織全體としての性質を稱するものなりと云ひ、更に此の兩者の關係を論じて、國民は國の要素なれども、國民即ち國とは云ひ難し。故に國民性と國性とは、全く同一のものにあらずれども、國民性は國性の要素を成せるものなれば、兩者を全く分離して考へること能はずとなせり。

第二節 國民性の起原と變遷

國民と國民との間に特殊なる性情を生じ、甲の國民と乙の國民と其の性情を異にするに至れるは何故なるか。國民の素質の中にかくの如く、特殊なる性格を生ずるに至る傾向を有するか、或は又境遇の影響によりて、同一素質の國民がかくの如く種々に變化し來るか、換言すれば國民性の由來は、先天的なりや、後天的なりやと云ふ問題を解決せんとするには、先づ個性と云ふものが、如何にして生ずるかを

國民性の生ずる理由

考へざるべからず。

個性の由來

今日の學者の唱ふる所によれば、個性は遺傳と境遇とによりて成立するものなりとせらる。遺傳とは生前に於て父祖の有する特質をうけつぐことにして、境遇とは生後に受くる内外の刺戟をいふ。内界の刺戟とは、個人が自ら内部の精神上より感ずるものを云ひ、外界の刺戟とは、自然界より受くる無意識的影響又は教育等によりて與へらるゝ意識的感化を稱す。故に個性は一面に於ては先天的に成り、一面に於ては後天的に成るものなりと云はざるべからず。何人も天稟の素質を有し、生れながらにして賢愚、穎鈍の區別ありと雖も、修養の結果によりては、愚鈍なるものも或る程度までは其の才能を發達せしむること不可能にあらず。之に反して天性如何に伶俐なるものも、修養を怠りたる時には、非常なる天才にあらずる限り徒らに其の才能を枯死せしむるに過ぎざるべし。天稟の素質と習得の結果とが相互に相影響して、始めて個性を生ずるものなり。

國民性の由來

國民性も亦個性と等しく、二つの要素によりて成れるものなり。即ち一は國民特有の先天的素質にして、他は其の國民の後天的に受くる境遇なり。國民特有の先天的素質は國民性の萌芽とも云ふべきものにして、これなければ國民性の生ず